第6176号　本文

官報

総理廳令

◉総理廳令第十三号

昭和二十二年臨時國勢調査規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十五日　内閣総理大臣　片山　哲

第十八條　市町村長は、臨時國勢調査申告書及び附屬書類によつて、都道府縣知事の定める期限までに、内閣総理大臣の定める樣式により作成した統計表を、都道府縣知事に提出しなければならない。

都道府縣知事は、市町村長の提出した統計表によつて、内閣総理大臣の定める期限までに、内閣総理大臣の定める樣式により作成した統計表を作成し、市町村長の提出した統計表とともに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二十條中「これらに準ずべきもの及び東京都の区の存する区域にあつては」を「これらに準ずべきもの、東京都並びに京都市、大阪市、橫浜市、神戸市及び名古屋市の区については」に改める。

附　則

この総理廳令は、公布の日から、これを施行する。

◉総理廳令第十四号

事業所統計調査規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十五日　内閣総理大臣　片山　哲

第二十三條中「これらに準ずるべきもの及び東京都の区の存する区域にあつては」を「これらに準ずるべきもの、東京都並びに京都市、大阪市、橫浜市、神戸市及び名古屋市の区の存する区域にあつては」に改める。

附　則

この総理廳令は、公布の日から、これを施行する。

訓令

◉総理廳訓令第五号

都道府縣
市町村

昭和二十二年臨時國勢調査施行心得の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十五日　内閣総理大臣　片山　哲

第三條中「昭和二十二年十月三十一日」を「昭和二十二年十一月二十日」に、「市町村統計表は同年十一月三十日までに」を「都道府縣統計表及び市町村統計表は同年十二月十五日までに」に改める。

第五十六條第二項中「東京都の区にあつては」を「東京都並びに京都市、大阪市、橫浜市、神戸市及び名古屋市の区にあつては」に改める。

告示

◉戰災復興院告示第八十六号

青森特別都市計画地域指定の件を次のやうに内閣総理大臣が決定したので昭和二十二年九月四日からこれを施行する。その関係図面は青森縣廳及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年八月十五日　戰災復興院総裁　阿部美樹志

「次のよう」及び「図面」は省略

◉内務省告示第二百六十一号

昭和十八年十月二十七日内務省告示第六百二十九号大阪府多奈川都市計画事業多奈川土地区劃整理区域を次の通り変更した。

その関係図面は大阪府廳及び泉南郡多奈川町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年八月十五日　内務大臣　木村小左衛門

区域及び地積
区　域　泉南郡多奈川町の一部（別紙図面表示の通り）（図面省略）
地　積　約八万坪

◉内務省告示第二百六十二号

昭和十八年十月二十七日内務省告示第六百三十号大阪府深日都市計画事業深日土地区劃整理区域を次の通り変更した。

その関係図面は大阪府廳及び泉南郡深日町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十二年八月十五日　内務大臣　木村小左衛門

区域及び地積
区　域　泉南郡深日町の一部（別紙図面表示の通り）（図面省略）
地　積　約五万二千坪

◉大藏省告示第百八十二号

昭和二十一年八月大藏省告示第六百六十八号（金融機関の旧勘定に屬する債務の弁済又は旧勘定に屬する資産の処分をなす場合に関する告示）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十五日　大藏大臣　栗栖赳夫

第十四号の次に左の一号を加える。

十五　農林中央金庫特別融通及損失補償法第五條の規定により政府が農林中央金庫となした契約に基き、地方農業会、産業組合又は市街地信用組合が農林中央金庫に対し、特別融通の債務の担保たる債権を讓渡する場合。

◉大藏省告示第百八十三号

昭和二十一年勅令第二百九十四号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令）第二條第一項の規定によつて東京都品川区平塚町七丁目一〇五七番地高雄時夫に対し左記財産を昭和二十二年八月二十日までに英國人アルフレッド・ラッセル・ストーンに返還することを命じた。

昭和二十二年八月十五日　大藏大臣　栗栖赳夫

一、種　類　建物（木造板葺二階建居宅）及び家具
二、数　量　建物一棟建坪二十一坪、家具十点
三、所在地　長野縣北水内郡信濃尻村大字野尻字神山四百七十九番十九号敷地

◉大藏省告示第百八十四号

昭和二十一年勅令第二百九十四号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令）第二條第一項の規定によつて東京都淀橋区下落合四丁目千九百八十番地佐々木猛雄に対し左記財産を昭和二十二年八月二十日までに加奈陀國人チョージ・アーネット・ボットに返還することを命じた。

昭和二十二年八月十五日　大藏大臣　栗栖赳夫

一、種　類　建物（木造板葺二階建居宅）及び家具
二、数　量　建物一棟延坪二十七坪一合、家具二十六点
三、所在地　長野縣上水内郡信濃尻村大字野尻字神山四百七十九番地十二号敷地

◉文部省告示第百三十五号

高等学校教員規程に依り左記の通り高等学校高等科教員試験検定を施行する。受験者は本年十月一日より十月末日迄に、居住地の地方廳に願書を差出し、地方廳は十一月末日迄に、到達の日取をもつて、これを当省に進達すべきものとする。

昭和二十二年八月十五日　文部大臣　森戸辰男

一、試験検定施行学科目　國語、数学
二、試験検定施行期日　本年十二月十日よりの予定
三、試験検定場所　東京都

右詳細は追て本人に通知する。

◉厚生省告示第五十二号

助産婦規則第一條ノ二により、左記養成所を、指定する。

昭和二十二年八月十五日　厚生大臣　一松定吉

愛媛縣新居浜市金子乙千三百三十四番地　別子病院助産婦看護婦養成所
東京都中野区宮園通四丁目十一番地　日本医療團中野病院助産婦養成所
盛岡市志家字内加賀野小路四十三番地　盛岡助産婦看護婦学校

◉農林省告示第百二十一号

昭和二十二年農林省告示第十五号（水産局駐在官の設置に関する件）別表中、農林省水産局大阪事務所の位置「大阪市東区大手前之町大阪府廳内」を、「大阪市福島区下福島三丁目中央卸賣市場内」に改める。

昭和二十二年八月十五日　農林大臣　平野力三

◉農林省告示第百二十二号

昭和十五年十月農林省告示第四百六十四号（農業薬剤配給統制規則に依る指定の件）中一を次のように改正し、昭和二十二年八月二十一日から、これを施行する。

昭和二十二年八月十五日　農林大臣　平野力三

一　第一條第一項ノ農業薬剤
砒酸鉛、砒酸石灰
農業用硫酸ニコチン
農業用デリス根、デリス粉及びデリス乳剤
農業用除虫菊粉、除虫菊エキス及除虫菊乳剤

◉遞信省告示第二百六十一号

次の郵便局を下記の日から設置し、これを通信官署官制第十條第一項但書の規定により、特に指定する郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取扱わない。

昭和二十二年八月十五日　遞信大臣　三木武夫

名　称	位　置	設置年月日
高田馬場（たかだのばば）郵便局	東京都新宿区戸塚町三丁目（落合長崎局郵便区内）	昭和二十二年八月十六日
中野本町通三（なかのほんちょうどおりさん）郵便局	東京都中野区本町通三丁目（中野局郵便区内）	同八月二十一日
長橋（ながはし）郵便局	青森縣北津軽郡長橋村（七和局郵便区内）	同

◉遞信省告示第二百六十二号

民間貿易再開記念として、本日から次の樣式の一円二十銭及び四円の各郵便切手を発行し、東京都内普通郵便局、橫浜、名古屋、大阪、京都及び神戸の各市内普通郵便局においては発行当日から、その他の郵便局においては同日以後現品到着次第、これを賣捌く。

昭和二十二年八月十五日　遞信大臣　三木武夫

本文

切手様式

一円二十銭郵便切手

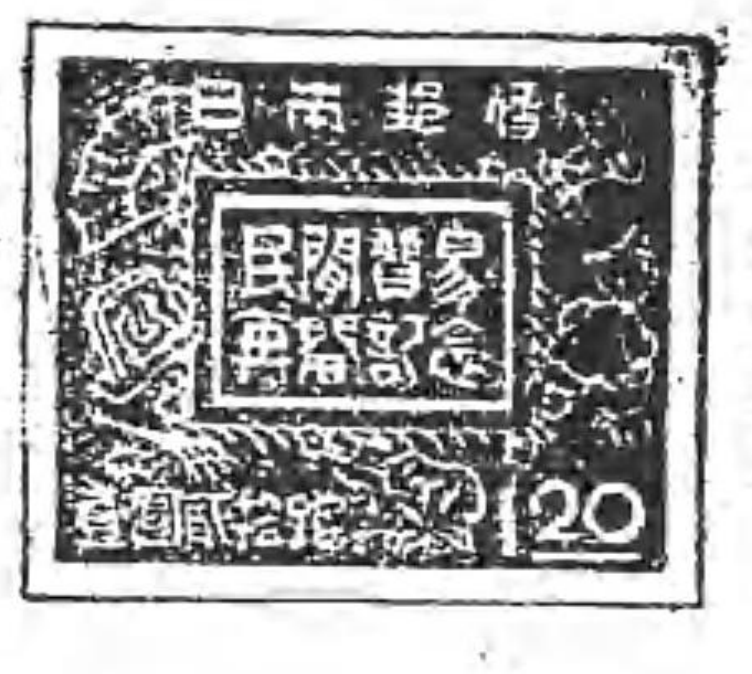

意匠 輸出品を配したもの
刷色 褐色
印面 縦二二粍五、横二七粍

四円郵便切手

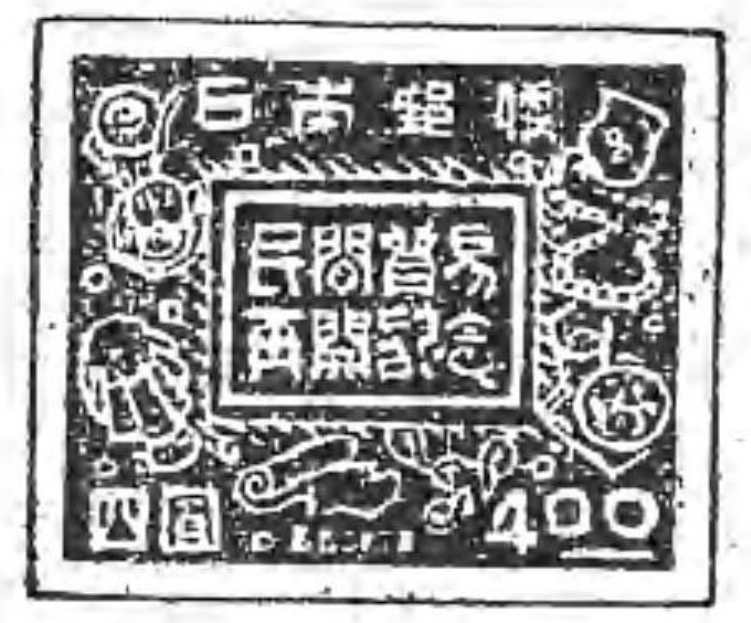

意匠 輸出品を配したもの
刷色 群青色
印面 縦二二粍五、横二七粍

正誤

本年五月三日官報号外(一)公布政令第十六号中一五頁一段終りから五行「署名し」は「署名し」、同二段八行「選挙人名簿を」は「選挙人名簿と」、同四段六行「とあるのは」は「とあるのは、」、同五段七行「投票は」は「投票は、」、一六頁二段終りから十二行「おいては」は「おいては、」、同三段終りから十一行「あつたときは」は「あつたときは、」、同四段二十二行「を除く。」は「を除く。)」、一七頁二段六行「各〻二人」は「各〻二人」、同十一行「第二号」は「第二号」、一八頁四段六行「委員長」は「委員長は、」、一九頁一段十八行及び三十一行、同二段初行「年度」は「年度」、二三頁三段二十行「島の」は「島の」、同五段初行「關スルコト」は「關スルコト」、同段終りから九行「改める」は「改正する」、同段終りから八行「『都道府縣』は『都道府縣ノ』」同段終りから七行「改める」は「改める。」のいずれも誤植。

敍任及辞令

◎昭和二十二年八月八日

内閣事務官兼
総理廳事務官 岩永 賢一
総理廳事務官 澁江 操一
内務事務官 石井 榮三
同 中川 淳
地方事務官 溝淵 増己
同 奥田 信雄
同 谷口 幸三
（各通）
一級に陞敍する

伊藤 清
堀井 啓治
根道 廣吉
（各通）
特別調達廳理事に任命する

三浦 義男
特別調達廳監事に任命する

運輸事務官兼高等海員審判所審判官 土井 智喜
総理廳事務官に任命する
二級に敍する

石倉 邦造
加藤 一平
（各通）
総理廳技官に任命する
二級に敍する

橋野 秀信
復員事務官に任命する
二級に敍する

副領事 近藤 孝一
外務事務官に任命する
二級に敍する

内務事務官 山崎 五郎
二級に陞敍する

文部教官 栗本 勳
文部事務官兼文部教官に任命する
二級に敍する

地方教官 渡邊 貞吉
石澤 清
増尾 富士雄
（各通）
文部教官に任命する
二級に敍する

文部教官 堯天 義久
二級に陞敍する

文部教官 幸城 勇猛
地方教官に任命する
二級に敍する

内閣事務官 岩永 賢一
二十三号俸を給する（八月八日内閣）

総理廳技官 三浦 義男
同 堀井 啓治
復員事務官 中西 貞喜
（各通）
願に依り本官を免ずる

総理廳事務官 澁江 操一
二十四号俸を給する

復員事務官 小田島 董
同 關 義廣
同 橋本 賢次
（各通）
願に依り本官を免ずる

総理廳技官 中榮 一徹
戰災復興院特別建設局建設部長を命ずる
戰災復興院建築局営繕課長事務取扱を命ずる

同 石倉 邦造
十九号俸を給する
戰災復興院建築局監督課勤務を命ずる

同 加藤 一平
二十号俸を給する
経済安定本部部員を命ずる

経済安定本部部員 加藤 一平
経済安定本部生産局繊維課勤務を命ずる

文部事務官 宮地 茂
行政調査部部員を命ずる

入江 俊郎
行政調査部顧問を命ずる

松岡 駒吉
川上 嘉市
（各通）
行政調査部顧問を免ずる

総理廳事務官 土井 智喜
二十二号俸を給する
公正取引委員会事務局調査部第一課長を命ずる

文部教官 大槻 朔太郎
願に依り本官を免ずる

太田 直
小野田 友吉
柿崎 尚
久根下 潔
古和田 隆之助
鈴木 四郎
田島 瀰太郎
中田 太郎
松野 正一
山岸 寅雄
小口 竹重
岡本 久男
沓掛 久雄
小針 喜三郎
下迫田 宗市
陶山 専三
手塚 芳太郎
野崎 清
宮川 重郎
吉田 良三
（各通）
蚕糸調査会専門委員を命ずる

地方教官 西川 隆一
同 切石 盛
同 中里 重作
同 水谷 末一
同 細田 敬三
同 渡邊 宗藏
同 相原 諦語
同 後藤 信人
同 蓬萊 照雄
同 大河原 遼海
同 阿部 重剛
同 芹澤 義三
同 清水 喜一
同 栗原 龍作
（各通）
願に依り本官を免ずる（以上八月八日総理廳）

文部教官 小島 松雄
十八号俸を給する
奈良女子高等師範学校教授に補する

同 松原 喜代松
十七号俸を給する
京都帝國大学教授に補する
農学部勤務を命ずる
水産学第四講座担任を命ずる

同 木俣 正夫
十四号俸を給する
京都帝國大学教授に補する
農学部勤務を命ずる
水産学第三講座担任を命ずる

同 川上 太左英
十二号俸を給する
京都帝國大学助教授に補する
農学部勤務を命ずる（以上七月十四日文部省）

同 石山 平作
奈良女子高等師範学校教授に補する

同 鎌田 セツ
京都師範学校教授に補する

同 藤澤 晋
岡山青年師範学校教授に補する
岡山青年師範学校附属中学校主事を命ずる

同 小出 武
長野師範学校教授に兼ねて補する

同 小出 武
長野県女子専門学校教授に補する（以上七月十五日同）

地方教官 狩野 道美
群馬県立前橋高等女学校長に補する

同 飯田 與惣雄
群馬県立太田高等女学校長に補する

同 田中 悦平
群馬県立沼田高等女学校長に補する

同 田中 友次郎
高崎市立高等女学校長に補する

同 木内 和太郎
長野県野沢高等女学校長に補する

同 松波 尚榮
富山県立上市農林学校長に補する

同 落合 岩次郎
富山県立小杉農学校長に補する

同 岩根 義成
群馬県立前橋商工学校長に補する（以上七月十六日同）

文部事務官 三木 安正
十七号俸を給する
文部省視学官に補する
学校教育局勤務を命ずる

文部教官 三木 安正
教育研修所勤務を命ずる

地方教官 白岩 敎
北海道廳立留萌中学校長に補する

同 小林 與作
北海道廳立旭川中学校長に補する

同 武田 俊介
北海道廳立富良野中学校長に補する

同 安達 三夫
北海道廳立釧路中学校長に補する

同 澤井 德太郎
北海道廳立苫小牧中学校長に補する

同 北浦 延治郎
北海道廳立札幌第一中学校長に補する

同 和田 數雄
北海道廳立滝川中学校長に補する

同 潮田 隆文
北海道廳立遠軽中学校長に補する

同 市江 吾郎
北海道江差中学校長に補する

同 安田 惺
北海道廳立本別中学校長に補する

同 高橋 猛
北海道廳立網走中学校長に補する

同 大久保 熊太郎
北海道廳立根室中学校長に補する

同 泉 文一
北海道池田中学校長に補する

同 尾崎 覺賢
北海道廳立函館高等女学校長に補する

同 水島 雲平
北海道余市高等女学校長に補する

同 宮田 新一
北海道廳立小樽高等女学校長に補する

同 縞島 重美
北海道廳立網走高等女学校長に補する

同 木戸 堅次
北海道廳立室蘭高等女学校長に補する

同 鈴木 喜代馬
北海道廳立札幌高等女学校長に補する

同 塚原 善記
北海道廳立岩内高等女学校長に補する

同 佐々木 武次
室蘭市立高等家政女学校長に補する

同 一柳 眞雄
北海道廳立小樽工業学校長に補する

同 富樫 武
小樽市立商業学校長に補する（以上七月十七日同）

文部教官 福田 隆一
二十号俸を給する

同 柳崎 秀雄
十九号俸を給する
茨城師範学校教授に補する

同 前野 正
十七号俸を給する
山形高等学校教授に補する

同 三浦 政治
十六号俸を給する
廣島文理科大学助教授に補する

同 青木 雄造
十五号俸を給する
東京商科大学予科教授に補する

同 柏原 正敏
同 谷口 陸男
（各通）
十一号俸を給する
山形高等学校教授に補する

同 柏榮 恭二
十号俸を給する
第六高等学校教授に補する

同 小原 毅
十号俸を給する
東京工業専門学校教授に補する（以上七月十八日同）

会計検査院事務官 小峰 友雄
十九号俸を給する
検査第三局第二課勤務を命ずる（八月五日会計検査院）

宮廷録事

◎行幸御日程

八月十二日
午前八時 行在所御出門
鷹揚園へ行幸
同 八時三十分 弘前駅御発車
同 十時五十分 鷹巣駅御著車
沢口村舟場部落、鷹巣営林署舟場貯木場、沢口村陣場岱、鷹巣町當引揚者戰災者住宅、鷹巣農林学校へ行幸
午後 零時四十分 鷹巣駅御発車
同 二時十五分 羽後飯塚駅御著車
昭和聯保班指導農場、展望台へ行幸
同 三時二十五分 羽後飯塚駅御発車
同 四時 秋田駅御著車
秋田市営住宅、恩賜財團同胞援護会秋田縣支部秋田授産場へ行幸
同 四時五十五分 行在所（佐竹邸）著御
御駐輦

八月十三日 佐竹邸御駐輦

八月十四日
午前八時五十分 行在所御出門
財團法人聖心愛子会秋田支部、新潟鉄道局土崎工機部、日本石油株式会社秋田製油所、秋田港へ行幸
同 十一時三十分 秋田駅御発車
午後 一時四十五分 湯沢駅御著車
秋田木工株式会社、山田村へ行幸
同 三時三十五分 湯沢駅御発車
同 五時三十五分 秋田駅御著車
同 五時四十五分 行在所（佐竹邸）著御
御駐輦

彙報

○産業

◎日本規格 さきに工業標準調査会の調査審議を経て左記の規格がそれぞれ制定または廃止された。（昭和二十二年七月二十六日特許標準局）

日本電氣規格 高圧ピン碍子 電氣三八一〇
〃 高圧枝碍子 電氣三八一一
以上制定
日本標準規格 高圧ピン碍子 第一一三号
〃 高圧枝碍子 第一八七号
以上廃止
（内容省略）

國会

○衆議院

◎議案提出 八月十一日議員から提出した議案は次の通りである。

石炭増産感謝決議案（淺沼稻次郎外十三名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

皇室経済法施行法案
家事審判法案
兒童福祉法案
鉄道営業法の一部を改正する法律案
日本國憲法第八條の規定による議決案

◎要求書受領 八月十一日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

貿易再開許可に関し連合國最高司令官に対する感謝決議案 喜多楢治郎外十二名
石炭増産感謝決議案 淺沼稻次郎外十三名

◎任命及辞令

衆議院常任委員会専門調査員に任命する（八月一日衆議院） 落合 高次
衆議院常任委員会専門調査員に任命する（八月六日同） 濱口 金一郎
衆議院常任委員会専門調査員に任命する（八月八日同） 岩村 勝
衆議院常任委員会専門調査員に任命する（八月十二日同） 小竹 豊治

常任委員会専門調査員 落合 高次
電氣委員会勤務を命ずる（八月一日同）
同 濱口 金一郎
労働委員会勤務を命ずる（八月六日同）
同 岩村 勝
運輸及び交通委員会勤務を命ずる（八月八日同）
同 小竹 豊治
予算委員会勤務を命ずる（八月十二日同）

○参議院

◎報告書提出 本月十一日委員長から左の報告書を提出した。

國会議員の特別手当に関する法律案可決報告書
昭和二十二年法律第八十一号（議院に出頭する証人の旅費及び日当に関する法律）の一部を改正する法律案可決報告書

又昨十二日委員長から左の報告書を提出した。

参議院緊急集会規則案可決報告書

廣告

◎禁治産宣告

本籍横浜市中区根岸町一丁目一番地、住所同市磯子区杉田町一四六三番地
申立人 鈴木 賢徳
大正八年五月十八日生

右之者に対し横浜市磯子区杉田町一四六三番地鈴木まその申立に因り当裁判所は昭和二十二年三月十七日禁治産の宣告を爲した。

昭和二十二年三月十七日
横浜区裁判所

◎準禁治産宣告

兵庫縣加古郡加古川町美乃利四百七十四番地
被申立人 石原 一

右の者に対し兵庫縣加古郡加古川町美乃利五百十二番地の二石原藤吉の申立により当裁判所は昭和二十二年六月三日被申立人に対し準禁治産の宣告を爲したり。

昭和二十二年六月三日
神戸地方裁判所姫路支部

本籍並住所長生郡五郷村早野千六百四十九番地
申立人 荒井 秀雄
大正十一年十二月十八日生

右ニ対シ母荒井あきノ申立ニ因リ当裁判所ハ昭和二十二年五月十二日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ

昭和二十二年五月十九日
千葉地方裁判所一宮支部

本籍並住所長生郡東浪見村東浪見六一〇九番地
申立人 河崎 恒次
明治三十年九月二日生

右ニ対シ母河崎よしノ申立ニ因リ当裁判所ハ昭和二十二年五月二十八日準禁治産ヲ宣告ス

昭和二十二年六月一日
千葉地方裁判所一宮支部

◎準禁治産宣告取消

東京都北多摩郡武蔵野町境千九百四番地
清水 誠藏
明治四十二年七月十四日生

右の者に対し昭和十三年十二月十四日当区裁判所の宣告したる準禁治産の宣告は同所同番地清水甚太郎の申立に因り昭和二十二年四月二十五日之を取消す。

昭和二十二年四月二十八日
八王子区裁判所

山形縣北村山郡宮本村大字湯野沢二百二十番地
申立人 菅井 淳吉
明治四十年十二月三十日生

当裁判所ハ昭和十八年九月二十七日前記ノ者ニ対シ爲シタル準禁治産ノ宣告ハ申立人ノ申立ニ因リ準禁治産ノ原因止ミタルモノト認メ之ヲ取消ス

昭和二十二年五月二十八日
山形地方裁判所
判事 猪瀬 一郎

◎公示催告

利根郡沼田町大字沼田八十三番地
申立人 岡田 近一郎

別紙目録記載の証券について申立があつたから右証券の所持人は昭和二十三年二月二十八日午前十時迄に当裁判所に其の権利を届出で且つ証券を提出して下さい右期日迄に届出及提出をしなければ右証券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年四月二十八日
沼田区裁判所

（別紙） 目録

第一貨物引換証第三三号
発行日 昭和二十二年二月二十三日
貨物種類 汐留駅迄出沼田駅着小口扱第四九四号精米器二箇七十瓩
第二貨物引換証第三七号
発行日 昭和二十二年二月二十三日
貨物種類 汐留駅迄出沼田駅着小口扱第四九八号精米器二箇七十瓩

大阪市西区奥美町五十八ノ一
申立人 大阪單式印刷株式会社
右代表取締役 東 繁治
右代理人弁護士 宮武 甚平

別紙表示の証券について申立があつたから其の所持人は昭和二十三年二月十日午前九時迄に当裁判所に権利を届出て且其の証券を提出せよ若しその届出及提出がないときは右証券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年六月二日
京都簡易裁判所
判事 本井 資

（別紙） 目録

一 倉荷証券 一通
番号 第四二一八番
品名 洋紙クリーム上質四六、七十五ポンド
数量 五〇〇連 但二百五十連出庫済
証券作成年月日 昭和十六年一月十三日京都市ニ於テ作成ス
証券発行者 京都倉庫株式会社取締役社長 奥主一郎
最終証券所持人 大阪市西区奥美町五十番地ノ一 大阪單式印刷株式会社

神戸市生田区伊藤町一二〇
申立人 丸池商事株式会社
右代表者代表取締役 池田 四郎
右代理人弁護士 山本 登

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は

第6176号本文

昭和二十三年二月二十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい若し期日迄に右の届出と提出をしなかつたら其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年五月二十三日

灘簡易裁判所

（別紙）　目録

日本木型株式会社株式二千九百八十株

一　証券ノ記号番号及種類　自A第一号至A第五十号但各五十株券　自B第一号至B第八号但各十株券
一　証券ノ一株ノ金額　金五十円但十分ノ六払込済
一　証券作成地　神戸市
一　証券発行者ノ住所並名称　神戸市葺合区東雲通二丁目二七日本木型株式会社
一　証券名義人　神戸市生田区伊藤町一二〇番丸池商事株式会社

兵庫県武庫郡住吉村字新堂五三ノ二
申立人　池田五郎
右代理人弁護士　山本登

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十三年二月二十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい若し期日迄に右の届出と提出をしなかつたら其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年五月二十三日

灘簡易裁判所

（別紙）　目録

日本木型株式会社株式一百株

内訳

一　証券ノ記号番号及種類　自B第九号至第十八号但各十株券
一　証券ノ一株ノ金額　金五十円但十分ノ六払込済
一　証券作成地　神戸市
一　証券発行者ノ住所並名称　神戸市葺合区東雲通二丁目二七日本木型株式会社
一　証券ノ名義人　兵庫県武庫郡住吉村字新堂五三番地ノ二　池田五郎

兵庫県武庫郡住吉村字新堂六二番地
申立人　池田四郎
右代理人弁護士　山本登

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十三年二月二十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい若し期日迄に右の届出と提出をしなかつたら其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年五月二十三日

灘簡易裁判所

（別紙）　目録

日本木型株式会社株式一百株

内訳

一　証券ノ記号番号及種類　自A第五十九号至A第六十号但各五十株券
一　証券ノ一株ノ金額　金五十円但十分ノ六払込済
一　証券作成地　神戸市
一　証券発行者ノ住所並名称　神戸市葺合区東雲通二丁目二七日本木型株式会社
一　証券名義人　兵庫県武庫郡住吉村新堂六二番地池田四郎

倉敷市東町一一七二番地楠戸與平方
申立人　前田品子

公示催告

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其ノ無効ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日

倉敷簡易裁判所代行　岡山簡易裁判所

（別紙）　目録

一　倉敷紡績株式会社株式五十株券二枚
　株券額面　金二千五百円也
　払込金額　全額払込済
　記号及番号　（イ）ち戊第一三八三号　（ロ）に戊第八五号
　発行者　倉敷紡績株式会社
　発行日　（イ）昭和十三年一月十日　（ロ）大正九年十二月一日
　最終株主　前田品子
一　倉敷紡績株式会社株式十株券十一枚
　株券額面　金五百円也
　払込金額　全額払込済
　記号及番号　（イ）ほ乙第一七四七号　（ロ）乙第六六八号（ハ）ね乙第三〇号　[illegible]
　発行者　倉敷紡績株式会社
　発行日　大正七年十二月二十一日　[illegible]　昭和十三年一月十六日
　最終株主　前田品子
一　倉敷紡績株式会社株式十株券二枚
　株券額面　金五百円也
　払込金額　全額払込済
　記号及番号　に乙第五〇二号、同第五〇三号
　発行者　倉敷紡績株式会社
　発行日　大正九年十二月一日
　最終株主　前田品子
　最終所持人　西崎誠一
一　倉敷紡績株式会社株式五株券六枚
　株券額面　金二百五十円也
　払込金額　全額払込済
　記号及番号　（イ）ほ丙第三〇一号、（ロ）に丙第四八号、同第四九号、同第四五〇号（ハ）丙第二五四号、（ニ）ち丙第六三九号
　発行者　倉敷紡績株式会社
　発行日　（イ）大正十年一月一日、（ロ）[illegible]（ハ）昭和[illegible]
　最終株主　前田品子
一　倉敷紡績株式会社株式十株券十三枚
　株券額面　金五百円也
　払込金額　全額払込済
　記号及番号　（イ）に丁第二二一八号、同第四九三号、（ロ）ち丁（自）第五九八四号（至）同第五六〇号、[illegible]
　発行者　倉敷紡績株式会社
　発行日　（イ）昭和十三年十二月十日、（ロ）[illegible]
　最終株主　前田品子

岡山県浅口郡富田村大字道口四五四〇番地
申立人　赤澤君子

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日

倉敷簡易裁判所代行　岡山簡易裁判所

（別紙）　目録

一　倉敷紡績株式会社株式十株券一枚
　株券額面　金五百円也
　払込金額　全額払込済
　記号及番号　ほ乙第四九二号
　発行者　倉敷紡績株式会社
　発行日　大正十年十二月一日
　最終株主　赤澤君子
一　倉敷紡績株式会社株式一株券六枚
　株券額面　金五十円也
　払込金額　全額払込済
　発行者　倉敷紡績株式会社
　発行日　昭和十三年一月十日
　記号及番号　ち丁（自）第六五五八七号（至）第六五九二号
　最終株主　赤澤君子

岡山市四番町二番地
申立人　植野與四男
右代理人弁護士　山根吉三

別紙表示ノ小切手ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十九日

岡山簡易裁判所

（別紙）　目録

一　送金小切手一通
但
一　金額　金七万八千八百円（封鎖支払）
一　小切手番号　F第九二九九号
一　振出年月日　昭和二十一年十一月二十九日
一　受取人　植野商店　植野與四男
一　振出人ノ住所氏名　大阪市東区高麗橋四丁目株式会社帝国銀行高麗橋支店長代理　下川清一
一　名宛人ノ住所氏名　岡山県児島郡福田村、株式会社中国銀行呼松支店

愛媛県今治市上宝来町
申立人　武内定重
右代理人弁護士　塩出通

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十九日

岡山簡易裁判所

（別紙）　株券目録

一　倉敷紡績株式会社十株券五枚
　額面　金五百円
　番号　ぬ乙自第二九九四号至第二九九八号
　発行者　倉敷市元町四百九十七番ノ四地　倉敷紡績株式会社
　発行年月日　昭和十六年八月五日
　当初株主　武内定重
　最終株主　同人

玉野市宇野九六七番地
申立人　青井次郎

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其無効ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十九日

岡山簡易裁判所

（別紙）　目録

一　中国鉄道株式会社株式十株券五枚
　株券面額　金五百円一株ノ金額五十円
　一株ニ付払込金五十円
　記号番号　乙自第二四八二号至第二四八六号
　発行日　明治四十三年五月一日
　発行者　中国鉄道株式会社右専務取締役社長　杉山岩三郎
　最終株主　青井次郎
一　中国鉄道株式会社株式五十株券九枚
　株券面額　金二千五百円一株ノ金額五十円
　一株ニ付払込金五十円
　記号番号　丙第三九号、第一〇〇号、第一〇一号、第一〇二号、[illegible]
　発行日　明治四十三年五月一日
　発行者　中国鉄道株式会社専務取締役　杉山岩三郎
　最終株主　青井次郎

岡山市上之町一六四番地
申立人　服部健二

公示催告

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其ノ無効ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十九日

岡山簡易裁判所

（別紙）　目録

一　岡山瓦斯株式会社株式十株券五枚
　株券面額　五百円一株ノ金額五十円
　一株ノ払込金五十円
　記号番号　甲自第一九六号至第二〇〇号
　発行日　明治四十三年二月一日
　発行者　岡山瓦斯株式会社取締役社長　大森馬之助
　最終株主　服部健二
一　岡山瓦斯株式会社株式十株券五枚
　株券面額　五百円一株ノ金額五十円
　一株ノ払込金五十円
　記号番号　自第三四五号至第三四九号
　発行日　昭和二年一月四日
　発行者　岡山瓦斯株式会社取締役社長　大森馬之助
　最終株主　服部健二

岡山市上之町一六四番地
申立人　服部静子

公示催告

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其無効ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十九日

岡山簡易裁判所

（別紙）　目録

一　岡山瓦斯株式会社株式十株券三枚
　株券面額　五百円一株ノ金額五十円
　一株ニ付払込金五十円
　記号番号　甲自第八三六号至第八三八号
　発行日　明治四十三年二月一日
　発行者　岡山瓦斯株式会社取締役社長　大森馬之助
　最終株主　服部静子
一　岡山瓦斯株式会社株式十株券二枚
　株券面額　五百円一株ノ金額五十円
　一株ニ付払込金五十円
　記号番号　自第五七〇号至第五七一号
　発行日　昭和二年一月四日
　発行者　岡山瓦斯株式会社取締役社長　大森馬之助
　最終株主　服部静子

岡山市上之町一六四番地
申立人　服部健二

公示催告

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其無効ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十九日

岡山簡易裁判所

（別紙）　目録

一　岡山電気軌道株式会社株式十株券十枚
　株券面額　五百円
　払込金額　一株ニ付金五十円
　記号番号　乾丙自第七八九号至第七九八号
　発行日　大正十年二月十五日
　発行者　岡山電気軌道株式会社
　最終株主　服部健二

岡山市上之町一六四番地
申立人　服部重蔵家督相続人　服部健二

公示催告

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其ノ無効ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十九日

岡山簡易裁判所

（別紙）　目録

一　岡山瓦斯株式会社株式十株券十枚
　株券面額　五百円一株ニ付払込金五十円
　記号番号　甲第一七八号、第一七九号、[illegible]
　発行日　明治四十三年二月一日
　発行者　岡山瓦斯株式会社取締役社長　大森馬之助
　最終株主　服部重蔵

岡山市上之町一六四番地
申立人　服部重蔵家督相続人　服部健二

公示催告

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十三年二月二十八日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ為ササルトキハ其ノ無効ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十九日

岡山簡易裁判所

（別紙）　目録

一　中国鉄道株式会社株式五十株券十枚
　株券面額　金二千五百円一株ニ付払込金五十円
　記号番号　丙第六一号、[illegible]
　発行日　昭和五年七月一日（は丙第四号、第五号）、明治四十三年五月一日（丙号ノモノ全部）
　発行者　中国鉄道株式会社取締役社長　杉山岩三郎
　最終株主　服部重蔵

解散公告

当会社は昭和二十二年六月二十六日臨時社員総会の決議により本年六月三十日解散致候に付き当会社に対し債権を有せらるゝ向は二箇月以内にその債権の申出相成度若し右期間内に御申出なきときは清算より除外可致商法の規定により此段公告候也

昭和二十二年七月十九日

名古屋市中区門前町三丁目二十五番地宝ビル二階
合資会社鍛冶辰商店
清算人　鈴木秀子

会社合併公告

昭和二十二年一月十四日開催の下記両会社の各株主総会において越前石株式会社は越前石採掘工業株式会社を合併して存続し越前石採掘工業株式会社は解散することを決議したからこの合併に対し異議ある債権者はこの公告掲載の翌日から二箇月内にそのことを申し出て下さい。

昭和二十二年八月十五日

福井県足羽郡社村小山谷第四号四二番地
越前石株式会社
同所
越前石採掘工業株式会社

解散公告

当会社は昭和二十二年七月七日社員臨時総会の決議により解散致候に付き当会社に債権を有せらるゝ向は本公告掲載の日より六十日以内に御申出相成度若し右期間内に債権の御申出之無きときは清算より除斥可致右有限会社法並びに商法の規定により此段及公告候也

昭和二十二年七月三十日

和歌山県新宮市新宮五〇五番地
細助製薬有限会社
清算人　小渕貞夫

解散公告

当会社は昭和二十二年六月十六日解散致候に付当会社に対して債権を有する向は昭和二十二年十月二十日迄に御申出有之度若し右期日迄に申出無之ときは清算より除斥可致候

昭和二十二年八月一日

高知県香美郡山田町一二五三番地の五
土佐合同運送株式会社
清算人　宮崎開作
同　秋月馬藏

解散公告

当社は昭和二十二年七月三十日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申し出られ度い。若しこの期間内に申し出でのないときは清算から除斥せらる。

昭和二十二年八月一日

堺市浜寺石津町東五丁四〇〇番地
株式会社日本カボック研究所
清算人　林　開治

解散公告

当会社は昭和二十二年六月一日株主総会の決議により解散しましたので当会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に申し出で下さい。若し期間内に申し出でのない場合には清算より除斥しますので公告致します。

昭和二十二年八月十五日

神戸市葺合区吾妻通二丁目三番地の二
葺合浩機工業株式会社
（旧商号株式会社富永昌興業所）
清算事務所　神戸市生田区三宮町一丁目一七六白山ビル内有坂会計事務所
代表清算人　片桐庄之助

合併公告

昭和二十二年七月二十九日下記会社株主総会において日東製袋株式会社は日東産業株式会社を合併しその権利義務を継承し日東産業株式会社は解散することを決議致候に付右に対し御異議有之債権者はこの公告掲載の日より二箇月以内に御申出相成度商法の規定により此段公告候也

昭和二十二年七月二十九日

東京都千代田区神田和泉町一番地
日東製袋株式会社
埼玉県北足立郡蕨町大字蕨四千十九番地
日東産業株式会社

解散公告

昭和二十二年六月二十八日当社社員総会の決議により解散致候に付ては当会社に債権を有せらるゝ向は本公告掲載の日より二箇月以内に申出相成度万一申出なきときは清算より除斥可致右公告候也

昭和二十二年七月十日

奈良市中新屋町二九
春日製薬有限会社
清算人　野崎大樹
同　大村鎮三
同　平川一郎

◎除権判決

昭和二十一年（ヘ）第三六三号

京都市中京区壬生御所ノ内町三十二番地
申立人　岡源三郎

別紙に記載した証券について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日

大阪区裁判所

（別紙）　目録

株式会社久保田鉄工所株式五十株券二枚
但
一　株券額面　金二千五百円
一　払込金額　一株ニ付金五十円
一　記号番号　丙第四六三号、波第五六〇号
一　発行日　丙第四六三号昭和十七年二月一日、波第五六〇号昭和十四年十月一日
一　最終株主　岡源三郎
一　発行者　株式会社久保田鉄工所取締役会長　久保田権四郎

昭和二十一年（ヘ）第三六二号

大阪市旭区新森小路北四丁目二十一番地
申立人　倉谷諒

別紙に記載した証券について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日

大阪区裁判所

（別紙）　目録

一　石井精工株式会社新株式五十株券一枚
　記号番号　い丙第一一四八号
　額面金額　金二千五百円也
　払込金額　金一千二百五十円也
　発行者　石井精工株式会社取締役会長　石原新三郎
　発行日　昭和十七年八月二十日
　最終名義人　小原坂二
　最後ノ所持人　倉谷諒

昭和二十一年（ヘ）第三六一号

布施市菱屋西一四五番地
申立人　杉本之夫

別紙に記載した証券について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日

大阪区裁判所

（別紙）　目録

一　石井精工株式会社株式十株券一枚
　記号番号　乙第五三七二号
　額面金額　五百円也
　払込金額　金五百円也
　最後ノ所持人　杉本之夫

第6176号　本文

二、右同会社株式五十株券一枚
記号番号　丙第一四八六号
額面金額　金二千五百円也
拂込金額　金二千五百円也
最後ノ所持人　杉本之夫
前記第一項第二項共通記載事項
発行者　石産精工株式会社取締役会長石原新三郎
発行日　昭和十六年六月一日
最終名義人　杉本之夫
三、右同会社株式五十株券一枚
記号番号　丙第一五一〇号
額面金額　金二千五百円也
拂込金額　金二千五百円也
最終名義人　中西源次郎
最後ノ所持人　杉本之夫
四、右同会社株式十株券五枚
記号番号　自乙第三二五五八号至乙第三二六二号
額面金額　金五百円也
拂込金額　金五百円也
最終名義人　堀越亀松
最後ノ所持人　杉本之夫
前記第三項第四項共通記載事項
発行者　石産精工株式会社取締役会長石原新三郎
発行日　昭和十六年六月一日
五、近畿日本鉄道株式会社第二新株式五十株券二枚
記号番号　第一八一八号、第一八一九号
最終名義人　齊藤儀助
最後ノ所持人　杉本之夫
六、右同会社第二新株五十株券一枚
記号番号　第一三〇二号
最終名義人　松木タメヨ
最後ノ所持人　杉本之夫
前記第五項第六項共通記載事項
額面金額　金二千五百円也
拂込金額　金二千円也
発行者　南海鉄道株式会社取締役社長渡辺千代三郎
発行日　大正十四年五月一日

昭和二十一年（ヘ）第三六〇号
高知市新町二丁目十六番地　申立人　澤田庄太郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日　大阪区裁判所

（別紙）　物件目録
一住友化学工業株式会社株券
一一株ノ金額　金五十円
一一株ノ拂込金額　金五十円
一株券ノ種類額面金額記番号及数量
自第八一二四号至第八一三八号十五枚
一発行者　住友化学工業株式会社生産責任者社長吉田貞吉
一発行日　昭和十九年十一月一日
一当初株主　澤田庄太郎
一最終株主　同人
一住友化学工業株式会社株券
一一株ノ金額　金五十円
一一株ノ拂込金額　金十二円五十銭
一株券ノ種類額面金額記番号及数量
十株券額面金五百円第四新乙は自第九九一八号至第九九二七号十枚
一発行者　住友化学工業株式会社生産責任者社長吉田貞吉
一発行日　昭和十九年十一月一日
一当初株主　澤田庄太郎
一最終株主　同人

昭和二十一年（ヘ）第三五九号
新居浜市金子乙二千四十八番ノ一　申立人　山口琢也

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日　大阪区裁判所

（別紙）　物件目録
一住友化学工業株式会社株券
一一株ノ金額　金五十円
一一株ノ拂込金額　金五十円
一株券ノ種類額面金額記番号及数量
十株券額面金五百円第三新は自第三六六五四号至第三六六五六号三枚
一発行者　住友化学工業株式会社取締役会長　古田俊之助
一発行日　昭和十七年八月一日
一当初株主　山口琢也
一最終株主　同人

昭和二十一年（ヘ）第三五八号
長崎県南高来郡加津佐町東岩戸町五十八番地　申立人　相良義喬

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日　大阪区裁判所

（別紙）　目　録
一、種類　日本窒素肥料株式会社株券
数量　十株券一枚
株券額面　金五百円
一株ニ付拂込　金五十円
記号番号　B第九三四号
発行者　日本窒素肥料株式会社取締役社長野口遵
発行日　昭和十二年五月二十日
最終株主　相良義喬
二、種類　日本窒素肥料株式会社株券
数量　一株券二枚
株券額面　金五十円
記号番号　う第二三五八六号、う第二三五八七号
発行日　昭和十七年四月一日
其他　前同断
三、種類　日本窒素肥料株式会社株券
数量　十株券一枚
株券額面　金五百円
一株ニ付拂込　金二十五円
記号番号　な第二八七〇五号
発行日　昭和十六年五月十日
其他　前同断
四、種類　大阪商船株式会社株券
数量　十株券一枚
株券額面　金五百円
一株ニ付拂込　金五十円
記号番号　寅第一七五六〇号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長堀啓次郎
発行日　大正六年九月十日
最終株主　相良義喬

昭和二十一年（ヘ）第三五七号
岐阜市加納朝日町二丁目八番地　申立人　堀弘

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日　大阪区裁判所

（別紙）　目　録
一東亜紡織株式会社株式四十株
但シ一株五十円拂込済十株券四枚
（ハ）第一〇〇〇号、（ハ）第一〇〇一号、（ハ）第一〇〇二号、（ハ）第一〇〇三号
最終株主名義　堀弘
発行者　東亜紡織株式会社取締役社長小西晋夫
発行日　昭和十六年九月一日

昭和二十一年（ヘ）第三五六号
大阪市生野区舎利寺町二丁目百四番地　申立人　木曽スヱ

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日　大阪区裁判所

（別紙）　目　録
一、株式会社栗本鉄工所株式五十株券一枚
記号番号　り第二二二三号
額面金額　金二千五百円也
発行日　昭和十六年十二月三日
二、右同会社株式十株券五枚
記号番号　ぬ第三〇五四号、ぬ第三〇五五号、自ぬ第五七六三号至ぬ第五七六五号
額面金額　金五百円也
前記第一項及第二項共通記載事項
発行日　昭和十五年三月十日
拂込金額　一株ニ付金五十円也
発行者　株式会社栗本鉄工所取締役社長栗本勇之助
最終名義人　木曽スヱ
右何レモ最後ノ所持人　木曽スヱ

昭和二十一年（ヘ）第三五五号
大阪市住吉区墨江中四丁目一三小林佐太郎方　申立人　濱崎榮藏

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日　大阪区裁判所

（別紙）　目　録
一名称　大阪商船株式会社株式十株券三枚
株券額面金額　十株券五百円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号及番号　自は第四八二四四号至は第四八二四六号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長堀啓次郎
発行年月日　大正九年十月一日
当初株主　足助重夫
最終株主　濱崎榮藏
一名称　大阪商船株式会社株式十株券一枚
株券額面金額　十株券五百円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号及番号　は第四六三二三号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長堀啓次郎
発行年月日　大正九年十月一日
当初株主　江頭辰一
最終株主　濱崎榮藏
一名称　大阪商船株式会社株式十株券二枚
株券額面金額　十株券五百円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号及番号　は第五二三三六号、は第五二三三七号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長堀啓次郎
発行年月日　大正九年十月一日
当初株主　行村正太郎
最終株主　濱崎榮藏
一名称　大阪商船株式会社株式十株券一枚
株券額面金額　十株券五百円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号及番号　寅第三九二三五号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長堀啓次郎
発行年月日　大正六年九月十日
当初株主　芦田よね
最終株主　濱崎榮藏
一名称　大阪商船株式会社株式十株券一枚
株券額面金額　十株券五百円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号及番号　寅第三二一九八号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長堀啓次郎
発行年月日　大正六年九月十日
当初株主　野村德七
最終株主　濱崎榮藏
一名称　大阪商船株式会社株式十株券一枚
株券額面金額　十株券五百円
一株ノ拂込金額　金五十円

記号及番号　丙第三〇二八号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長中橋徳五郎
発行年月日　大正元年十二月一日
当初株主　岡崎敬治
最終株主　濱崎榮藏
一名称　大阪商船株式会社株式一株券二枚
株券額面金額　金五十円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号及番号　甲第三六三三五号、甲第三六三三六号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長中橋徳五郎
発行年月日　大正元年十二月一日
当初株主　田中佐之七
最終株主　濱崎榮藏
一名称　大阪商船株式会社株式一株券五枚
株券額面金額　金五十円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号及番号　自甲第三〇四四二号至甲第三〇四四六号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長中橋徳五郎
発行年月日　大正元年十二月一日
当初株主　金原吉郎
最終株主　濱崎榮藏
一名称　大阪商船株式会社株式一株券一枚
株券額面金額　金五十円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号及番号　甲第二九〇〇号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長中橋徳五郎
発行年月日　大正元年十二月一日
当初株主　加福力太郎
最終株主　濱崎榮藏
一名称　大阪商船株式会社株式一株券二枚
株券額面金額　金五十円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号及番号　戊第七三七号、戊第七三九号
発行者　大阪商船株式会社取締役社長中橋徳五郎
発行年月日　大正三年十月一日
当初株主　酒口松次郎
最終株主　濱崎榮藏

昭和二十一年（ヘ）第三五三号
奈良県北葛城郡[illegible]見町大字平尾　申立人　平井楢三郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日　大阪区裁判所

（別紙）　株券目録
一、大阪製鎖造機株式会社株式旧十株券七枚
一株券額面　金五百円也
一株ニ付拂込金額　金五十円也
一記号番号　ろ乙第六七〇〇号、自は乙第一〇四四七号至は乙第一〇四五二号
二、大阪製鎖造機株式会社株式新五十株券一枚
一株券額面　金二千五百円也
一株ニ付拂込金額　金二十五円也
一記号番号　甲第六四二六号
以上各株共
一発行者　大阪製鎖造機株式会社
一最終名義人　平井楢三郎
一最終所持人　同人

昭和二十一年（ヘ）第三五二号
廣島市宇品町御幸通三丁目三二八　申立人　滝村左七郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日　大阪区裁判所

（別紙）　目　録
一石原産業株式会社十株券四枚
記号及番号　波内第二三三七号、〃第二三八六号、〃第二三三二八七号、〃第二三三二八号
額面金額　金五百円也（半額拂込済）
最終名義人　滝村左七郎
一石原産業株式会社五株券二枚
記号及番号　波丁第五一〇二号、〃第五一一一号
額面金額　金二百五十円也（半額拂込済）
最終名義人　滝村左七郎

昭和二十一年（ヘ）第三五一号
大阪府南河内郡大草村大美野四番地　申立人　松本亀太郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日　大阪区裁判所

（別紙）　目　録
一九州無煙炭礦株式会社株券一千株
一株券額面　金五十円也
一株ニ付拂込金　金五十円也
記番号　乙第六十七号乃至第七十号、丙第百七十一号乃至第二百五十号
発行者　九州無煙炭礦株式会社取締役社長香月慶十
発行日　昭和十四年十月十日
最終株主　松本亀太郎

金沢市下堤町五五
申立人　中榮二助
右代理人弁護士　小室薫

右申立人から、別紙目録表示の株券について、公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為したところ、昭和二十二年三月二十五日午前十時の期日までに、権利を届出でかつ右株券を提出する者が無かつたから、申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年三月二十五日　金沢区裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社北國銀行株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百円
拂込金額　金六百二十五円
記号番号　乙ろ第六九二号
一同上株式五株券一枚
株券額面　金二百五十円
拂込金額　金六十二円五十銭
記号番号　乙に第五九六号
一同上株式一株券三枚
株券額面　金五十円
拂込金額　金十二円五十銭
記号番号　乙ほ第一七五三号、同第一七五四号、同第二〇二七号
一同上株式百株券一枚
株券額面　金五千円
拂込金額　金一千二百五十円
記号番号　乙い第二二四八号
以上株券の
発行年月日　昭和十九年八月十五日
発行者　株式会社北國銀行取締役頭取米谷半平
最終株主　中榮二助
最終所持人　同人

富山市五番町四九
右申立人　青木好枝
右代理人　青木久平

右申立人から、別紙目録表示の株券について、公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為したところ、昭和二十二年三月二十六日午前十時の期日までに、権利を届出でかつ右株券を提出する者が無かつたから、申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年三月二十六日　金沢区裁判所

（別紙）　目　録
一北陸鉄道株式会社株式五株券一枚
一株券額面金額　金二百五十円
一株の拂込金額　金四十円
一記号及び番号　ろ乙第四九十七五号
一発行年月日　昭和十八年十月十三日
一発行者　金沢市上胡桃町五十二番地、北陸鉄道株式会社取締役社長林屋亀次郎
一最終名義人　青木好枝
一最終株主　同人

京都市東山区山科厨子奥若林町三十六番地　申立人　藤井彦次

左記表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニ因リ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月十五日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スル者ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月十五日
大津簡易裁判所
大津地方裁判所判事代行
判事　中治武二

（別紙）　目　録
一志賀工業株式会社（元山添発條株式会社）
増資新株式申込証拠金領収証一通
此金額二百五十円（領収証書番号第五十号）
但シ一株ニ付金五十円株式五株分トシテ第一回拂込金ニ振替充当スルモノ
発行者　志賀工業株式会社（元山添発條株式会社）右代理人株式会社滋賀銀行京都支店
発行年月日　昭和二十年七月十七日
領収証名義人兼最終所持人　藤井彦次

香川県三豊郡詫間町大字松崎千八百七十二番地　申立人　田尾良秀

左記表示の株券につき申立人の申立により公示催告をしたところ昭和二十二年五月六日午前十時の期日迄に権利を届出で右株券を提出したものがなかつたから申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言する。

一松崎沖塩田株式会社五株券四枚
株券番号　乙第二十号乃至乙第二十三号
一額面　金一千円
一株金額　金五十円（全額拂込済）
最終株主名義人　田尾良秀
一松崎沖塩田株式会社五株券四枚
株券番号　乙第二十四号乃至乙第二十七号
一額面　金一千円
一株金額　金五十円（但し十二円五十銭拂込済）
最終株主名義人　田尾良秀

昭和二十二年五月六日
高松地方裁判所観音寺支部
判事　鈴木清熙

松山市北持田町八十一番地　申立人　井門秀夫

別紙目録記載の株券につき公示催告をしたところ昭和二十二年五月十二日午前十時の期日までに権利を届出で及び証券を提出する者がなかつたので申立人の申立により別紙株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十二日　玉島簡易裁判所

（別紙）　目　録
一倉敷紡績株式会社株式五株券一枚
拂込金額　全額拂込済
額面金額　金二百五十円也
記号及番号　に内第五〇二号
発行者　倉敷紡績株式会社
発行日　大正九年十二月一日
最終株主　井門イチ
一倉敷紡績株式会社株式一株券十七枚
内訳　一株券十一枚　旧株券四枚新株券二
拂込金額　金三十七円五十銭也（新株[illegible]全部）
額面金額　金五十円也
記号及番号　[illegible]
発行者　倉敷紡績株式会社
発行年月日　大正九年十二月一日、[illegible]
最終株主　井門イチ

第 6176 号　本文

四日市市大字末永本郷町
　申立人　羽田　二郎
右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（へ）第四四号公示催告事件ニ付除権判決ヲ為スコト左ノ如シ
　主文
別紙目録記載ノ株券ハ無効ナルコトヲ宣言ス
　理由
右申立人ノ申立ニ基キ別紙目録記載ノ株券ニ付昭和二十一年七月十八日公示催告ヲ為シタルニ其ノ公示催告期日ト指定シタル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且其ノ株券ヲ提出セル者ナキヲ以テ右申立人ノ除権判決申立ニ因リ主文ノ如ク判決ス
　昭和二十二年三月三十一日
　四日市区裁判所
　判事　石塚喜作

廣島縣佐伯郡水内村大字麦谷千九百三十番地　申立人　桝本繁太郎
左記表示の株券につき申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為したが昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
　昭和二十二年五月二十日
　廣島地方裁判所
（別紙）目録
一廣島縣地方木材株式会社株券十株券三枚
株券番号　自第三九八号至第四〇〇号
額面　金五百円
一株金額　金五十円
商号　廣島縣地方木材株式会社
発行年月日　昭和十九年十月一日
発行者　廣島縣地方木材株式会社
　長田中好一
最終株主　桝本繁太郎
最終所持人　桝本繁太郎

飯塚市吉原町南町内会第七隣組
　申立人　古川　修助
右申立人ノ申立ニ依ル昭和二十年（へ）第一四号公示催告申立事件ニ付当裁判所ハ除権判決ヲ為スコト左ノ如シ
　主文
左記証券ハ無効トス
証書ノ重要ナル趣旨
証書　小切手一通
番号　VO五三八二
小切手ノ種類　持参人拂式
金額　一万五百十三円十三銭也
振出年月日　昭和二十一年十一月十五日
振出地　田川市伊田夏吉一九四ノ六
振出人　久野保
支拂地　田川市
支拂場所　株式会社福岡銀行後藤寺支店
支拂人　株式会社福岡銀行後藤寺支店
　理由
右申立人ノ申立ニ因リ主文表示ノ証書ニ付昭和二十年十一月二十四日公示催告ヲ為シタル処其ノ公示催告期日ト指定シタル昭和二十一年五月三十日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ノ届出及証書ヲ提出スル者ナキヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス
　昭和二十二年二月二十日
　直方区裁判所

函館市青柳町十一番地ノ三廣川新蔵方
　申立人　廣田幸平
同市本町四十二番地
　右代理人　大泉泰二
別紙目録記載ノ株券ニ付申立ニヨリ公示催告ヲ為シタルトコロ昭和二十二年三月十八日午前九時ノ期日迄ニ権利ヲ届出且右証券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス
　昭和二十二年三月十八日
　函館区裁判所
（別紙）目録
一日本當養楽製造株式会社株券百株券十枚
額面　五千円
一株ノ金額　五十円（全額拂込済）
株券番号　自いの第二二一号至いの第三一一号
発行者　函館市鶴岡町二番地日本當養楽製造株式会社取締役社長平塚常次郎
発行年月日　昭和十五年二月二十四日
当初ノ株主　日魯漁業株式会社
現在ノ株主　廣田幸平

函館市新川町七番地ノ四　高橋安太郎
別紙目録記載ノ証券ニ付申立ニヨリ公示催告ヲ為シタルトコロ昭和二十二年三月十八日午前九時ノ期日迄ニ権利ヲ届出且右証券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立ニ基キ前記証券ノ無効ヲ宣言ス
　昭和二十二年三月十八日
　函館区裁判所
（別紙）目録
一貨物輸送状一通
証書ノ番号　輸二十六番
発行者ノ氏名住所　函館市東浜町二十一番地株式会社運輸商会
証書作成年月日　昭和二十一年五月七日
証書ノ発行地　函館市
品名及個数　莚包干魚二個
重量　不明
貨物ノ扱別　船便
価格　金二千五百円
発送地　函館市
着荷地　東京都
荷送人　函館市新川町七番地ノ四高橋安太郎
荷受人　東京都八王子市元横山町鈴木芳太郎

◎行旅死亡人

本籍住所不詳、小西亮助五十歳、着衣ねずみ色ふし羽二重の羽織、ねずみ色じま明石ひとえ、格子しまネル半じゆばん、毛糸シャツ、博多男帯、黒足袋

右行旅病人として昭和二十一年二月二十日堀川警察署より引渡を受け救護中の処同二十七日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、三〇歳位、男、人相丈五尺五寸位、やせ型、丸刈、着衣花模様着物

本籍住所氏名不詳、三十二才位、女、人相丈五尺位、中肉、色白、着衣波模様あわせ、黒地花模様羽織、もんぺ黒色

本籍不詳、住所滋賀縣彦根市錦橋五丁目、福田清子、二十七歳、人相丈五尺位、面長、着衣しま木綿あわせ

以上行旅死亡人として昭和二十一年三月五日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、三十歳位、男

右行旅病人として昭和二十一年三月四日七條警察署より引渡を受け救護中の処同五日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、六十五歳位、男

右行旅病人として昭和二十一年三月六日七條警察署より引渡を受け救護中の処同日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、三十七歳位、女、人相丈五尺、面長、色白、着衣毛糸シャツ、赤木綿あわせ、赤足袋

本籍住所氏名不詳、三十歳位、女、人相丈五尺、やせ型、面長、色白、乱髪、着衣木綿桃色腐じゆばん、大島かすり、さらさ兵兒帯

以上行旅死亡人として昭和二十一年三月七日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、三十歳位、男、

右行旅病人として昭和二十一年三月七日七條署より引渡を受け救護中の処同八日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたい。

本籍住所氏名不詳、四十五歳位、男、人相丈五尺五寸位、中肉、ひげあり、着衣國防色ズボン、茶しまあわせ、黒木綿兵兒帯

右行旅死亡人として昭和二十一年三月八日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、五十歳位、男、

右行旅死亡人として昭和二十一年三月九日七條警察署より引渡しを受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、十八歳位、男、人相丈五尺二寸位、中肉、円顔、色白、着衣木綿のシャツ、素足

本籍住所氏名不詳、四十一歳位、男、人相五尺五寸位、着衣國民服、雨合羽

本籍住所氏名不詳、四十三歳位、女、人相丈四尺九寸位、中肉、面長、束髪、着衣木綿の黒じゆばん、胴あわせの羽織

本籍住所氏名不詳、三十五歳位、男、人相丈五尺三寸位、やせ型、着衣軍服、同外とう、メリヤスシャツ上下

本籍住所氏名不詳、三十歳位、男

右行旅死亡人として昭和二十一年二月二十七日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたい。

本籍大阪府豊能郡東郷村字地黄一二七〇、住所不定、早野一、四十九歳位、男

右行旅病人として昭和二十一年一月二十五日七條警察署より引渡を受け救護中の処同二十八日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍大阪市西淀川区浦江井ノ町、住所京都市下京区唐橋羅城門町六八笹コマン方、三品虎之助、五十四歳

右行旅死亡人として昭和二十一年二月二十八日堀川警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、三十一歳位、男、人相丈五尺一寸位、頭髪丸刈、やせ型、着衣國防色中学生用上衣下衣、國防色作業服

右行旅死亡人として昭和二十一年三月三日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍滋賀縣高島郡剣熊村字下五五〇、住所不定、落合傳太郎、三十七歳、人相丈五尺三寸位、やせ型、着衣作業服

本籍住所氏名不詳、二十五歳位、男、人相、丈五尺二寸位、やせ型、頭髪五分刈、着衣木綿黒小倉よりの服、國防色乗馬ズボン、黒足袋

本籍住所氏名不詳、五十歳位、男、人相丈五尺二寸位、肉肥えた方、頭髪五分刈、着衣黒ラシャ厚司、メリヤスパッチ

本籍住所氏名不詳、三十歳位、男、人相丈五尺二寸位、髪伸び中肉、着衣國防色の作業衣、黒木綿のズボン

本籍住所氏名不詳、五十五歳位、男、人相五尺二寸位、面長、丸刈、着衣國防色國民服上下

本籍住所氏名不詳、二十歳位、女、人相丈五尺、面長束髪、着衣木綿あわせのみ

以上行旅死亡人として昭和二十一年三月四日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

　昭和二十一年五月一日
　京都市下京区役所

正誤

八月四日本欄公示催告の項中二〇頁二段東洋インキ製造株式会社と日本印刷材料株式会社の合併公告十一行「七月二十五日迄」は「九月二十五日迄」の誤植。

定価　一ヶ月十五円　一部六十銭
送料実費
廣告料　本公告　八ポイント　一行　十七字詰　三十円
　一般廣告　八ポイント　一行　十四字詰　二十五円
発行所　印刷局
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇　図書課
（國定規格A4判）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◎号外　八月一日発行衆議院会議録二十号八頁●同三日発行同二十一号四頁●同十一日発行廣告一六頁●同十三日発行衆報四頁

第6176号 物価号外

物価号外

官報

号外

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　八月一日発行衆議院会議録二十号八頁●同三日発行同二十一号四頁●同十一日発行廣告一六頁●同十三日発行彙報四頁

(指定規格A4判)

告示

◉物價廳告示第四百八十号

物價統制令第四條の規定によつて、貨物自動車シャシーの統制額を次のように指定し、昭和二十二年六月物價廳告示第二百九十四号(貨物自動車シャシーの統制額指定の件)は、これを廢止する。

昭和二十二年八月十五日　物價廳長官　和田博雄

(單位一台)

種別	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
ニッサン号一八〇型貨物自動車シャシー	一七三、〇〇〇円	一八五、五〇〇円
トヨタ号BM型貨物自動車シャシー	一七一、〇〇〇	一八三、五〇〇
いすゞ号TX八〇型貨物自動車シャシー	二〇五、〇〇〇	二二九、〇〇〇

一、この表の統制額は、別表に定める附属品を付したものの價格とする。

二、この表の統制額は、人絹コードタイヤを基準とし、それと異なるタイヤを具備したときは、タイヤの統制額の差額をこの表の統制額に加除することができる。

三、製造業者販賣價格の統制額は、賣主の工場渡しの價格とする。

四、販賣業者販賣價格の統制額は、賣主の店先渡しの價格とする。但し、製造業者の工場から販賣業者の店先に至る運賃(保険料を含む)の統制額を、この表の販賣業者販賣價格の統制額に加算することができる。

別表

品名	ニッサン号(箇数)	トヨタ号(箇数)	いすゞ号(箇数)
空氣警報器	一	一	一
尾燈車輛番号支組合せ	一	一	一
工具	一式	一式	一式
(内訳)			
工具袋	一	一	一
ジャッキ(ハンドル付)	一	一	一
タイヤポンプ	一	一	一
タイヤテコ	一	一	一
油差	一	一	一
入槌	一	一	一
プライヤ	一	一	一
ネジ廻(小)	一	一	一
自在スパナ	一	一	一
両口スパナ	二	二	二
車輛スパナ(ハンドル付)	一	一	一
点火栓スパナ	一	一	一
タベットスパナ	二	二	二
車輛シリンダ空氣抜スパナ	一	一	一
車輛シリンダ空氣抜管(接手付)	一	一	一
始動ハンドル	一	一	一
油受油抜スパナ	一	一	一

前項の附属品中一部を付さないときは、その差額をこの表の統制額から減額するものとする。

◉物價廳告示第四百八十一号

物價統制令第四條の規定によつて、船積貨物取扱手数料の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年八月十五日　物價廳長官　和田博雄

船積貨物取扱手数料の統制額表

一、料金表(單位一トンにつき)

類別	貨物名	航路別	港類別 甲類	港類別 乙類	港類別 丙類	備考
第一類	硝子、陶磁器、繊維製品、機械類、製材、罐詰、雑貨	内航	二五・〇〇円	二三・〇〇円	二〇・〇〇円	内航とは、内地向け貨物である。
		外航	三五・〇〇	三一・五〇	二八・〇〇	外航とは、外國向け貨物である。
第二類	穀類、洋紙、製茶、鋼材、車輛、煙草	内航	二〇・〇〇	一八・〇〇	一六・〇〇	
		外航	二八・〇〇	二五・〇〇	二三・〇〇	
第三類	肥料、飼料、セメント、窯工品、青果類、木材(製材を除く)	内航	一五・〇〇	一三・五〇	一二・〇〇	
		外航	二一・〇〇	一九・〇〇	一七・〇〇	

二、港類別表

港類別	港名
甲類	東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、下関
乙類	横須賀、清水、半田、四日市、尼崎、若松、博多
丙類	その他

三、附帶條件

(一)本料金は、船積貨物について荷受けより本船積込みに至るまでの貨物取扱手数に対する対價であつて、この取扱に必要な書類作成に要する費用を含み、倉庫保管料、上屋敷料並びに港湾作業料等の作業料を含まない。

(二)容積は四十才、重量は一千キロをもつて一トンとする。但し、木材は四石をもつて一トンとする。

(三)本表に記載していない貨物は、本表類似貨物の料金を適用する。

(四)高價品(一トンの價格五万円を超えるもの)は、五万円を超える額一千円につき一円の割合をもつて割増料金を加算する。但し、高價品にして價格の明示がないときは、高價品としての取扱いをしない。

(五)一口(送狀一通)の重量二百五十キロ若しくは容積十才未滿のものは、一トンの料金の四分の一に相当する額とする。

(六)左の費用は、荷主負担とする。

(イ)荷主の要求によつて、荷造、改装及び補修をなした場合に要した費用。

(ロ)記号、番号、港名の刷込及び刷替に要した費用。

(ハ)荷札の貼布に要した費用。

(ニ)標識記入に要した費用。

(ホ)仕切書、荷造明細書等荷主の作成すべき書類の作成に要した費用。

(ヘ)附保に要した費用。

(ト)特に貨物の監視を依頼された場合の監視費用。

◉物價廳告示第四百八十二号

物價統制令第四條の規定によつて、孔明煉炭、豆炭、有煙豆炭及びたどんの販賣價格の統制額を、次のように指定し、昭和二十一年三月大藏省告示第百三十八号(孔明煉炭、豆炭及び有煙豆炭の販賣價格の統制額指定の件)及び昭和二十一年四月大藏省告示第二百五号(たどんの販賣價格の統制額指定の件)は、これを廢止する。

昭和二十二年八月十五日　物價廳長官　和田博雄

第一　孔明煉炭

一、製造業者販賣價格の統制額(工場渡し)

種類(風袋及び箇数)	高四寸もの袋入十四箇		徳川花形袋入十四箇		五寸ものの裸一箇	六寸ものの裸一箇	七寸ものの裸一箇
等級	一級及び二級		一級及び二級				
工場所在都府縣名							
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、大阪及び兵庫	六二・四〇円	六三・一〇円	四九・七五円	四八・七五円	八・五〇円	一三・七五円	一九・〇〇円

滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、愛媛及び高知	六三・九〇	六一・六〇	四九・三五	四八・三五	八〇・四五	三三・二五	一八・八〇
山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿兒島	六二・九〇	六〇・六〇	四八・五五	四七・七五	八〇・三〇	三二・九五	一八・五五

製造業者が直接販賣業者の店先又は倉庫まで持ち込む場合の統制額は、前表の統制額に二の加算額の半額を加算した額の範囲内で、当該都道府縣知事が指定した額とする。

二、(イ)販賣業者販賣價格の統制額は、一の当該都道府縣の製造業者販賣價格の統制額に、左の金額を加算した額とする。

都府縣名　　種類 風袋及び箇數 等級	高四寸もの 袋入十四箇 一級及び二級	徳用花形 袋入十四箇 一級及び二級	五寸もの 裸一箇	六寸もの 裸一箇	七寸もの 裸一箇
東京、神奈川、埼玉、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡及び長崎	円 九・八〇	円 六・四〇	円 一・四〇	円 二・一五	円 三・一〇
その他の道縣	九・三〇	六・一〇	一・三〇	二・〇五	二・九〇

(ロ)販賣業者が(イ)の金額を加算して消費者に賣渡す場合は、消費者持込渡しとする。

販賣業者が販賣業者の店先又は倉庫渡しで、販賣する場合は、(イ)の加算額から三割を差引いた額を超えてはならない。

(ハ)特殊用途向け又は特別の事由によつて、農林大臣又は都道府縣知事の許可又は承認を受け、当該都道府縣外から移入したもの、販賣業者販賣價格の統制額は、移入先都道府縣の製造業者販賣價格(工場渡し)の統制額に、その製造工場から当該都道府縣内驛着貨車乗渡し又は岸壁若しくは河岸着船乗渡しまでの運賃實費として、当該都道府縣知事の認むる額と、(イ)の加算額とを、加算することができる。

三、本表にかかげる孔明煉炭の形量は左の通りとする。但し、その公差は(±)百分の五とする。

種類	直徑	高さ
高四寸もの	寸 三・九	寸 三・三
徳用花形	三・九	二・七
五寸もの	四・八	四・〇
六寸もの	五・八	四・五
七寸もの	六・八	五・〇

規格及び品等は、農林大臣の承認を受けて全國煉炭工業協同組合連合会が定めた檢査規程による。

四、本表の統制額は、農林大臣の承認を受けて全國煉炭工業協同組合連合会の定めた檢査試驗規格により全國煉炭工業協同組合連合会の行う檢査に合格した旨の表示あるもの、統制額とし、表示のないもの又は規格外製品の販賣價格の統制額は、本表の一又は二の統制額の当該種類の最低位の統制額の半額とする。

五、高四寸もの又は徳用花形で袋を用いず、縄掛のみで緊括したものの統制額は、一の統制額より十四箇について、二円を差引いた額とする。

六、高四寸もの又は徳用花形で箇數賣する場合の統制額は、本表の統制額を十四で除して得た額とする。

七、高四寸もの又は徳用花形で特別包裝をしたもの及び五寸もの、六寸もの又は七寸もので包裝をしたものについては、包裝費として当該都道府縣知事の指定した額を、本表の統制額に加算することができる。

八、前各項によつて計算上生ずる錢位未滿の端數は切り捨てるものとする。

第二　豆炭

一、製造業者販賣價格の統制額(工場渡し、正味重量十キロ当り通袋建)

工場所在都府縣名　　種類 等級	無煙豆炭 一級	無煙豆炭 二級	亜炭豆炭
北海道、青森、宮城、福島、埼玉、東京、神奈川、石川、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、大阪及び兵庫	円 四〇・一五	円 三九・三五	円 三八・四五
和歌山、岡山、廣島、徳島及び愛媛	三九・九〇	三九・一〇	三八・二〇
山口、福岡、佐賀、大分及び長崎	三九・四〇	三八・六〇	三七・七五

製造業者が直接販賣業者の店先又は倉庫まで持ち込む場合の統制額は、前表の統制額に二の加算額の半額を加算した額の範囲内で、当該都道府縣知事が指定した額とする。

二、(イ)販賣業者販賣價格の統制額は、一の当該都道府縣の製造業者販賣價格の統制額に、左の金額を加算した額とする。

都府縣名	
東京、神奈川、埼玉、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡及び長崎	円 五・〇〇
その他の道縣	四・七五

(ロ)販賣業者が(イ)の金額を加算して消費者に賣渡す場合は、消費者持ち込渡しとする。

販賣業者が、販賣業者の店先又は倉庫渡しで販賣する場合は、(イ)の加算額から三割を差引いた額を超えてはならない。

(ハ)特殊用途向け又は特別の事由によつて、農林大臣又は都道府縣知事の許可又は承認を受け、当該都道府縣外から移入したものの販賣業者販賣價格の統制額は、移入先都道府縣の製造業者販賣價格(工場渡し)の統制額に、その工場から当該都道府縣内驛着貨車乗渡し又は岸壁若しくは河岸着船乗渡しまでの運賃實費として、当該都道府縣知事の認むる額と、(イ)の加算額とを、加算することができる。

三、本表の統制額は、農林大臣の承認を受けて、全國煉炭工業協同組合連合会の定めた檢査試驗規格により全國煉炭工業協同組合連合会の行う檢査に合格した旨の表示あるものの統制額とし、表示のないもの又は規格外製品の販賣價格の統制額は、本表の一又は二の統制額中最低位のものの半額とする。

四、豆炭を裸賣する場合の統制額は、一又は二の統制額より十キロについて、五円を差引いた額とする。

第三　有煙豆炭

一、茨城縣、長野縣又は福島縣内渡し

發熱量	製造業者販賣價格の統制額(工場渡し)	販賣業者販賣價格の統制額 店先又は倉庫渡し	販賣業者販賣價格の統制額 消費者持ち込渡し
五、五〇〇カロリー以上	円 二、一三〇・〇〇	円 二、四八〇・〇〇	円 二、六三〇・〇〇
五、〇〇〇　〃	二、〇八〇・〇〇	二、四三〇・〇〇	二、五八〇・〇〇
四、五〇〇　〃	二、〇三〇・〇〇	二、三八〇・〇〇	二、五三〇・〇〇
四、〇〇〇　〃	一、九八〇・〇〇	二、三三〇・〇〇	二、四八〇・〇〇

二、北海道、福岡縣、佐賀縣、大分縣又は鹿兒島縣内渡し

發熱量	製造業者販賣價格の統制額(工場渡し)	販賣業者販賣價格の統制額 店先又は倉庫渡し	販賣業者販賣價格の統制額 消費者持ち込渡し
六、〇〇〇カロリー以上	円 二、二〇〇・〇〇	円 二、五五〇・〇〇	円 二、七〇〇・〇〇
五、五〇〇　〃	二、一五〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	二、六五〇・〇〇
五、〇〇〇　〃	二、一〇〇・〇〇	二、四五〇・〇〇	二、六〇〇・〇〇
四、五〇〇　〃	二、〇五〇・〇〇	二、四〇〇・〇〇	二、五五〇・〇〇
四、〇〇〇　〃	二、〇〇〇・〇〇	二、三五〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇

三、製造業者が直接販賣業者の店先又は倉庫まで持ち込む場合の統制額は、一又は二の当該道縣の製造業者販賣價格の統制額に、その統制額と販賣業者販賣價格の消費者持ち込み渡しの統制額との差額の半額を加算した額の範囲内で、当該道縣知事が指定した額とする。

四、当該製造道縣以外の都道府縣内渡しで販賣する場合の販賣業者販賣價格の統制額は、移入先道縣内渡しの製造業者販賣價格(工場渡し)の統制額に、その製造工場から当該都道府縣内驛着貨車乗渡し又は岸壁若しくは河岸着船乗渡しまでの運賃實費として、当該都道府縣知事の認むる額と、一又は二の製造業者販賣價格と販賣業者販賣價格の統制額との差額とを、加算することができる。

五、本表の統制額は、農林大臣の承認を受けて、全國煉炭工業協同組合連合会の定めた檢査試驗規格により全國煉炭工業協同組合連合会の行う檢査に合格した旨の表示あるもの、統制額とし、表示のないもの又は規格外製品の販賣價格の統制額は、本表の統制額中最低位のもの、半額とする。

第四　たどん

一、たどん

工場所在都道府縣名	種類	單位	製造業者販賣價格の統制額(工場渡し)	販賣業者販賣價格の統制額 店先又は倉庫渡し	販賣業者販賣價格の統制額 消費者持ち込渡し
東京、愛知、京都、大阪、兵庫、三重、島根、岡山、廣島、山口、徳島及び香川	一号品	十キロ	円 四七・四〇	円 五〇・九〇	円 五二・四〇
	二号品	〃	四五・〇〇	四八・五〇	五〇・〇〇
	花形一号品	袋入十四箇	六三・一〇	六八・〇〇	七〇・一〇
	〃二号品	〃	五九・七〇	六四・六〇	六六・七〇
その他の道縣	一号品	十キロ	四六・一〇	四九・六〇	五一・一〇
	二号品	〃	四三・八〇	四七・三〇	四八・八〇
	花形一号品	〃袋入十四箇	六一・四〇	六六・三〇	六八・四〇
	〃二号品	〃	五八・一〇	六三・〇〇	六五・一〇

二、たどんとは、その形状の如何にかかわらず炭化物を配合加工して成型した燃料をいう。(孔明煉炭、豆炭、有煙豆炭、ピッチ煉炭及びガラコークス並びに草炭又は泥炭をそのまま成型したものを除く)

三、一号品とは、炭化物含有量が八〇%以上で、木炭系炭化物含有量が五〇%以上のものをいい、二号品とは、炭化物含有量が八〇%以上で、木炭系炭化物含有量五〇%未滿のものをいう。

花形の形量は左の通りとする。但し、その公差は(±)百分の五とする。

直徑　三寸九　　高さ　三寸三

四、この統制額は、包裝費を含む。

五、たどんを裸賣する場合の統制額は、一又は二の統制額より一号品及び二号品にあつては、正味重量十キロについて、五円を、花形にあつては、十四箇について、二円五〇錢を差引いた額とする。

六、製造業者が直接販賣業者の店先又は倉庫まで持込む場合の統制額は、一の当該都道府縣の製造業者販賣價格の統制額に、その統制額と販賣業者販賣價格の消費者持ち込渡しの統制額との差額の半額を、加算した額の範囲内で、当該都道府縣知事が指定した額とする。

七、特殊用途向け又は特別の事由によつて、農林大臣又は当該都道府縣知事の許可又は承認を受け、当該都道府縣外から移入したものの販賣業者販賣價格の統制額は、移入先都道府縣の製造業者販賣價格(工場渡し)の統制額に、その製造工場から当該都道府縣内着驛貨車乗渡し又は岸壁若しくは河岸着船乗渡しまでの運賃實費として、当該都道府縣知事の認むる額と、当該都道府縣の製造業者販賣價格の統制額と、販賣業者販賣價格の統制額との差額とを、加算することができる。

八、本表の統制額は、農林大臣の承認を受けて、全國加工燃料工業協同組合の定めた檢査試驗規格により全國加工燃料工業協同組合の行う檢査に合格した旨の表示あるものの統制額とする。

前項の檢査を受けて、格外品となつたものの統制額は、正味重量十キロ又は袋入十四箇について前者は二号品の統制額から一八円を、後者は花形二号品の統制額から一八円を差引いた額とする。

九、八の表示のないものの統制額は、八の第二項の統制額の半額とする。

一〇、花形を箇數で賣する場合の統制額は、一の統制額を十四で除して得た額とする。

一一、この計算上生じた錢位未滿の端數は切り捨てるものとする。

◉物價廳告示第四百八十三号

物價統制令第四條の規定によつて、氷の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十二年三月物價廳告示第百十六号(氷の販賣價格の統制額指定の件)は、これを廢止する。

昭和二十二年八月十五日　物價廳長官　和田博雄

生産者販賣價格の統制額(一トンにつき)	販賣業者販賣價格の統制額(一貫につき)
円 五五〇・〇〇	円 五・一〇

一、この表の生産者販賣價格の統制額は、製氷工場(附屬貯氷庫を含む。以下同じ。)渡しの統制額である。

二、この表の販賣業者販賣價格の統制額は、製氷工場の所在する地域と同一行政区画内における販賣業者の店先渡しの統制額である。

前項に掲げる以外の地域における販賣業者の販賣價格の統制額は、製氷工場から販賣業者の店先までの運賃諸掛り及び溶解による減損の實費として地方物價事務局長が定めた額を、この表の販賣業者販賣價格の統制額に加えることができる。

三、販賣業者が買主持込渡しで氷を販賣する場合は、二の販賣業者販賣價格の統制額に一貫につき四五錢を加えることができる。

四、漁船の船積み用及び魚介類の出荷輸送用として角氷を碎氷したものを販賣する場合は、この表の統制額に一トンについて一八円を加えることができる。

五、地方物價事務局長が、この表の統制額の範囲内で別段の額を指定したときは、その額による。

◉物價廳告示第四百八十四号

物價統制令第四條の規定によつて、石炭の販賣價格を次のように指定し、同令施行規則第四條の但書の規定によつて、昭和二十二年七月六日配炭公團總裁宛通知した。

昭和二十二年八月十五日　物價廳長官　和田博雄

一、一般消費者向價格の統制額　(單位一トン)

別紙(1)石炭販賣建値價格記載の販賣建値價格に別紙(2)石炭販賣建値價格に加算する着後諸掛一覽表記載の荷渡條件別着後諸掛を加算した額とする。

二、特定産業向價格の統制額　(單位一トン)

次の産業(物資を特定したものについては、その物資)に使用する石炭については、前記一般消費者向價格から別紙(3)特定産業向石炭價格値引表記載の額を値引した額とする。

特定産業名	特定物資	備考
ガス	ガス	
コークス	コークス(含タール)	
鉄鋼	普通銑鉄、普通鋼々材、同半製品	
化学肥料	硫安(含アンモニア)	
ソーダ	ソーダ灰、カ性ソーダ	
海運業		焚料

石炭販賣建値價格表

（一）石炭販賣規格表

第一種石炭（一般用炭）

甲号（常磐炭、宇部炭以外の石炭）

等級	發熱量（カロリー）	灰分（%）
特1	以上 7,200	以下 13.0
〃2	7,000	13.0
〃3	6,800	13.0
1	6,600	15.0
2	6,400	17.5
3	6,200	20.0
4	6,000	23.0
5	5,800	25.5
6	5,600	28.0
7	5,400	30.5
8	5,100	34.5
9	4,800	38.5
10	4,500	42.5
等外1	4,200	46.5
〃2	3,800	51.5

乙号（常磐炭）

等級	發熱量（カロリー）	灰分（%）
1	以上 6,100	以下 18.0
2	5,900	18.0
3	5,700	18.5
4	5,500	21.5
5	5,300	24.0
6	5,100	27.0
7	4,900	29.5
8	4,700	32.0
9	4,500	35.0
10	4,200	39.0
11	3,900	43.0
等外1	3,500	48.5
〃2	3,000	53.0

丙号（宇部炭）

等級	發熱量（カロリー）	灰分（%）
1	以上 5,700	以下 18.0
2	5,500	18.0
3	5,300	19.0
4	5,100	22.0
5	4,900	24.5
6	4,700	27.5
7	4,500	30.0
8	4,200	34.0
9	3,900	38.0
10	3,600	42.0
等外1	3,300	46.0
〃2	3,000	50.0

第6176号　物価号外

第二種石炭（原料用炭）

等級	適正綜合品位
	以上
特 1	710,000
〃 2	680,000
〃 3	650,000
1	620,000
2	590,000
3	560,000
4	530,000
5	500,000
6	470,000
7	440,000

註　適正綜合品位ハ當該石炭ニ付炭化度骸炭ガス灰分等ニ依リ配炭公團ニ於テ検定スルモノトス

第三種石炭（ガス発生炉用炭）甲号及乙号

等級	発熱量（カロリー）	灰分（%）
	以上	以下
特 1	6,800	11.0
〃 2	6,800	12.0
1	6,500	13.5
2	6,500	15.0
3	6,500	16.5
4	6,200	18.0
5	6,200	19.5
6	6,200	21.0

註　甲号トハ膨張度 1.3 以下ニシテ灰ノ耐火度 1,350 度以上ノモノトス

乙号トハ膨張度 1.3 以下ニシテ灰ノ耐火度 1,350 度未満 1,200 度以上ノモノトス

第四種石炭（無煙炭）

等級	発熱量（カロリー）
	以上
1	8,000
2	7,500
3	7,000
4	6,500
5	6,000
6	5,500
7	5,000
8	4,500
9	4,000
等外 1	3,800
〃 2	3,300

註　無煙炭トハ燃料比 4.0 以上ノモノ

第五種石炭（煽石）

等級	発熱量（カロリー）
	以上
1	6,600
2	6,300
3	6,000
4	5,700
5	5,400
6	5,000
7	4,500
等外 1	4,200
〃 2	3,800

註　煽石トハ燃料比 4.0 以上ニシテ火山岩ノ影響ヲ受ケ変質シタルモノ

（二）坑所販賣建値價格表（坑所貨車乗又ハ車輛乗）

（北海道、九州、常磐、山口、内地本土炭ニ適用）

第一種甲号炭（九北炭及内地本土炭）

	等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未撰 切込炭
		円	円	円	円
九北炭	特 1	1,619	1,417	746	1,350
	〃 2	1,563	1,369	722	1,304
	〃 3	1,508	1,321	698	1,259
	1	1,453	1,273	674	1,213
	2	1,389	1,217	646	1,160
	3	1,324	1,161	618	1,107
	4	1,260	1,105	590	1,053
	5	1,195	1,049	562	1,000
	6	1,131	993	534	947
	7	1,057	929	502	886
	8	947	833	454	795
	9	836	737	406	704
	10	726	641	358	613
	等外 1	616	545	310	521
	〃 2	468	417	246	400
内地本土炭	特 1	1,779	1,577	906	1,510
	〃 2	1,723	1,529	882	1,464
	〃 3	1,668	1,481	858	1,419
	1	1,613	1,433	834	1,373
	2	1,549	1,377	806	1,320
	3	1,484	1,321	778	1,267
	4	1,420	1,265	750	1,213
	5	1,355	1,209	722	1,160
	6	1,291	1,153	694	1,107
	7	1,217	1,089	662	1,046
	8	1,107	993	614	955
	9	996	897	566	864
	10	886	801	518	773
	等外 1	776	705	470	681
	〃 2	628	577	406	560

第一種乙号炭（常磐炭）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未撰 切込炭
	円	円	円	円
1	1,426	1,250	662	1,191
2	1,371	1,202	638	1,146
3	1,316	1,154	614	1,100
4	1,261	1,106	590	1,054
5	1,196	1,050	562	1,001
6	1,132	994	534	948
7	1,068	938	506	895
8	1,003	882	478	842
9	939	826	450	788
10	828	730	402	697
11	718	634	354	606
等外 1	571	506	290	484
〃 2	387	346	210	332

第二種丙号炭（宇部炭）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未撰 切込炭
	円	円	円	円
1	1,316	1,154	614	1,100
2	1,261	1,106	590	1,054
3	1,196	1,050	562	1,001
4	1,132	994	534	948
5	1,068	938	506	895
6	1,003	882	478	842
7	939	826	450	788
8	828	730	402	697
9	718	634	354	606
10	608	538	306	515
等外 1	497	442	258	424
〃 2	387	346	210	332

第二種炭（原料用炭）

等級	粉
	円
特 1	1,609
〃 2	1,585
〃 3	1,561
1	1,513
2	1,489
3	1,465
4	1,441
5	1,417
6	1,345
7	1,273

第三種炭（ガス發生炉用炭）

等級	中小塊	
	甲号	乙号
	円	円
特 1	1,646	1,591
〃 2	1,619	1,564
1	1,563	1,508
2	1,536	1,481
3	1,509	1,454
4	1,453	1,389
5	1,421	1,356
6	1,389	1,324

第四種炭（無煙炭）

等級	塊 中塊	小塊 小小塊	粉豆塊 微粉 沈澱粉	未撰 切込
	円	円	円	円
1	2,223	1,916	1,609	1,532
2	2,083	1,796	1,509	1,437
3	1,943	1,676	1,409	1,342
4	1,803	1,556	1,309	1,247
5	1,663	1,436	1,209	1,152
6	1,523	1,316	1,109	1,057
7	1,327	1,148	969	924
8	1,131	980	829	791
9	907	788	669	639
特外 1	817	711	605	578
〃 2	593	519	445	426

第五種炭（煽石）

等級	塊 中小塊	粉	未撰 切込炭
	円	円	円
1	1,580	1,329	1,266
2	1,503	1,269	1,209
3	1,436	1,209	1,152
4	1,364	1,149	1,095
5	1,249	1,053	1,004
6	1,095	925	882
7	903	765	730
特外 1	698	594	563
〃 2	424	366	351

註　石炭及ビ低品位炭ノ各市場ニ於ケル販賣價格ハソレゾレノ市場販賣建値價格ニ別紙添附ノ着後諸掛（建値價格ニ加算スル輸送費諸掛額）ヲ加算スルモノトス

（三）積地市場地区販賣建値價格表（着駅貨車乗又ハ沖着）

（北海道、九州、市場ニ適用）

第一種甲号炭（九北炭）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未撰 切込
	円	円	円	円
特 1	1,706	1,594	833	1,437
〃 2	1,650	1,456	809	1,391
〃 3	1,595	1,403	785	1,346
1	1,540	1,360	761	1,300
2	1,476	1,304	733	1,247
3	1,411	1,248	705	1,194
4	1,347	1,192	677	1,140
5	1,282	1,136	649	1,087
6	1,218	1,080	621	1,034
7	1,144	1,016	589	973
8	1,034	920	541	882
9	923	824	493	791
10	813	728	445	700
等外 1	703	632	397	608
〃 2	555	504	333	487

第一種丙号炭（宇部炭）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未撰 切込
	円	円	円	円
1	1,403	1,241	701	1,187
2	1,348	1,193	677	1,141
3	1,283	1,137	649	1,088
4	1,219	1,081	621	1,035
5	1,155	1,025	593	982
6	1,090	969	565	929
7	1,026	913	537	875
8	915	817	489	784
9	805	721	441	693
10	695	625	393	602
等外 1	584	529	345	511
〃 2	474	433	297	419

第二種炭（原料用炭）

等級	粉
	円
特 1	1,696
〃 2	1,672
〃 3	1,648
1	1,600
2	1,576
3	1,552
4	1,528
5	1,504
6	1,432
7	1,360

第三種炭（ガス発生炉用炭）

等級	中小塊	
	甲号	乙号
	円	円
特 1	1,733	1,678
〃 2	1,706	1,651
1	1,650	1,595
2	1,623	1,568
3	1,596	1,541
4	1,540	1,476
5	1,508	1,443
6	1,476	1,411

第四種炭（無煙炭）

等級	塊 中塊	小塊 小小塊	粉豆塊 微粉 沈澱粉	未撰 切込
	円	円	円	円
1	2,310	2,003	1,696	1,619
2	2,170	1,883	1,596	1,524
3	2,030	1,763	1,496	1,429
4	1,890	1,643	1,396	1,334
5	1,750	1,523	1,296	1,239
6	1,610	1,403	1,196	1,144
7	1,414	1,235	1,056	1,011
8	1,218	1,067	916	878
9	904	875	756	726
等外 1	904	798	692	665
〃 2	680	606	532	513

第五種炭（煽石）

等級	塊 中小塊	粉	未撰 切込
	円	円	円
1	1,667	1,416	1,353
2	1,595	1,356	1,296
3	1,523	1,296	1,239
4	1,451	1,236	1,182
5	1,336	1,140	1,091
6	1,182	1,012	969
7	990	852	817
等外 1	785	681	655
〃 2	511	453	438

註　石炭及ビ低品位炭ノ各市場ニ於ケル販賣價格ハソレゾレノ市場販賣建値價格ニ別紙添附ノ着後諸掛（建値價格ニ加算スル輸送費諸掛額）ヲ加算スルモノトス

（四）積地市場地区販賣建値價格表（積出港船乗）

（北海道、九州市場ニ適用）

第一種甲号炭（九北炭）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未撰 切込
	円	円	円	円
特 1	1,722	1,520	849	1,453
〃 2	1,666	1,472	825	1,407
〃 3	1,111	1,424	801	1,362
1	1,556	1,376	777	1,316
2	1,492	1,320	749	1,263
3	1,427	1,264	721	1,210
4	1,363	1,208	693	1,156
5	1,298	1,152	665	1,103
6	1,234	1,096	637	1,050
7	1,160	1,032	605	989
8	1,050	936	557	898
9	939	840	509	807
10	829	744	461	716
等外 1	719	648	413	624
〃 2	571	520	349	503

第二種炭（原料用炭）

等級	粉
	円
特 1	1,712
〃 2	1,688
〃 3	1,664
1	1,616
2	1,592
3	1,568
4	1,544
5	1,520
6	1,448
7	1,386

第三種炭（ガス発生炉用炭）

等級	中小塊	
	甲号	乙号
	円	円
特 1	1,749	1,694
〃 2	1,722	1,667
1	1,666	1,611
2	1,639	1,584
3	1,612	1,557
4	1,556	1,492
5	1,524	1,459
6	1,492	1,427

第四種炭（九州無煙炭）

等級	塊 中小塊	小塊 小小塊	粉豆塊 微粉 沈澱粉	未撰 切込
	円	円	円	円
1	2,326	2,019	1,712	1,635
2	2,186	1,899	1,612	1,540
3	2,046	1,779	1,512	1,445
4	1,906	1,659	1,412	1,350
5	1,766	1,539	1,312	1,255
6	1,626	1,419	1,212	1,160
7	1,430	1,251	1,072	1,027
8	1,234	1,083	932	894
9	1,010	891	772	742
等外 1	920	814	708	681
〃 2	696	622	548	529

註　輸出用炭ノ販賣建値價格表ハ上記積地市場販賣建値價格（積出港船乗）ヲ適用ス

（五）揚地市場地区販賣建値價格表（沖着、着駅貨車乗）

（東北、関東、北陸、東海、近畿、中國、山口及四國市場ニ適用）

第一種甲号炭（九州、北海道及内地本土）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未撰 切込
	円	円	円	円
特 1	1,940	1,738	1,067	1,671
〃 2	1,884	1,690	1,043	1,625
〃 3	1,829	1,642	1,019	1,580
1	1,774	1,594	995	1,534
2	1,710	1,538	967	1,481
3	1,645	1,482	939	1,428
4	1,581	1,426	911	1,374
5	1,516	1,370	883	1,321
6	1,452	1,314	855	1,268
7	1,378	1,250	823	1,207
8	1,268	1,154	775	1,116
9	1,157	1,058	727	1,025
10	1,047	962	679	934
等外 1	937	866	631	842
〃 2	789	738	567	721

第一種乙号炭（常磐炭）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未撰 切込
	円	円	円	円
1	1,587	1,411	823	1,352
2	1,532	1,363	799	1,307
3	1,477	1,315	775	1,261
4	1,422	1,267	751	1,215
5	1,357	1,211	723	1,162
6	1,293	1,155	695	1,109
7	1,229	1,099	667	1,056
8	1,164	1,043	639	1,003
9	1,100	937	611	949
10	989	891	563	858
11	879	795	515	767
等外 1	732	667	451	645
〃 2	548	507	371	493

第一種丙号炭（宇部炭）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未撰 切込
	円	円	円	円
1	1,477	1,315	775	1,261
2	1,422	1,267	751	1,215
3	1,357	1,211	723	1,162
4	1,293	1,155	695	1,109
5	1,229	1,099	667	1,056
6	1,164	1,043	639	1,003
7	1,100	937	611	949
8	989	891	563	858
9	879	795	515	767
10	769	699	467	676
等外 1	658	603	419	585
〃 2	548	507	371	493

第二種炭（原料用炭）

等級	粉
	円
特 1	1,930
〃 2	1,906
〃 3	1,882
1	1,834
2	1,810
3	1,786
4	1,762
5	1,738

等級	
6	1,666
7	1,594

第三種炭（ガス発生炉用）

等級	中小塊 甲号	中小塊 乙号
特1	1,967	1,912
〃2	1,940	1,885
1	1,884	1,829
2	1,857	1,802
3	1,830	1,775
4	1,774	1,710
5	1,742	1,677
6	1,710	1,645

第四種炭（無煙炭）

	等級	塊 中塊	小塊 小小塊	粉豆塊 撰粉 沈澱粉	未切撰込
九州炭	1	2,544	2,237	1,930	1,853
	2	2,404	2,117	1,830	1,758
	3	2,264	1,997	1,730	1,663
	4	2,124	1,877	1,630	1,568
	5	1,984	1,757	1,530	1,473
	6	1,844	1,637	1,430	1,378
	7	1,648	1,469	1,290	1,245
	8	1,452	1,301	1,150	1,112
	9	1,228	1,109	990	960
	等外1	1,138	1,032	926	899
	〃2	914	840	766	747
山口及内地本土炭	1	2,384	2,077	1,770	1,693
	2	2,244	1,957	1,670	1,598
	3	2,104	1,837	1,570	1,503
	4	1,964	1,717	1,470	1,408
	5	1,824	1,597	1,370	1,313
	6	1,684	1,477	1,270	1,218
	7	1,488	1,309	1,130	1,085
	8	1,292	1,141	990	952
	9	1,068	949	830	800
	等外1	978	872	766	739
	〃2	754	680	606	587

第五種炭（煽石）

等級	塊 中小塊	粉	未切撰込
1	1,901	1,650	1,587
2	1,829	1,590	1,530
3	1,757	1,530	1,473
4	1,685	1,470	1,416
5	1,570	1,374	1,325
6	1,416	1,246	1,203

等級			
7	1,224	1,086	1,051
等外1	1,019	915	889
〃2	745	687	672

註　石炭及ビ低品位炭ノ各市場ニ於ケル販賣價格ハソレゾレノ市場販賣建値價格ニ別紙添附ノ荷役諸掛額（建値價格ニ加算スル輸送費諸掛額）ヲ加算スルモノトス

（六）船舶焚料炭販賣建値價格表（積出港船乗）

（一）九州、北海道、山口地區ニ適用

第一種甲号炭（九北炭）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未切撰込
特1	1,763	1,561	890	1,494
〃2	1,707	1,513	866	1,448
〃3	1,652	1,465	842	1,403
1	1,597	1,417	818	1,357
2	1,533	1,361	790	1,304
3	1,468	1,305	762	1,251
4	1,404	1,249	734	1,197
5	1,339	1,193	706	1,144
6	1,275	1,137	678	1,091
7	1,201	1,073	646	1,030
8	1,091	977	598	939
9	980	881	550	848
10	870	785	502	757
等外1	760	689	454	665
〃2	612	561	390	544

第一種丙号炭（宇部炭）

等級	塊 中小塊	粉	微粉 沈澱粉	未切撰込
1	1,460	1,298	758	1,244
2	1,405	1,250	734	1,198
3	1,340	1,194	706	1,145
4	1,276	1,138	678	1,092
5	1,212	1,082	650	1,039
6	1,147	1,026	622	986
7	1,083	970	594	932
8	972	874	546	841
9	862	778	498	750
10	752	682	450	659
等外1	641	586	402	568
〃2	531	490	354	476

第二種炭（原料用炭）

等級	粉
特1	1,753
〃2	1,729
〃3	1,705
1	1,657
2	1,633
3	1,609
4	1,585
5	1,561
6	1,489
7	1,417

第三種炭（ガス発生炉用炭）

等級	中小塊 甲号	中小塊 乙号
特1	1,790	1,735
〃2	1,763	1,708
1	1,707	1,652
2	1,680	1,625
3	1,653	1,598
4	1,597	1,533
5	1,565	1,500
6	1,533	1,468

註　石炭及ビ低品位炭ノ各市場ニ於ケル販賣價格ハソレゾレノ市場販賣建値價格ニ別紙添附ノ荷役諸掛（建値價格ニ加算スル輸送費諸掛額）ヲ加算スルモノトス

（七）低品位炭販賣建値價格表

1 低品位炭坑所販賣建値價格表（坑所車輌乗又ハ貨車乗）

種別		規格	塊炭	粉炭	微粉炭	未撰切込炭
第一種	甲	cal以上 3,500	304	274	174	264
		3,000	247	224	149	217
	乙	2,500	201	184	129	179
	丙	2,500	201	184	129	179
第五種		3,000	201	184		179

種別	規格	塊炭	小塊炭	粉炭	未撰切込炭
第四種	cal以上 2,500	228	206	184	179

（註）（一）2,500 cal以下（第五種炭ハ3,000 cal以下）ノ販賣原價ハスベテ50円トス

（二）低品位炭販賣ノ場合ハ都度販賣先ノ荷渡数量並諸掛ノ荷渡條件ヲ本部業務局ニ伺出ノコト

2 低品位炭積地市場 販賣建値價格表（O. R. cif）

種別		規格	塊炭	粉炭	微粉炭	未撰切込炭
第一種	甲	cal以上 3,500	391	361	261	351
		3,000	334	311	236	304
	乙	2,500	288	271	216	266
	丙	2,500	288	271	216	266
第五種		3,000	288	271		266

種別	規格	塊炭	小塊炭	粉炭	未撰切込炭
第四種	cal以上 2,500	315	293	271	266

（註）1ニ同ジ

3 低品位炭揚地市場 販賣建値價格表（O. R. cif）

種別		規格	塊炭	粉炭	微粉炭	未撰切込炭
第一種	甲	cal以上 3,500	625	595	495	585
		3,000	568	545	470	538
	乙	2,500	522	505	450	500
	丙	2,500	362	345	290	340
第五種		3,000	522	505		500

種別		規格	塊炭	小塊炭	粉炭	未撰切込炭
第四種	九北	cal以上 2,500	549	527	505	500
	山口	2,500	389	367	345	340

（註）1ニ同ジ

4 低品位炭積地市場販賣建値價格表（積出港船乗）

種別		規格	塊炭	粉炭	微粉炭	未撰切込炭
第一種	甲	cal以上 3,500	407	377	277	367
		3,000	350	327	252	320
	乙	2,500	304	287	232	282
	丙	2,500	304	287	232	282

種別	規格	塊炭	小塊炭	粉炭	未撰切込炭
第四種	cal以上 2,500	331	309	287	282

（註）（一）（二）1ニ同ジ

（三）輸出用炭ノ販賣建値價格ハ上記積地市場販賣建値價格（積込港船乗）ヲ適用ス

（八）石炭販賣建値價格ニ加算スル荷役諸掛一覧表

（單位円）

市場別 荷渡條件		関東	東海	近畿	中國	中國（山口）	四國	北陸（新潟）	北陸（石川、富山）	東北	九州	北海道
坑所車輌貨車乗渡		6	6	6		6	6			6	6	6
港頭貯炭場積込渡			156					155	145		※101	▵ 97
奥地〃			243					281	178			
艀渡											10	60
積出港船乗渡											51	10
同上（輸出向）											10	51
沖着又ハ本船岸壁渡		15	15	15	15	15	15	15	15	15		
本船岸壁渡（神戸ベース向）				50								
艀岸壁渡		112	157	290	227		143	148	86			
瀬取艀岸壁渡						277						
本船々側渡		64		164								
着駅渡（常磐、本土炭）		15	15					15	15	15		
同上（上記以外）		114	132	130	123	15	111	215	128	148	10	10
貯炭場積込渡		146		263	363	278	123			94	69	
貯炭場置場渡（一般）		123				205				92		
同上（進駐軍）		70										
発駅積込渡							169					
納込渡			320				224	327	254	155	146	
納込渡｛（鉄道）（石川、富山）｝									125			
納込渡（日発相浦）											125	
鉄道場所納（新潟）								118				
焚料炭積込渡		218	298	521	455	15		205	194	187	10	10
同上（外國船向）		250	330	553	487	60		237			51	51
佐世保市内貯炭場積込渡											147	
長崎 進駐軍	貨車乗渡（省納）										82	
	貯炭場置場渡										103	
	焚料炭積込渡										149	
東海 北陸 進駐軍	着駅貨車乗渡		178								197	
	港頭貯炭場積込渡		103						305			
	奥地〃		125									
	納込渡		432									

備考　註

1 坑所渡ヲ荷渡條件トスル場合ハ當該荷渡條件別送状面價格ニ下記坑所料加算ノコト（含立合費）

（イ）撰塊一トンニ付　27.00円

（ロ）搭排〃　25.00

2. 左記以外ノ荷渡條件ノ場合ハ別ニプール額ヲ設定スルカ、又ハ適正ナル実諸掛額ヲ加算ノコト

3. 諸分ヲ要スル場合ハ當該荷渡條件別送状面販賣價格ニ下記諸分費ヲ加算ノコト

諸分費一トンニ付　90.00円

4. 所定支拂日ニ炭代未納ノ場合ハ日歩4錢ノ延滞金利ヲ申受クルコト

5. 九州市場ニ於ケル置場渡ハ貯炭場積込渡プール額ヨリ9.00円引ノコト

6. 小口扱（一ヶ月8トン未満口）ハ一トンニ付16.00円加算ノコト

7. 九州市場ノ※印ハ港頭貯炭場貨車乗渡ニ、北海道市場ノ△印ハ港頭貯炭場渡ニ適用ノコト

（九）特定産業向石炭價格ト當値引額表

第一種甲号炭

等級	塊 中小塊	粉炭	微粉炭	未切撰込
特1	855	792	396	752
〃2	829	768	384	730
〃3	804	744	372	707
1	778	720	360	684
2	745	690	345	656
3	714	660	330	627
4	681	630	315	599
5	648	600	300	570
6	615	570	285	542
7	576	534	267	507
8	517	480	240	456
9	460	426	213	405
10	402	372	186	353
等外1	343	318	159	302
〃2	265	246	123	234

註　内地本土炭ハ上記額ノ60円増シタル額トス

第一種乙号炭

特定産業向石炭價格ト當値引額表

等級	塊 中小塊	粉炭	微粉炭	未切撰込
1	727	661	330	628
2	700	637	318	606
3	672	611	305	580
4	645	587	293	557
5	612	557	278	529
6	579	527	263	500
7	546	497	248	472
8	513	467	233	443
9	480	437	218	415
10	421	383	191	363
11	361	329	164	312
等外1	283	258	129	245
〃2	183	167	83	158

第一種丙号炭

特定産業向石炭價格ト當値引額表

等級	塊 中小塊	粉炭	微粉炭	未切撰込
1	672	611	305	580
2	645	587	293	557
3	612	557	278	529
4	579	527	263	500
5	546	497	248	472
6	513	467	233	443
7	480	437	218	415
8	421	383	191	363
9	361	329	164	312
10	302	275	137	261
等外1	243	221	110	210
〃2	183	167	83	158

第二種石炭

特定産業向石炭價格ト當値引額表

等級	粉炭
特1	864
〃2	855
〃3	846
1	834
2	822
3	810
4	790
5	770
6	726
7	690

第三種石炭

特定産業向石炭價格ト當額値引表

種別	等級	中小塊炭
甲号	特1	868
	〃2	855
	1	837
	2	819
	3	801
	4	780
	5	759
	6	738
乙号	特1	844
	〃2	831
	1	813
	2	795
	3	777
	4	756
	5	735
	6	714

第四種石炭

特定産業向石炭價格ト當額値引表

等級	塊炭	小塊炭	粉炭	未切撰込
1	993	969	864	921
2	939	913	816	868
3	883	859	768	817
4	814	792	708	752
5	744	726	648	690
6	676	658	588	625
7	580	565	505	537
8	486	474	423	450
9	391	381	340	362
等外1	354	343	307	326
〃2	272	233	195	221

第五種石炭

特定産業向石炭價格ト當値引額表

等級	塊 中小塊	粉炭	未切撰込
1	778	723	684
2	738	684	650
3	699	638	616
4	646	598	563
5	592	549	522
6	522	483	468
7	399	370	352
等外1	327	303	288
〃2	231	213	202

第6176号　物価号外

廣告

◎除權判決

神戸市葺合区磯辺通一丁目五、六、七番地
申立人　合資会社ウインクレル商会
右代表者無限責任社員　ウエルネル　ウエンストフアーレン

右申立人より別紙目録記載の小切手について公示催告の申立をしたるを以て当裁判所は昭和二十一年七月四日公示催告を為したるに昭和二十二年五月八日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出及右証券の提出をするものがなかつたから右証券の無効を宣言する。

昭和二十二年六月六日　神戸地方裁判所

（別紙）　目録
一小切手番号　№. E 66
一金額　金二十円也
一発行日　昭和二十一年七月二十八日
一振出地　神戸市
一振出人　神戸供託局長小林嘉十郎
一支払地　日本銀行神戸支店

和歌山県那賀郡田中村大字打田
申立人　一寺一雄

右之者申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第四号公示催告事件ニ付当裁判所ハ除権判決ヲ為スコト左ノ如シ

主　文

別紙表示ノ小切手ノ無効ナルコトヲ宣言ス

理　由

右申立人ノ申立ニ因リ前記小切手ニ付昭和二十一年十月十五日公示催告ヲ為シタルトコロ其ノ公示催告ノ期日ト指定シタル昭和二十二年六月十日午前九時迄ニ右小切手ニ付テ権利ノ届出ヲ為シ及ヒ小切手ノ提出スル者ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ因リ民事訴訟法第七百六十九條、第七百八十四條ニ基キ主文ノ如ク判決ス

昭和二十二年六月十七日
和歌山地方裁判所
判事　棚木毅雄

（別紙）　目録
小切手ノ名称　政府預金小切手（記名式持参人払）
発行年月日　昭和二十一年七月二十二日
番号　QFO八二九二
金額　金八百七十九円
発行目的　戦地ニ於ケル未支払俸給其他支払ノ為メ
発行者　和歌山地方世話部出納官吏地方事務官　則岡好道
支払店名　日本銀行和歌山代理店
小切手受取人ノ住所氏名　和歌山県那賀郡田中村字打田　一寺一雄

和歌山県那賀郡粉河町大字粉河字天福町千七百八十四番地
申立人　胡廉文司

右之者申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第六号公示催告事件ニ付当裁判所ハ除権判決ヲ為スコト左ノ如シ

主　文

別紙表示ノ小切手ノ無効ナルコトヲ宣言ス

理　由

右申立人ノ申立ニ因リ前記小切手ニ付昭和二十一年十月十五日公示催告ヲ為シタルトコロ其ノ公示催告ノ期日ト指定シタル昭和二十二年六月十日午前九時迄ニ右小切手ニ付テノ権利ノ届出ヲ為シ及ヒ右小切手ヲ提出スル者ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ因リ民事訴訟法第七百六十九條、第七百八十四條ニ基キ主文ノ如ク判決ス

昭和二十二年六月十八日
和歌山地方裁判所
判事　棚木毅雄

（別紙）　失権スヘキ証書ノ表示
一小切手ノ種類　政府預金小切手（出納官吏記名式持参人払封鎖支払トス）
一小切手番号　NM05651
一発行年月日　昭和二十一年三月十六日
一額面　金一千九十五円也
一振出人　和歌山地方世話部出納官吏
　復員官　則岡好道
一受取人　胡廉文司
一支払銀行名　日本銀行和歌山代理店

和歌山県那賀郡東野上町大字小畑四百九十三番地
申立人　東本光

右之者申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第七号公示催告事件ニ付当裁判所ハ除権判決ヲ為スコト左ノ如シ

主　文

別紙表示ノ株券ノ無効ナルコトヲ宣言ス

理　由

右申立人ノ申立ニ因リ前記株券ニ付昭和二十一年十月十五日公示催告ヲ為シタルトコロ其ノ公示催告ノ期日ト指定シタル昭和二十二年六月十日午前九時迄ニ右株券ニ付テノ権利ノ届出ヲ為シ及ヒ株券ヲ提出スル者ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ因リ民事訴訟法第七百六十九條第七百八十四條ニ基キ主文ノ如ク判決ス

昭和二十二年六月十八日
和歌山地方裁判所
判事　棚木毅雄

（別紙）　目録
一野上電氣鉄道株式会社株券
但
株券ノ記号番号　旧丁第一九九号
株式ノ種類　一株券
株式ノ額面（一株ノ金額）　金五十円
払込金額　全額払込
資本ノ総額　金五十二万五千円也
会社成立ノ年月日　大正二年八月三日
株主ノ氏名　東本光

愛知県碧海郡刈谷町大字元刈谷字刈谷堺十三番地
申立人　成瀬敏一

別紙目録表示株券に付右者の申立により公示催告をした所昭和二十二年四月十日午前九時の期日迄に権利の届出並に株券の提出がないので申立人の申立によつて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年六月二十日
名古屋地方裁判所岡崎支部

（別紙）　第一目録
トヨタ自動車工業株式会社株式三十株
一株券ノ種類　十株券三枚
一記号番号　新乙第一一九七号、新乙第一一九八号、新乙第一一九九号
一株券額面　金五百円（十株ニ付）
一十株ニ付払込額　金五百円
一発行者　西加茂郡挙母町大字下市場字前山八番地トヨタ自動車工業株式会社取締役社長豊田喜一郎
一最終ノ名義人　成瀬敏一

第二目録
トヨタ自動車工業株式会社株式三十株
一株券ノ種類　十株券三枚
一記号番号　い丙第二一〇〇号、い丙第二一〇一号、い丙第二一〇二号
一株券額面　金五百円（十株券ニ付）
一十株券ニ付払込額　金二百五十円
一発行者　西加茂郡挙母町大字下市場字前山八番地トヨタ自動車工業株式会社取締役社長豊田喜一郎
一最終ノ株式名義人　成瀬敏一

第三目録
豊田工機株式会社新株式五十株
一株券ノ種類　十株券五枚
一記号番号　い丙第一七〇二号、い丙第一七〇三号、い丙第一七〇四号、い丙第一七〇五号、い丙第一六七六号
一発行者　碧海郡刈谷町大字重原字西山一番地、刈谷工機株式会社
一株式ノ額面　金五百円（十株券ニ付）
一十株券ニ付払込額　金二百五十円
一最終株式名義人　成瀬敏一

第四目録
株式会社豊田自動織機製作所株式百株
一株券ノ種類　記名式五十株券二枚
一株券記号番号　は乙第一〇一九号、は乙第一〇二〇号
一株券額面　金二千五百円（五十株券ニ付）
一五十株券ニ付払込額　金二千五百円
一発行者　碧海郡刈谷町大字熊字油木二番地ノ一、株式会社豊田自動織機製作所取締役社長豊田利三郎
一最終ノ株式名義人　成瀬敏一

名古屋市東区山田東町二丁目九十七番地
申立人　田内勝雄

別紙目録表示株券に付右者の申立により公示催告をした所昭和二十二年五月二十二日午前九時の期日迄に権利の届出並に株券の提出がないので申立人の申立によつて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年六月二十日
名古屋地方裁判所岡崎支部

（別紙）　目録
株式会社豊田自動織機製作所株式五十株券一枚
額面金額　金二千五百円
払込金額　金二千五百円
記号番号　は乙第一〇〇五号
発行者　碧海郡刈谷町大字熊字油木二ノ一、株式会社豊田自動織機製作所取締役社長豊田利三郎
発行年月日　昭和十八年一月二十日
最終株主名義人　田内勝雄

富山市黒崎二百七十四番地
若林コト遺産相続人
申立人　若林庄作

別紙目録表示ノ証券ニ付当裁判所ハ公示催告ヲ為シタルトコロ昭和二十一年五月八日午前十時迄ニ権利ノ届出ヲ為シ且証券ノ提出ヲ為ス者ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記証券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十一年九月三日
富山区裁判所

（別紙）　目録
一北陸配電株式会社株券四枚十七株

内　訳

種類	額面金額	払込金額	記号	番号
一株券	五〇・〇〇円	一二・五〇円	ろ甲	一九九九
同	五〇・〇〇	一二・五〇	〃	一九三〇
五株券	二五〇・〇〇	六二・五〇	ろ乙	一〇五三
十株券	五〇〇・〇〇	一二五・〇〇	ろ丙	四七六六

最終名義人　若林コト

東京都澁谷区伊達町七十一番地
申立人　結城芳藏

別紙目録表示の株券に付申立人の申立に因り公示催告を為したるところ昭和二十二年五月十日午前十時迄に権利を届出で且右株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。

昭和二十二年六月十一日
秋田地方裁判所横手支部
判事　關口勉

（別紙）　目録
（一）羽後鉄道株式会社発行株式百株券六枚
記号番号　丁第四一号、自同第四七号至第五一号
額面　金五千円
払込金額　全額
一株金額　金五十円
株券発行年月日　大正十一年五月三十日
最終株主名義人　結城芳藏
（二）前同会社発行株式十株券八枚
記号番号　甲第二五七七号、同第二五〇七号、同第二五七九号、自同第二五二〇
額面　金五百円
払込金額　全額
一株金額　前同
株券発行年月日　大正五年十一月一日
最終株主名義人　前同
（三）前同会社発行新株式十株券十枚
記号番号　戊自第一〇三号至第一一二号
額面　金五百円
払込金額　全額
一株金額　前同
株券発行年月日　大正十一年五月三十日
最終株主名義人　前同
（四）前同会社発行株式五株券二枚
記号番号　乙第三〇号、同第三八三号
額面　金二百五十円
払込金額　全額
一株金額　前同
株券発行年月日　前同
最終株主名義人　前同

号外

の提出をする者がないから申立人の申

記番號　自第二新乙第〇四四五號至

昭和二十一年（ヘ）第五〇一號

印刷局

第6176号　物価号外

号外

官報

廣告

●除權判決

昭和二十一年（へ）第三九二號
神戸市生田區浪花町五十六番地
申立人　株式會社神戸銀行

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月七日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月七日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月七日　大阪地方裁判所

（別紙）　目錄

一　大阪製鎖造機株式會社株式五十株十株券五枚
1　記號番號　は乙第一二五八〇號、は第六五六〇號、は第六五六一號、い乙第一六七三號、い乙第二三四二號
2　株券額面　金五百圓也
3　一株ノ金額　金五十圓也
4　一株ノ拂込金額　金五十圓也
5　最終株主名義人　高橋清一
6　質權者　株式會社神戸銀行

一　大阪製鎖造機株式會社新株式五十株五十株券一枚
1　記號番號　ヘ甲第二三〇八號
2　株券額面　金二千五百圓也
8　一株ノ金額　金五十圓也
4　一株ノ拂込金額　金二十五圓也
5　6　右ニ同シ

昭和二十年（へ）第一八八號
尼崎市大字東富松字東塚二百二十一
申立人　金田源貴知

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目錄

一　證書　宇治川電氣株式會社物上擔保附社債券一枚
金額　金一千圓也
回數記號番號　第二回は號内第二三五五號
利率　年四分一厘利札附
發行年月日　昭和十二年三月二十五日
委託會社　宇治川電氣株式會社取締役社長　林安繁
受託會社　株式會社日本興業銀行總裁　寳來市松
名義人　金田源貴知

昭和二十一年（へ）第四五一號
高知市棧橋通一丁目三百八坂野正直方
申立人　坂野政利

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目錄

一　株式會社久保田鐵工所株式一百株十株券五枚五十株券一枚
但シ
一　株券額面金額　十株券金五百圓、五十株券金貳千五百圓
一　拂込金額　一株ニ付金五十圓
一　記號番號　十株券自丁第六六〇六號至丁第六六一〇號、五十株券波第一四六二號
一　發行者　株式會社久保田鐵工所取締役會長　久保田權四郎
一　發行日　十株券昭和十七年二月一日五十株券昭和十四年十月一日
一　最終株主　十株券大阪屋證券株式會社取締役社長兒山破臘、五十株券藤本せい
一　最終所持人　坂野政利

昭和二十一年（へ）第四五二號
福岡市馬出大佛通三丁目五十五二
宮喆吉方　申立人　表谷佐平

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目錄

一　株式會社久保田鐵工所株式五十株五十株券一枚
但
一　株券額面金額　金二千五百圓
一　拂込金額　一株に付金五十圓
一　發行者　株式會社久保田鐵工所取締役會長　久保田權四郎
一　記號番號　波第六三〇號
一　發行日　昭和十四年十月一日
一　最終株主　表谷佐平

昭和二十一年（へ）第四五三號
大阪府北河内郡三鄕町大枝三十
申立人　中島武雄

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目錄

一　松下電器産業株式會社十株券一枚
一　株券額面　金五百圓也
一　一株ノ金額　金五十圓也
一　一株ノ拂込金額　金五十圓也
記番號　乙ろ第一五四號
發行者　松下電器産業株式會社取締役社長　松下幸之助
發行年月日　昭和十九年五月一日
最終株主　中島武雄

一　松下乾電池株式會社十株券五枚
一　株券額面　金五百圓也
一　一株ノ金額　金五十圓也
一　一株ノ拂込金額　金五十圓也
記番號　自第二新い第〇九四九號至同第〇九五三號
發行者　松下乾電池株式會社取締役社長　松下幸之助
發行年月日　昭和十八年十月一日
最終株主　中島武雄

一　松下乾電池株式會社十株券四枚
一　株券額面　金五百圓也
一　一株ノ金額　金五十圓也
一　一株の拂込金額　金五十圓也
記番號　自第二新ろ第〇四四五號至同第〇四四八號
發行者　松下乾電池株式會社取締役社長　松下幸之助
發行年月日　昭和十八年十月一日
最終株主　中島武雄

一　松下飛行機株式會社十株券二枚
一　株券額面　金五百圓也
一　一株ノ金額　金五十圓也
一　一株ノ拂込金額　金十二圓五十錢也
記番號　ろ第八六八八號及同第八六八九號
發行者　松下飛行機株式會社取締役會長　松下幸之助
發行年月日　昭和十八年十二月八日
最終株主　中島武雄

昭和二十一年（へ）第四九六號
尼崎市水堂榎木一四
申立人　井上美之助

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目錄

一　京阪神急行電鐵株式會社株券第二新株式五十株券三枚
記號番號　丁第二〇七八號、第二〇七九號、第二〇八〇號
額面　金二千五百圓
一株ノ金額　金五十圓
一株ニ付拂込額　金三十圓
發行者　京阪神急行電鐵株式會社取締役社長　佐藤博夫
發行年月日　昭和十九年二月一日
最終株主名義人　井上美之助

二　京阪神急行電鐵株式會社株券第二株式十株券五枚
記號番號　内第三一八五號、第三一八六號、第三一八七號、第三一八八號、第三一八九號
額面　金五百圓
一株ノ金額　金五十圓
一株ニ付拂込額　金三十圓
發行者　京阪神急行電鐵株式會社取締役社長　佐藤博夫
發行年月日　昭和十九年二月一日
最終株主名義人　井上美之助

昭和二十一年（へ）第五〇一號
姫路市飾磨御幸町一　横田市三郎方
申立人　愛地千代子

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　證書目錄

（一）株式ノ種類　日綿實業株式會社五株券二枚
額面　各金二百五十圓也
一株ノ金額　金五十圓也
拂込金額　金五十圓也全額拂込
記號番號　は六八九號と一五六六號
發行者　大阪市北區中之島二丁目十番地日綿實業株式會社
最終名義人　姫路市一丁町十七番地愛地しか
最終所持人　姫路市飾磨御幸町一番地横田市三郎方愛地千代子

（二）株式ノ種類　日綿實業株式會社十株券六枚
額面　各金五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也
拂込金額　金五十圓也全額拂込
記號番號　ろ一九一〇號、ろ一九一一號、ろ一九一二號、ろ一九一三號、へ二九〇七號、へ二九〇八號
發行者　大阪市北區中之島二丁目十番地日綿實業株式會社
最終名義人　姫路市一丁町十七番地愛地しか
最終所持人　姫路市飾磨御幸町一番地横田市三郎方愛地千代子

昭和二十一年（へ）第五〇〇號
桑名市北別所百五十六　加藤源太郎方
申立人　加藤幸一

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　株券目錄

一　株券種類　東洋ベアリング製造株式

明治二十九年三月二十一日　第三種郵便物認可

印刷局

第6176号　物価号外

會社株式十株券二十枚
但各券面金額五百圓也全額拂込
一株券番號は第三七九號、第二三四
一號、第三八九四號、第三八九五號
第三九〇六號、自第二〇七八號至第
二〇八七號、自第二三七〇號至第二
三七四號
一發行者 東洋ベアリング製造株式會
社取締役社長丹羽昇
一發行日 昭和十二年二月十五日
一最終株主 桑名市北別所百五十六番
地加藤源太郎方加藤幸一

昭和二十一年(ヘ)第五〇七號
松山市三番町五十二
申立人 株式會社伊豫合同銀行

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 株券目錄
一株式會社三和銀行株式十株券三枚
一株券額面 金五百圓也
拂込金額 全額拂込濟
記號番號 は自第一九七〇〇號至第
一九七〇二號
發行者 株式會社三和銀行取締役頭
取中根貞彥
發行年月日 昭和九年三月一日
最終株主 增岡源七郎
最終所持人 株式會社伊豫合同銀行

昭和二十一年(ヘ)第五〇八號
松山市三番町五十二
申立人 株式會社伊豫合同銀行
代表取締役 平山德雄

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 株券目錄
一日本國際航空工業株式會社株式新株
五十株券一枚
株券額面 金二千五百圓也
拂込金額 一株ニ付金十二圓五十錢
記號番號 ロ第六〇七號
發行者 日本國際航空工業株式會社
最終名義人 二浪證券株式會社取締
役社長 二浪武雄
最終所持人 株式會社伊豫合同銀行
一日本國際航空工業株式會社株式舊株
五十株券一枚
株券額面 金二千五百圓也
拂込金額 一株ニ付金五十圓也
記號番號 ろ第四二八五號
發行者 日本國際航空工業株式會社
最終名義人 玉田清隆
最終所持人 株式會社伊豫合同銀行
一日本國際航空工業株式會社株式新株
五十株券一枚
株券額面 金二千五百圓也
拂込金額 一株ニ付金十二圓五十錢
記號番號 ロ第四六四三號
發行者 日本國際航空工業株式會社
最終名義人 玉田清隆
最終所持人 株式會社伊豫合同銀行

昭和二十一年(ヘ)第五〇九號
神戶市長田區西代字西山二十六楷元
作右衞門方 申立人 飯島已代三郎

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 目錄
一同和火災海上保險株式會社株式一十
株五枚
株券ノ額面 金五百圓也
一株ノ金額 金五十圓也
一株ニ付拂込金額 金十二圓五十錢
也
記號番號 自丙第三九四號至丙第三
九八號
發行者 大阪市東區今橋二丁目十九
番地 同和火災海上保險株式會社取
締役社長 廣瀨鉞太郎
最終株主名義人 飯島已代三郎

昭和二十一年(ヘ)第五一〇號
和歌山縣海草郡安原村吉原
申立人 大谷良治

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 目錄
一住友電氣工業株式會社新株式一十株
枚
一株券額面 金五百圓也
一拂込金額 一株ニ付金二十五圓也
一記號及番號 へ第二八八九號
一發行日 昭和十九年六月一日
一發行者 住友電氣工業株式會社取
締役會長 古田俊之助
一當初株主 大谷良治
一最終株主 大谷良治
一最終所持人 大谷良治

昭和二十一年(ヘ)第五一二號
千葉縣松戶市三丁目一〇九三ノ一
申立人 青木定

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 目錄
一石原產業株式會社株式五十株券一枚
十株券五枚
五十株券
記號番號 い戊第一〇九〇號
額面金額 金二千五百圓也(但シ全
額拂込濟)
十株券
記號番號 い丙自第七六四號至第七
六八號
額面金額 金五百圓也(但シ全額拂
込濟)
右發行日 昭和十四年三月二十日
發行者 石原產業株式會社取
締役會長 石原廣一郎
株主名義人 青木定

昭和二十一年(ヘ)第五一三號
德島市弓町二丁目一番地ノ三
申立人 細井美代子

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 株券目錄
一關西配電株式會社舊株券一株券五枚
十株券五枚、五十株券四枚、
各株券額面 一株券五十圓、十株
券金五百圓、五十株券金二千五百
圓
一株ノ拂込金額 金五十圓也
記號番號 自い甲第一四八八一號至
い甲第一四八八五號、い乙第八一
[illegible]
九號
發行者 關西配電株式會社
株式名義人 細井惣平
一關西配電株式會社新株券一株券四枚
十株券五枚、五十株券二枚
各株券額面 一株券五十圓、十株
券金五百圓、五十株券金二千五百
圓
一株ノ拂込金額 金二十五圓也
記號番號 自ろ甲第九二八二號至ろ
甲第九二八五號、ろ乙第五五七一
號、ろ丙第一四六四號、ろ丙第一
四六五號
發行者 關西配電株式會社
株式名義人 細井惣平
一京阪神急行電鐵株式會社後配舊株券
十株券六枚、五株券一枚
各株券額面 十株券金五百圓、五株
券金二百五十圓
一株ノ拂込金額 金五十圓也
記號番號 自丙第三六七二號至丙第
三六七七號、乙第一〇四號
發行者 京阪神急行電鐵株式會社
株式名義人 細井惣平
一京阪神急行電鐵株式會社後配第一新
株券一株券三枚、五株券一枚、十株
券三枚
各株券額面 一株券金五十圓、五株
券金二百五十圓、十株券金五百圓
一株ノ拂込金額 金四十圓也
記號番號 自甲第五〇五二號至甲第五
〇五四號、乙第二〇七號、丙第一二
五七號、丙第一二五八號、丙第一二
二五九號
發行者 京阪神急行電鐵株式會社
株式名義人 細井惣平
一京阪神急行電鐵株式會社後配第二新
[illegible]
各株券額面 [illegible]
一株ノ拂込金額 [illegible]
記號番號 [illegible]
發行者 京阪神急行電鐵株式會社
株式名義人 細井惣平
一京阪神急行電鐵株式會社後配第二新
株券七枚
各株券額面 [illegible]
一株ノ拂込金額 [illegible]
記號番號 [illegible]
發行者 京阪神急行電鐵株式會社
株式名義人 細井惣平
一大阪商船株式會社株式[illegible]
各株券額面 [illegible]
一株ノ拂込金額 [illegible]
記號番號 [illegible]
發行者 大阪商船株式會社
最終株主 [illegible]
一株式會社三和銀行株式[illegible]
各株券額面 [illegible]
一株ノ拂込金額 [illegible]
記號番號 [illegible]
發行者 [illegible]
株式名義人 [illegible]
一日本窒素肥料株式會社株式[illegible]
各株券額面 [illegible]
一株ノ拂込金額 [illegible]
記號番號 [illegible]
發行者 日本窒素肥料株式會社
株式名義人 [illegible]
一日本窒素肥料株式會社新株式十株券

三枚
一各株券額面 金五百圓
一株ノ拂込金額 金二十五圓
記號番號 自な第五五七六八號至な
第五五七七〇號
發行者 日本窒素肥料株式會社
株式名義人 細井美代子
一石原產業株式會社株式十株券三枚
各株券額面 金五百圓
一株ノ拂込金額 金五十圓
記號番號 ぬ丙第四八六五五號、ぬ
丙第四八六五六號、ぬ丙第四六二
三號
發行者 石原產業株式會社
最終株主 細井美代子
一石原產業株式會社新株十株券二枚
各株券額面 金五百圓
一株ノ拂込金額 金二十五圓
記號番號 波丙第三三一二號、波丙
第三三一三號
發行者 石原產業株式會社
株式名義人 細井美代子

昭和二十一年(ヘ)第五一四號
東京都麴町區大手町一丁目六番地六
申立人 株式會社安田銀行
右代表者取締役 安念精一

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 目錄
一東洋紡績株式會社株式十株券五枚
株券額面 金五百圓也
一株ニ付拂込金 五十圓也
記號番號 甲は四一一八八、四一一五
五九、四二六〇〇、五三二六六、
五三三二七二
發行者 東洋紡績株式會社取締役社
長 阿部房次郎
最終株主 木原正三郎
發行日 甲は四一一八八、四一一五
五九、四二六〇〇(大正十五年六月
二十五日)甲は五三二六六、五三
二七二(昭和六年四月十日)
一光洋精工株式會社株式五十株券二株
枚
株券額面金 金二千五百圓也
記號番號 ろ乙第四七七三三

一同會社株式十株券二十五枚
株券額面金 金五百圓也
記號番號 ぬ丙三七九七、ぬ丙三七六
一、三七六二、三七九七、三七六三、三七五
〇、波丙四二三三、四二三四、四二四
二三五、四二四六、四二二七、三
三六〇、三三六一、三三六二、三
三六三、三三六七、ぬ丙五七四二、
五七四三、五七四四、五七四五、
五七四六、五七四七、五七四八、
五七四九、五七五〇、五七五一
以上何レモ一株拂込金五十圓也
發行者 光洋精工株式會社取締役社
長池田善一郎
最終株主 內藤德次郎
發行日 ぬ號昭和十三年五月十日、
ぬ號昭和十五年十二月二十三日、
波號昭和十七年八月一日、ょ號昭
和十八年九月二十日
一住友化學工業株式會社新株式十株券
三枚
株券額面額 五百圓也
一株ニ付拂込金 十二圓五十錢
記號番號 四新は一二九六六、一二
九六七、一二九六八
發行者 住友化學工業株式會社生產
責任者 吉田貞吉
發日 昭和十九年十一月一日
最終株主 檜泰治郎
一東洋ベアリング株式會社株式五十株
券五枚
株券額面金 金二千五百圓也
記號番號 新ろ二一七、二二八、二
二七、乙一五四七、一八一六
一同會社株式十株券五枚
株券額面金 金五百圓也
記號番號 は三一〇三、三一〇五、
二〇九四、二〇九三、新は二〇六
〇
以上何レモ
一株拂込金五十圓也
發行者 東洋ベアリング株式會社取
締役社長 丹羽昇
最終株主 瀨川鶴松
發行日 は三一〇三、三一〇五、三
〇九四、二〇九三(昭和十二年二月
十五日)、新は二〇六〇新ろ二一
七、二二八、二二七(昭和十二年十
月十日)、一五四七、一八一六昭和十
五年二月一日
一三和銀行株式會社新株式十株券五枚

株券額面金 金五百圓也
一株ニ付拂込金 二十五圓也
記號番號 り一六一七一、一六一七
六、一六一七五、一六一七七、一六一
六一七三、一六一七四、一
發行者 株式會社三和銀行頭取中根
貞彥
發行日 昭和九年三月一日
最終株主 澤田幸太郎
一大阪商船株式會社株式五十株券二枚
株券額面 金二千五百圓也
一株ニ付拂込金 五十圓也
記號番號 辛三八二、丁九二
發行者 大阪商船株式會社取締役社
長中橋德五郎
發行日 辛三八二(大正三年十月一
日、丁九二(大正元年十二月一日
最終株主 瀨川鶴松
一同會社株式十株券二十枚
株券額面 金五百圓也
一株ニ付拂込金 五十圓也
記號番號 寅三一四一、[illegible]
[illegible]
以上大阪商船株式會社取締役社長
堀啓次郎、丙四九四五、[illegible]
以上同會社取締役社長中橋德
五郎
發行日 [illegible]
最終株主 瀨川鶴松

一關西配電株式會社新株式十株券三枚
株券額面 金五百圓也
記號番號 ろ乙二一三一八、二一三
一九、二一三二〇
一同會社新株式一株券八枚
株券額面 金五十圓也
記號番號 ろ甲二七五四九、二七五
五〇、二七五五一、二七五五二、
二七五五三、二七五五四、二七五
五五、二七五五六
以上何レモ一株拂込金二十五圓也
發行者 關西配電株式會社社長田邊
隆二
最終株主 檜泰次郎
發行日 昭和十七年七月一日

昭和二十一年(ヘ)第五一六號
德島市弓町二丁目一番地ノ三
申立人 細井幾子

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 株券目錄
一大阪商船株式會社株券十株券四枚、
五株券一枚、一株券五枚
額面金額 十株券金五百圓、五株券
金二百五十圓、一株券金五十圓
一株ノ拂込金額 金五十圓也
記號番號 は一五四五九號、は一六
[illegible]
發行者 大阪商船株式會社
最終株主 細井幾子

昭和二十一年(ヘ)第四五五號
大阪府北河內郡三鄉町高瀨舊世木松
下電器產業株式會社電池製作所內
申立人 林重行

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 目錄
一松下飛行機株式會社十株券一枚
株券額面 金五百圓也
一株ノ金額 金五十圓也
一株ノ拂込金額 金十二圓五十錢也
記番號 ろ第〇九三五七號
發行者 松下飛行機株式會社取締役
會長松下幸之助
發行年月日 昭和十八年十二月八日
最終株主 林重行

昭和二十一年(ヘ)第四五六號
大阪府北河內郡四條畷村南野畑千二
百七十五
申立人 宮澤亨

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 目錄
一松下電器產業株式會社十株券一枚
一株券額面 金五百圓也
一株ノ金額 金五十圓也
一株ノ拂込金額 金五十圓也
記番號 乙ろ第〇七七號
發行者 松下電器產業株式會社取締
役社主 松下幸之助
發行年月日 昭和十九年五月一日
最終株主 宮澤亨

昭和二十一年(ヘ)第四五七號
神戶市生田區浪花町五十六株式會社
神戶銀行
申立人 代表取締役八馬兼介

別紙に記載した證券に付いて當裁判所
は公示催告をしたが昭和二十二年五月
三十日午前十時迄に權利の屆出と證券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十二年五月三十日右證
券の無效を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙) 目錄
一株式會社大阪機械製作所株式一百株
五十株券一枚、十株券五枚、計六枚
1 記號番號 五十株券ち第四五二號
十株券自か第八四四三號至か第八
四四七號
2 株式額面 五十株券二千五百圓也
十株券金五百圓也

第6176号 物価号外

3 一株ノ金額　金五十圓
4 一株ノ拂込金額　金五十圓
5 最後株主名義人　植田岩吉
6 質權者　株式會社神戸銀行

昭和二十一年(ヘ)第四五九號
神戸市生田區浪花町五十六
申立人　株式會社神戸銀行

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一日本窒素肥料株式會社株式十株十株券一枚
1 記號番號　和第三五七五四號
2 株券額面　金五百圓也
3 一株ノ金額　金五十圓也
4 一株ノ拂込金額　金五十圓也
5 發行者　日本窒素肥料株式會社專務取締役野口遵
6 發行日　昭和六年十二月二十日
7 最終株主　小島時太郎
8 質權者　株式會社神戸銀行

昭和二十一年(ヘ)第四六〇號
神戸市生田區浪花町五十六
申立人　株式會社神戸銀行
代表取締役　八馬兼介

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一日本窒素肥料株式會社株式一百五十株、五十株券二枚、十株券五枚、計七枚
1 記號番號　五十株券そ第一二〇六號、そ第一三一一號、十株券自て第一五一〇號至て第一五一四號
2 株券額面　五十株券金二千五百圓也、十株券金五百圓
3 一株ノ金額　金五十圓也
4 一株ノ拂込金額　金五十圓也
5 發行者　日本窒素肥料株式會社專務取締役野口遵
6 發行日　五十株券ハ昭和十二年九月十日、十株券ハ昭和二年十二月二十日
7 最終株主　森晃
8 擔保差入人　堀五郎
9 質權者　株式會社神戸銀行

昭和二十一年(ヘ)第四六一號
神戸市生田區浪花町五十六
申立人　株式會社神戸銀行
代表取締役　八馬兼介

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一大阪商船株式會社株式一百枚、五十株式二枚
1 記號番號　丁第二七五三號、に第二二六一號
2 株券額面　金二千五百圓也
3 一株ノ金額　金五十圓也
4 一株ノ拂込金額　金五十圓也
5 最終株主　小島時太郎
6 質權者　株式會社神戸銀行

昭和二十一年(ヘ)第四六三號
神戸市生田區浪花町五十六
申立人　株式會社神戸銀行

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一神戸電機株式會社株式五十株、五十株券一枚
1 株券記號番號　乙第九五號
2 株券額面　金二千五百圓也
3 一株ノ金額　金五十圓也
4 一株ノ拂込金額　金五十圓也
5 最終株主名義人　平野喜己
6 質權者　株式會社神戸銀行

昭和二十一年(ヘ)第四六四號
神戸市生田區浪花町五十六
申立人　株式會社神戸銀行
代表取締役　八馬兼介

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一株式會社大阪機械製作所株式一百株、百株券一枚
1 記號番號　と第三五號
2 株券額面　金五千圓也
3 一株ノ金額　金五十圓也
4 一株ノ拂込金額　金五十圓也
5 最終株主名義人　高橋清一
6 質權者　株式會社神戸銀行

昭和二十一年(ヘ)第四九〇號
神戸市兵庫區楠谷町二百六十二ノ十
申立人　松本隆雄

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一證書　日本國際航空工業株式會社株式五十株券二枚
記號番號　ろ第三三九一號、ろ第三三九二號
株券額面　金二千五百圓也
一株金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金五十圓也
發行年月日　昭和十六年八月一日
發行人　日本國際航空工業株式會社
取締役　津田信吾
最終株主　松本隆雄
一證書　日本國際航空工業株式會社新株式五十株券二枚
記號番號　ロ第七五八四號、ロ第七五八五號
株券額面　金二千五百圓也
一株金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金十二圓五十錢也
發行年月日　昭和十九年二月十一日
發行人　日本國際航空工業株式會社
取締役　津田信吾
最終株主　松本隆雄

昭和二十一年(ヘ)第四九一號
大阪府北河內郡牧方町大字阪千三百四十七ノ六
申立人　山本嘉一

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一證書　日本國際航空工業株式會社株券五十株券一枚
記號番號　ロ第七一四〇號
株券額面　金二千五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金十二圓五十錢也
發行年月日　昭和十九年二月十一日
發行人　日本國際航空工業株式會社
取締役　津田信吾
最終株主　山本嘉一
一證書　日本國際航空工業株式會社株券十株券五枚
記號番號　自は第七九三九號至は第七九四三號
株券額面　金五百圓也
一株金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金五十圓也
發行年月日　昭和十六年八月一日
發行人　日本國際航空工業株式會社
取締役　津田信吾
最終株主　山本嘉一

昭和二十一年(ヘ)第四九二號
堺市百舌鳥東ノ町四四二九
申立人　上田辰之助

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　株券目錄

神崎土地株式會社株式十株券六枚
額面金額　金五百圓也
拂込金額　金五百圓也
記號番號　自乙第〇三〇八號至乙第〇三一三號
同上株式一株券四枚
額面金額　金五十圓也
拂込金額　金五十圓也
記號番號　自甲第〇一一九號至甲第〇一二二號
以上發行者　神崎土地株式會社專務取締役岩崎清治郎
最終株主名義人　上田辰之助

昭和二十一年(ヘ)第四九三號
蘆屋市親王塚町四九中河修二方
申立人　櫻井正繁

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一住友信託株式會社株式二十株
一株券ノ種類　十株券二枚
一記號番號　乙第八四一二號、乙第八四一三號
一額面金額　金五百圓
一一株ノ拂込金額　金十二圓五十錢
一最終ノ株主　櫻井勘助

昭和二十一年(ヘ)第四九四號
桑名市大字北別所百五十六
申立人　加藤伊之助

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一東洋ベアリング製造株式會社株式十株券二十通券面金額五百圓全額拂込
一記號番號　自丙第七六五一號至丙第七六七〇號
一發行者　東洋ベアリング製造株式會社取締役社長丹羽昇
一發行年月日　昭和十五年二月一日
一最終株主　桑名市大字北別所百五十六番地加藤伊之助

昭和二十一年(ヘ)第四八〇號
兵庫縣有馬郡長尾村宅原山中辨治郎方
申立人　山中清光

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　株券ノ重要ナル旨趣

一種類　大阪特殊製鋼株式會社株券
一數量　十三枚
一額面　(一)五百圓券十枚(二)二千五百圓券一枚
一拂込タル株金額　(一)五百圓拂込濟ノモノ十枚(甲號)(二)二千五百圓拂込濟ノモノ三枚(乙號)
一記號番號　い甲自第四五七號至第四五八號、い甲自第八三八號至第八四〇號、い甲自第二三三一號至第二三三五號、い乙第一九八號、ろ乙自第一八〇五號至第一八〇六號
一發行者　(一)い號右會社專務取締役生悅住貞太郎(二)ろ同會社取締役社長生悅住貞太郎
一發行ノ年月日　(一)い號昭和十三年十一月二十五日(二)ろ號昭和十八年五月二十日
一最終株主ノ氏名　山中清光

昭和二十一年(ヘ)第四八一號
蘆屋市茶屋之町四三
申立人　小塚太郎

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　株券ノ重要ナル旨趣

一種類　大阪特殊製鋼株式會社
一數量　三枚
一額面　二千五百圓
一拂込タル株金額　二千五百圓
一記號番號　ろ乙第二一三六號
一發行者　右會社取締役社長生悅住貞太郎
一發行ノ年月日　昭和十八年五月二十日
一最終株主ノ氏名　小塚太郎

昭和二十一年(ヘ)第四八三號
名古屋市千種區田代町小川一七九
申立人　加藤孝三

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　株券ノ重要ナル旨趣

一種類　大阪特殊製鋼株式會社
一數量　七枚
一額面　(一)五百圓券五枚(二)二千五百圓券二枚
一拂込タル株金額　(一)五百圓拂込濟ノモノ五枚(甲號)(二)二千五百圓拂込濟ノモノ二枚(乙號)
一記號番號　い甲第八九八號、い甲第九一六號、い甲第二九一七號、い甲第二八九六號、い甲第二八一五號、ろ乙第五二八號、ろ乙第五二九號
一發行者　(一)い號右會社專務取締役生悅住貞太郎(二)ろ號同會社取締役社長生悅住貞太郎
一發行ノ年月日　(一)い號昭和十三年十一月二十五日(二)ろ號昭和十八年五月二十日
一最終株主ノ氏名　加藤孝三

昭和二十一年(ヘ)第四八四號
吳市度町末廣一萬四千七百六十五
申立人　宇都宮俊雄

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一證書　日本國際航空工業株式會社株券五十株券一枚
記號番號　ろ第五七二二號
株券額面　金二千五百圓也
一株金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金五十圓也
發行年月日　昭和十六年八月一日
發行人　日本國際航空工業株式會社
取締役津田信吾
最終株主　宇都宮俊雄
一證書　日本國際航空工業株式會社株券五十株券一枚
記號番號　ロ第六二四一號
株券額面　金二千五百圓也
一株金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金十二圓五十錢也
發行年月日　昭和十九年二月十一日
發行人　日本國際航空工業株式會社
取締役津田信吾
最終株主　宇都宮俊雄

昭和二十一年(ヘ)第四八六號
大阪府泉南郡多奈川町谷川一二六二
申立人　山上光男

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一住友金屬工業株式會社株式十株券一枚
但シ
一株券額面　金五百圓也
一拂込金額　一株ニ付キ金五十圓也
一記號番號　丁第五七九九號
一發行者　住友金屬工業株式會社取締役會長小倉正恒
一發行日　昭和十一年三月二十六日
一最初株主　宮崎利子
一最終株主　山上光男
一住友金屬工業株式會社株式十株券一枚
但シ
一株券額面　金五百圓也
一拂込金額　一株ニ付キ金五十圓也
一記號番號　第四新丁第一三三五八三號
一發行者　住友金屬工業株式會社取締役會長古田俊之助
一發行日　昭和十八年七月一日
一最初株主　山上光男
一最終株主　山上光男

昭和二十一年(ヘ)第四八七號
松山市三番町五十二　株式會社
伊豫合同銀行　申立人　平山德雄

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一住友電氣工業株式會社舊株式五十株
此株券六枚
一拂込金　一株ニ付金五十圓也
一發行者　住友電氣工業株式會社
一最終株主　馬場ヌイ
一最終所持者　株式會社伊豫合同銀行
一株券種類記番號額面發行日　五株券に戊第二三〇二號金二百五十圓也昭和十八年十二月二十六日、五株券に戊第九七七號、に戊第一九六號、に戊第一四三號金二百五十圓也昭和十五年二月二十日、十株券は丁第一三七〇〇號金五百圓也昭和十二年九月十五日、は丁第二一四八四號、は丁第二一四八五號金五百圓也昭和十八年六月二十八日

昭和二十一年(ヘ)第四八八號
大阪府豐能郡西能勢村宿野六百二十七小山源三方
申立人　粟谷とみ

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

泉尾土地株式會社株式十株券二枚
株券額面　金二百圓也
一株ノ拂込金　金二十圓也
記號番號　丙第二七一三六號、丙第二七一三七號
發行者　泉尾土地株式會社清算人柴山鷲雄
發行年月日　昭和九年五月十九日
最終株主　粟谷とみ

昭和二十一年(ヘ)第四八九號
京都市左京區下鴨宮崎町九十二
申立人　猪原十七男

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

日本窒素肥料株式會社株式十株券五枚
一記號番號　の第一四七八八號、の第一四七八九號、の第一六八七〇號、の第一六八七一號、保第六一七九四號
一株式額面　各金五百圓也
一一株ノ拂込金額　金五十圓也
一發行者　大阪市北區宗是町一番地日本窒素肥料株式會社
一株式名義人　平野はつ

昭和二十一年(ヘ)第四六二號
神戸市生田區浪花町五十六
申立人　株式會社神戸銀行

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日
大阪地方裁判所

(別紙)　目錄

一帝國人造絹糸株式會社株式三十株十株券三枚
1. 株券記號番號　は第八〇四三號、は第九七七號、は第九七八號
2. 株券額面　金五百圓也
3. 一株ノ金額　金五十圓也
4. 一株ノ拂込金額　金五十圓也
5. 最終株主名義人　植田岩吉
6. 質權者　株式會社神戸銀行

昭和二十一年(ヘ)第四六六號
奈良縣生駒郡郡山町北郡山四四一松山吉之助方
申立人　內山熊吉

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證

第6176号　物価号外

券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一日本窒素肥料株式會社株式十株券五枚

但シ

一、一枚ノ株券額面　金五百圓也
一、一株ノ拂込金額　金二十五圓也
一、記號番號　な自第一七〇九號至第一七一二號、な第一九二九一號
一、發行者　日本窒素肥料株式會社取締役社長野口遵
一、發行日　昭和十六年五月十日
一、最終株主名　内山熊吉

昭和二十一年（ヘ）第四六七號
鎌倉市亂橋材木座四七八
　申立人　山野茂

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一日本窒素肥料株式會社株式五十株券八枚

但シ

一、一枚ノ株券額面　金二千五百圓也
一、一株ノ拂込金額　金二十五圓也
一、記號番號　ら自第一〇七七二號至第一〇七七九號
一、發行者　日本窒素肥料株式會社取締役社長野口遵
一、發行年月日　昭和十六年五月十日
一、最終株主名　山野茂

一日本窒素肥料株式會社株式一百株券六枚

但シ

一、一枚ノ株券額面　金五千圓也
一、一株ノ拂込金額　金二十五圓也
一、記號番號　む自第五九八號至第六〇三號
一、發行者　日本窒素肥料株式會社取締役社長野口遵
一、發行年月日　昭和十六年五月十日
一、最終株主名　山野茂

昭和二十一年（ヘ）第四六八號
名古屋市港區惟信町三丁目一五四
加藤富夫方
　申立人　高木つね

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一、東洋紡績株式會社株式十株券六枚
株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　自内は第三四三四三號至内は第三四三四八號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
發行日　昭和十九年三月十日
最終株主　高木つね

二、東洋紡績株式會社株式一株券二枚
株券額面　金五十圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　内い第五一三一號、内い第五一三二號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
發行日　昭和十九年三月十日
最終株主　高木つね

昭和二十一年（ヘ）第四六九號
一宮市榮町二ノ四鍋野鐵一方
　申立人　有吉喜代子

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一、東洋紡績株式會社株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　内に第五八號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
發行日　昭和十九年三月十日
最終株主　有吉喜代子

二、東洋紡績株式會社株式十株券十枚
株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　自乙は第一九六三號至乙は第一九六九號、乙は第一九八〇號、乙は第三五九九〇號、乙は第三五九九一號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長齋藤恒三
發行日　大正九年八月一日
最終株主　有吉喜代子

三、東洋紡績株式會社株式十株券五枚
株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　自内は第三八四三六號至内は第三八四四〇號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
發行日　昭和十九年三月十日
最終株主　有吉喜代子

昭和二十一年（ヘ）第四七〇號
名古屋市榮區大津町三丁目五
　申立人　淺野末吉

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一、東洋紡績株式會社株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　甲に第五三八〇號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
發行日　昭和十七年五月五日
最終株主　淺野末吉

二、東洋紡績株式會社株式五十株券四枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　甲に第六〇二二號、甲に第六〇二三號、甲に第六〇三三號、甲に第六〇三四號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
發行日　昭和十七年六月十日
最終株主　淺野末吉

三、東洋紡績株式會社株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　甲に第六七〇二號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
發行日　昭和十七年十一月十日
最終株主　淺野末吉

昭和二十一年（ヘ）第四七一號
名古屋市港區惟信町を八二一
　申立人　山崎英一

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一、東洋紡績株式會社株式十株券七枚
株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　乙は第二〇五〇號、乙は第二六八四號、乙は第一〇〇五〇號、乙は第一〇〇五一號、乙は第三五五二六號、乙は第三六〇九九號、乙は第三六二二三號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長齋藤恒三
發行日　大正九年八月一日
最終株主　山崎英一

二、東洋紡績株式會社株式十株券十四枚
株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　自内は第五〇一九七號至内は第五〇二一〇號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
發行日　昭和十九年三月十日
最終株主　山崎英一

三、東洋紡績株式會社株式一株券二枚
株券額面　金五十圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　乙い第五三九九號、乙い第五四〇〇號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長齋藤恒三
發行日　大正九年八月一日
最終株主　山崎英一

四、東洋紡績株式會社株式一株券二枚
株券額面　金五十圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　丙い第七五八八號、丙い第七五八九號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
發行日　昭和十九年三月十日
最終株主　山崎英一

昭和二十一年（ヘ）第四七二號
愛知縣中島郡起町大字小信中島一一九三
　申立人　寛喜三郎

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

東洋紡績株式會社株式五十株券二枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　甲に第一四一一號、甲に第一四一二號
發行者　東洋紡績株式會社取締役社長齋藤恒三
發行日　大正九年十二月一日
最終株主　寛喜三郎

昭和二十一年（ヘ）第四七三號
名古屋市熱田區夜寒町八十四番地
　申立人　村瀨直次郎

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

東洋紡績株式會社株式五十株券一枚
一、一株券額面　金二千五百圓也
一、一株ニ付拂込金　金五十圓也
一、記號及番號　甲に第四一七一號
一、發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
一、發行日　昭和十六年五月二十日
一、最終株主　村瀨直次郎

昭和二十一年（ヘ）第四七五號
兵庫縣養父郡大藪村宮田
　申立人　藤谷信太郎

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一住友電氣工業株式會社舊株式五十株
（但五枚）
一、株券額面　各金五百圓也
一、拂込金額　一株ニ付金五百圓也
一、記號及番號　は丁自第一〇二九三號至第一〇二九七號
一、發行日　昭和十二年九月十五日
一、發行者　住友電氣工業株式會社取締役會長小倉正恒
一、當初株主　藤谷信太郎
一、最終株主　藤谷信太郎
一、最終所持者　藤谷信太郎

昭和二十一年（ヘ）第四七六號
奈良市下高畑町七百十六
　申立人　增永恭二郎

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一、近畿無盡株式會社株式（甲）五株券四枚、（乙）一株券二枚
株券額面　（甲）金二百五十圓、（乙）金五十圓
一株ニ付拂込　金二十圓
番號　（甲）自第六一一號至第六一四號、（乙）自第三七一號至第三七二號
發行者　近畿無盡株式會社取締役社長津田正一
發行日　昭和十八年二月十一日
最終株主　增永恭二郎

昭和二十一年（ヘ）第四七七號
佐賀縣佐賀郡巨勢村大字高尾宿
　申立人　古賀琢一

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一、松下無線株式會社五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金五十圓也
記番號　ほ第一號
發行者　松下無線株式會社取締役社長松下幸之助
發行年月日　昭和十一年一月二十九日
最終株主　古賀琢一

一、松下飛行機株式會社五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金十二圓五十錢也
記番號　は第四三八四號
發行者　松下飛行機株式會社取締役會長松下幸之助
發行年月日　昭和十八年十二月八日
最終株主　古賀琢一

一、松下航空工業株式會社五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金二十五圓也
記番號　はい内第一〇九一號
發行者　松下航空工業株式會社取締役社長生産責任者龜山武雄
發行年月日　昭和十九年五月一日
最終株主　古賀琢一

昭和二十一年（ヘ）第四七八號
高知市本町筋一百四十六
　申立人　吉岡晴實

別紙に記載した證券に付いて當裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年五月三十日午前十時迄に權利の屆出と證券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年五月三十日右證券の無効を宣言した

昭和二十二年五月三十日　大阪地方裁判所

（別紙）　目録

一、松下電器産業株式會社五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　金五十圓也
記番號　内は第三〇四九號
發行者　松下電器産業株式會社生産責任者取締役社主松下幸之助
發行年月日　昭和二十年三月一日
最終株主　吉岡晴實

名古屋市西區花ノ木町三丁目十番地
　申立人　渡邊恭雄

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年三月二十一日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

中部配電株式會社株券三枚

但シ

一、記號番號　い甲自第七三二一六四號至第七三二一六六號
一、株券額面　金五十圓
一、一株拂込金額　金五十圓
一、發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
一、最終ノ株式名義人　名古屋市西區花ノ木町三丁目十番地渡邊恭雄

香川縣大川郡富田村大字富田西二五二六
　申立人　鴨居武

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月三十日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

一、大同製鋼株式會社株式十株券四枚
一、十株券額面　金五百圓也
一、一株ノ金額　金五十圓也
一、一株ノ拂込金額　金五十圓也
記號及番號　自ぬ乙第八一四二二號至ぬ乙第八一四二三號、自る乙第七六二五號至る乙第七六二六號
株券發行者　名古屋市南區星崎町字繰出六十六番地大同製鋼株式會社取締役社長中村秀夫
最終株式名義人　鴨居武

津市塔世西裏一一五三番地
　申立人　丸山三郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年六月七日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年一月二十二日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

一、中部配電株式會社株式六枚
　内譯
一、十株券　（額面金五百圓）全額拂込濟
記號及番號　い乙自第一〇二七四五號至第一〇二七四七號
一、一株券　（額面金五十圓）全額拂込濟
記號及番號　い甲自第一二三三九八九號至第一二三三九九一號
一、發行者　中部配電株式會社社長海東要造
一、最終ノ株式名義人　丸山三郎

岐阜縣吉城郡國府村宮地一五一七
　申立人　長瀨敏郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年三月二十四日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

一、愛知時計電機株式會社株式五十株券二枚、十株券四十一枚、五株券二枚

但シ

記號番號　五十株券乙第六七九號、内第一四七四號、十株券乙第一一四號、丙自第二四[illegible]五號至第二四二七[illegible]號、丁戊自第二三〇七號至第二三七[illegible]一八號、癸自第[illegible]四八三號至第[illegible]四九八號、五株券丁第一四號、丁第九二號
株券額面　五十株券金二千五百圓、十株券金五百圓、五株券金二百五十圓
一株ノ拂込金額　金五十圓也
株券發行年月日　五十株券乙、丙昭和七年十月一日、十株券乙、丙昭和七年十月一日、十株券丁昭和九年十月十日、十株券戊昭和十二年二月十五日、十株券癸昭和十三年八月十五日、五株券昭和九年十月十日
發行者　愛知時計電機株式會社
最終株主　長瀨敏郎

二、株式會社喜利ポンチング工所株式十株券五枚
記號番號　い自第一三三號至第一三七號
株券額面　金五百圓
一株ノ拂込金額　金五十圓也
株券發行年月日　大正八年二月十五日
發行者　名古屋市熱田區五本松町二丁目十番地株式會社喜利ポンチング工所專務取締役牛丸芳造
最終株主　長瀨敏郎

三、愛知航空機株式會社株式五十株券四枚、十株券二枚

但シ

記號番號　五十株券甲ろ自第五〇八八號至第五〇九一號、十株券甲は自第〇四八三號至第〇四八四號
株券額面　五十株券金二千五百圓、十株券金五百圓
一株ノ拂込金額　金五十圓也
株券發行年月日　昭和十八年四月一日
發行者　名古屋市港區南京新田字い四十八番地愛知航空機株式會社
最終ノ株主　長瀨敏郎

名古屋市中村區日比津町字蘇末西二十四番地
　申立人　中島正夫

別紙目録記載の株券に付いて最終の所

持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年八月二十四日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年三月二十四日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目錄記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　錄

一豊和重工業株式會社株式十株券五枚
一株券額面　金五百圓
一一株ノ金額　金五十圓
一一株ノ拂込額　金五十圓（全額拂込濟）
一株券番號　イ乙第六七八八號、ロ乙第二一五七號、ロ乙第二一五八號、ハ乙第八三八六號、ハ乙第八三八七號
一發行者　名古屋市中村區島崎町一番地豊和重工業株式會社取締役社長野崎誠一
一發行年月日　昭和十六年十月一日
一株式名義人　中島正夫
一豊和重工業株式會社株式一株券二枚
一株券額面　金五十圓
一一株ノ金額　金五十圓
一一株ノ拂込金額　金五十圓（全額拂込濟）
一株券番號　ロ甲第一五七〇號、ロ甲第一五七一號
一發行者　名古屋市中村區島崎町一番地豊和重工業株式會社取締役社長野崎誠一
一發行年月日　昭和十六年十月一日
一發行株式名義人　中島正夫

名古屋市中村區日比津町字森末百二十四番地　申立人　中島　正一

別紙目錄記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年八月二十四日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年三月二十四日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目錄記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　錄

一名古屋鐵道株式會社株式十株券一枚
一株券額面　金五百圓
一一株ノ金額　金五十圓
一一株ノ拂込額　金五十圓
一株券番號　乙は第九六一號
一發行者　名古屋市中村區笹島町一丁目一番地名古屋鐵道株式會社取締役社長藍川淸成
一發行年月日　昭和十年十一月一日
一株式名義人　中島正一
一、名古屋鐵道株式會社株式新株券十株券一枚
一株券額面　金五百圓
一一株ノ金額　金五十圓
一一株ノ拂込金額　金二十五圓
一株券番號　新は第二八七九二號
一發行者　名古屋市中村區笹島町一丁目一番地名古屋鐵道株式會社取締役社長藍川淸成
一發行年月日　昭和十三年四月十五日
一株式名義人　中島正一

名古屋市中區正木町一ノ二十二　申立人　村田　豊吉

別紙目錄記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年六月十八日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年三月七日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目錄記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　錄

愛知縣地方木材株式會社株式一株券四枚、十株券二枚
但シ
一記號番號　一株券甲い三八九一－甲い三八九四、十株券甲ろ三八七一、甲ろ三八七二
一額面金額　一株券五十圓、十株券五百圓
一一株ノ拂込金額　金五十圓也
一株券發行年月日　昭和十九年三月二十日
一發行者　愛知縣地方木材株式會社社長加藤周太郎
一最終株主　村田豊吉

名古屋市下瑞穗區汲町二丁目四六番地　申立人　隅田　きん
右申立代理人　小澤仁賀夫

別紙目錄記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月二十八日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目錄記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　錄

一愛知時計電機株式會社株式額面　金二千五百圓也五枚
內　譯
十株券（額面金五百圓）全額拂込濟
記番號　自癸第八二〇〇號至癸第八二〇四號計五枚
一以上株式最終名義人　隅田ゆき
一發行者　名古屋市熱田區千年字船方十五番地愛知時計電機株式會社取締役社長青木鎌太郎
一愛知航空機株式會社株式額面　金二千五百圓也一枚
內　譯
五十株券（額面金二千五百圓）一株ニ付金三十五圓拂込濟
記番號　甲ろ第三八六〇號計一枚
一最初ノ株主　愛知時計電機株式會社
一以上株式最終名義人　隅田ゆき
一發行者　名古屋市港區稻永新田字い四十八番地愛知航空機株式會社取締役社長青木鎌太郎

大阪府北河內郡守口町土居七二六番地　申立人　前田　隆正

別紙目錄記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年八月二十四日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年三月二十一日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目錄記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　株券ノ目錄

一株式會社東海銀行株式十株券一枚
額面金額　金五百圓也（全額拂込濟）
記號番號　甲ろ第一三一七一號
一株式會社東海銀行第一新株式十株券一枚
額面金額　金五百圓也一株ニ付金五十圓
一株ニ付拂込金額　金三十圓也
記號番號　乙ろ第六四九九號
發行年月日　昭和十六年十二月一日
發行者　名古屋市中區御幸本町通八丁目十八番地株式會社東海銀行
最終株主　前田隆正

三重縣津市西裏岩田五百七十八番地ノ一　申立人　林　花
林　かず
林　一重

別紙目錄記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年八月二十四日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年三月二十六日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目錄記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　錄

一證券ノ種類　中部配電株式會社株式十株券二枚、同上一株券七枚
一證券記號番號　十株券い乙自第五一一四八號至第五一一四九號、一株券甲自第一〇〇六三四號至第一〇〇六四〇號
一株券額面　十株券金五百圓一株券金五十圓
一拂込額　十株券金五百圓一株券金五十圓
一發行人　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社
一最終ノ株式名義人　林汽ぎ

三重縣津市西裏岩田五百七十八番地ノ一　申立人　林　一雄

別紙目錄記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、當裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年三月二十六日午前十時公示催告期日迄に該權利の屆出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目錄記載の株券の無効なることを宣言する

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　錄

一證券ノ種類　中部配電株式會社株式十株券一枚、同上一株券八枚
一證券記號番號　十株券い乙第五〇七九八號、一株券い甲自第一〇〇四九一號至第一〇〇四九八號
一株券額面　十株券金五百圓、一株券金五十圓
一拂込額　十株券金五百圓、一株券金五十圓
一發行人　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社
一最終ノ株式名義人　林淸吉

印　刷　局

…とある

釧路地　釧路市　釧路市　釧路郡

免許番号　第二〇二号（地先）
漁業権者　福島縣相馬郡福浦村　福浦

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第6176号　物価号外

昭和二十一年十一月中官報目録

（余白に內務省、文部省辭令を載す。）

自第五九四一號
至第五九六五號

◎凡例

敍任及辭令以下ノ各記事欄ハ摘要
公文件名上ノ數字ハ番號
件名下ノ數字上段ハ頁數下段ハ日

憲法

	日本國憲法	號外	三

詔書

	日本國憲法公布に際し恩赦を行はしめる件	號外一	三
	帝國議會召集	一一二	一五
	臨時帝國議會召集	一五三	二〇
	同開會	號外	二五

皇室令

二五	宮內省內國旅費令中改正	九七	一二

法律

五〇	工業所有權法戰時特例廢止	一	一
五一	商工協同組合法	六五	一一
五二	財産税法	八二	一二
五三	財産税等收入金特別會計法	九七	一二
五四	貿易資金特別會計法	九六	一二
五五	帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律	九六	一二
五六	大藏省預金部等損失特別處理法	一二九	一八
五七	地方競馬法	一五三	二〇
五八	會計法戰時特例廢止等	一六八	二一

勅令

五〇九	物價廳官制の一部改正	一	一
五一〇	運輸省官制の一部改正	九	二
五一一	大赦令	號外一	三
五一二	減刑令	同二	三
五一三	復權令	同	三
五一四	醫療局官制の一部改正	一二	四
五一五	東京都官制の一部改正	一二	四
五一六	ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基き臨時貴金屬數量等報告令の一部改正	一二	四
五一七	厚生省官制等の一部改正	一七	五
五一八	司法省官制等の一部改正	二五	六
五一九	農林省官制及び農林部內臨時職員設置制の一部改正	二五	六
五二〇	海運局官制の一部改正	二五	六
五二一	物資需給調停委員會令	二五	六
五二二	臨時物資需給調整法第二條第三項の規定による産業團體の組織等に關する件	二六	六
五二三	內閣所屬部局及職員官制の一部改正	四二	七
五二四	恩給法臨時特例施行令	四二	七
五二五	中央食糧營團解散令	四二	七
五二六	工業所有權法戰時特例廢止法律施行期日	四三	七
五二七	工業所有權法戰時特例施行令廢止	四三	七
五二八	辨理士試驗の停止に關する件廢止	四三	七
五二九	ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く漁業法の罰則の特例に關する件	四三	七
五三〇	商工省官制の一部改正	五七	九
五三一	商工部內臨時職員設置制の一部改正	五七	九
五三二	商工省産業復興局及び商工省賠償實施局臨時設置制	五七	九
五三三	都廳府縣等臨時職員等設置制の一部改正	五七	九
五三四	改正産業復興營團法の施行期日	五七	九
五三五	産業復興營團法施行令	五七	九
五三六	中央警察學校官制	八七	一二
五三七	地方警察學校官制	八七	一二
五三八	戰災復興院特別建設部臨時設置制	一〇五	一四
五三九	貿易廳官制の一部改正	一一二	一五
五四〇	ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基き昭和二十一年勅令第九十六號衆議院議員選擧法第一條ノ三及び第四條の規定の適用に關する件の一部改正	一一二	一五
五四一	大藏省官制の一部改正	一二一	一六
五四二	厚生部內臨時職員設置制の一部改正	一二一	一六
五四三	遞信省官制等の一部改正	一二一	一六
五四四	經濟再建整備に關する法律の施行に關する大藏大臣主管事務の所掌部局等に關する件	一二一	一六
五四五	戰時補償特別措置法施行規則の一部改正	一二一	一六
五四六	東京都官制の一部改正等	一二九	一八
五四七	公共事業委員會官制	一三七	一九
五四八	財産税法の施行期日等	一三七	一九
五四九	財産税法施行規則	一三七	一九
五五〇	內務部內臨時職員設置制の一部改正	一五四	二〇
五五一	運輸部內臨時職員設置制の一部改正	一五四	二〇
五五二	勤勞統計調査令の一部改正	一五四	二〇
五五三	馬券税法施行規則の一部改正	一五四	二〇
五五四	恩赦の上奏、申立等の特例に關する件	一五四	二〇
五五五	農地調整法の一部を改正する法律の施行期日	一六一	二一
五五六	農地調整法施行令の一部改正	一六一	二一
五五七	會計規則の一部改正	一六九	二一
五五八	會計規則臨時特例	一七〇	二一
五五九	貿易資金特別会計法の施行法の施行期日	一七〇	二一
五六〇	貿易資金特計規則	一七〇	二一
五六一	物品會計規則の特例に關する件	一七一	二一
五六二	ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く船舶保護法の廢止等	一七一	二一
五六三	同上に基く東亞海運株式會社の解散に關する件	一七二	二一
五六四	同上に基く軍用電氣通信法等廢止	一七二	二一
五六五	軍用電氣通信法施行令等廢止	一七二	二一
五六六	新聞出版用紙割當事務局臨時設置制	一八五	二五
五六七	ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基き會社の證券保有制限等に關する件	一八五	二五
五六八	蠶絲業法施行令の一部改正	二〇一	二六
五六九	內閣部內臨時職員等設置制の一部改正	二〇九	二七
五七〇	ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基き昭和二十一年勅令第三百十二号の一部改正	二〇九	二七
五七一	同上に基き都会地轉入抑制緊急措置令の一部改正	二〇九	二七
五七二	所得税法の一部を改正する等の法律第九條の規定の施行期日	二〇九	二七
五七三	有價證券移轉税法施行規則の一部改正	二〇九	二七
五七四	財産税法等收入金特別会計法の施行期日	二〇九	二七
五七五	財産税等收入金特別会計規則	二〇九	二七
五七六	ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く税法の罰則等の特例に関する件の一部改正	二一〇	二七
五七七	都廳府縣等臨時職員等設置の一部改正	二一一	二九
五七八	戰時補償特別措置法施行規則の一部改正	二一一	二九
五七九	財産税委員會官制	二一九	三〇
五八〇	株式等評價委員會官制	二一九	三〇
五八一	商工協同組合法の施行期日	二一九	三〇
五八二	商工協同組合法施行令	二一九	三〇
五八三	農業綜合研究所官制	二二一	三〇
五八四	開拓研究所官制	二二一	三〇

閣令

七九	昭和二十一年閣令第七十六號の一部改正	二六	六
八〇	勤勞統計調査施行規則の一部改正	一五四	二〇
八一	軍用電氣通信法施行規則外二十二命令廢止	一七二	二一
八二	船舶保護法及關東州及南洋群島船舶保護令施行規則外十一海軍省令廢止	一七二	二一
八三	會社の證券保有制限等に關する件の施行に關する件	一八七	二五

閣令　省令

●內閣　商工省

二	電氣需給調整規則	二六	六

省令

●宮內省

三	宮內省內國旅費令施行規則中改正	九八	一二

●外務省

七	外務職員共濟組合規則の一部改正	二一〇	二七

●內務省

四	昭和二十年の風水害に因る青森縣外二十四縣災害土木費國庫補助規程施行細則	四九	八

11月目録

11月

四五 財團法人大日本武德會の解散等に關する件 三六 九
四六 警察共濟組合規則の一部改正 六八 二
四七 掠奪品の沒收及び報告に關する件の一部改正 六八 二
四八 地方議會議員等選擧運動等取締規則 二三 五
四九 中央警察學校規程 三〇 二七
五〇 地方警察學校規程 三一 二七
五一 內務職員共濟組合規則の一部改正 三一 二七

●大藏省

一一一 稅關出張所、稅關支署出張所等の名稱及び位置の一部改正 一 一
一一二 臨時資金調整法等報告規則の一部改正 一三 四
一一三 戰時補償特別措置法施行細則 二八 六
一一四 金融緊急措置令施行規則第一條ノ三第一項但書の規定に基く特殊預金等の措置に關する件 六八 二
一一五 戰時補償特別措置法第六十三條の規定による登錄國債に關する事項 三一 二六
一一六 文官俸給支給日の特例に關する件 一五三 二〇
一一七 稅務代理士法施行規則の一部改正 一五三 二〇
一一八 有價證券移轉稅法施行細則の一部改正 三二 二七
一一九 昭和二十一年大藏省令第六十四號の一部改正 三二 二七
一二〇 外國人出資の報告に關する件 三二 二七
一二一 割增金貯蓄規則の一部改正 三二 二九
一二二 戰時補償特別措置法施行規則の一部改正 三二 二九

●大藏省、外務省、司法省

四 昭和二十年大藏、外務、司法省令第一號の一部改正 一八八 二五
五 昭和二十一年大藏、外務、司法省令第一號の一部改正 一八八 二五

●大藏省、厚生省、農林省、商工省、運輸省

三 會社經理應急措置法施行規則の一部改正 四三 七

●大藏省、農林省

一 食糧證券發行規程の一部改正 三一 二六

●大藏省、遞信省

二 昭和二十一年大藏、遞信省令第一號の一部改正 三二 二〇

●司法省

九二 監獄職員定員令の一部改正 三一 六
九三 東京區裁判所管內麴町出張所等の取扱事項に關する件等 四九 八
九四 昭和十五年司法省令第四十號中改正 四九 八
九五 橫濱區裁判所川崎出張所等の取扱事務に關する件 四九 八
九六 八日市場區裁判所銚子出張所の取扱事項に關する件 四九 八
九七 監獄法施行規則の一部改正 三六 九
九八 區裁判所出張所ノ名稱及管轄區域ニ關スル件中改正
九九 橫濱地方裁判所管內小田原區裁判所及び名古屋地方裁判所管內に同地方裁判所支部開設 六九 二
一〇〇 地方裁判所支部ノ權限及管轄區域ニ關スル件中改正 一五三 二〇
一〇一 昭和二十一年勅令第五百五十四號施行規則 一五三 二〇
一〇二 營團等登記取扱手續の一部改正 三一 二〇

●厚生省

四五 「ヂフテリア」血淸並びにその製品、製劑及び破傷風血淸並びにその製品製劑檢定規程 六九 二
四六 厚生省職員共濟組合規則中改正 三三 二九

●農林省

六六 昭和二十一年農林省令第五十六號の一部改正 一 一
六七 地方競馬法施行規則 一五三 二〇
六八 農地調整法施行規則の一部改正 一七三 三
六九 農林部內職員共濟組合規則の一部改正 二〇一 二六

●農林省、商工省

六 昭和二十一年農林、商工省令第五號の一部改正 一 一
七 重要物產の種類並びに檢查手數料等に關する件の一部改正 六九 二

●商工省

四七 昭和十九年閣令第六號廢止 四三 七
四八 ベンゾールの使用制限に關する件 七〇 二
四九 パイプ類臨時措置規則 一〇五 四
五〇 貿易廳顧問會議規則 一三三 一五
五一 銑屑回收規則の一部改正 一八八 二五

●商工省、農林省、厚生省、運輸省

三 商工協同組合法施行規則 三二 二〇

●運輸省

三九 船員職業紹介業務規則 九 二
四〇 氣象官署ノ名稱及位置の一部改正 九九 一三
四一 氣象管區ノ名稱及管轄區域の一部改正 九九 一三
四二 運輸省政府職員共濟組合規則の一部改正 一八八 二五

●遞信省

四三 明治三十二年遞信省令第十九號の一部改正 三三 二〇
三〇 遞信省所管不動產登記の囑託に關する件の一部改正 一〇六 一四
三一 私設無線電信無線電話規則の一部改正 一四四 三
三二 明治三十八年遞信省令第六十八號廢止 一七九 三

訓令

●內閣

七 當用漢字表の實施に關する件 號外 一六 一六
八 「現代かなづかい」の實施に關する件 同 一六
九 勤勞統計調查施行心得の一部改正 一七〇 二〇
一〇 指定生產資材割當手續規程の一部改正 一七〇 二〇
一一 指定生產資材在庫調整要領 三八 三〇

●外務省

二 外務官吏研修所長、外務官吏研修所員及外務官吏研修所講師の適格審查に關する規程 四三 七

●司法省

三 改正憲法の公布のときにあたり恩赦の大詔渙發せられたるをもつて職を司直に奉ずる者は克く意を體して重大なる使命完遂方 號外 三 三
四 外地裁判所等において刑の言渡を受けたる者の大赦、復權に關する假證明規程 同 三

●厚生省

一六 明治三十三年內務省訓令第二十八號の一部改正 一四 四
一七 民生委員執務心得 一三〇 一八

●農林省

六 農林省所管內國旅費規則の一部改正 一三〇 一八
七 家畜傳染病豫防法施行上臨時獸醫師傭入手當に關する件 二〇一 二六

告示

●內閣

三二 當用漢字表 號外 一六 一六
三三 現代かなづかい 同 一六
三四 昭和二十一年內閣告示第十三號の一部改正 一三〇 一八
三五 昭和二十一年勅令第三百八十九號第一條第二項の規定により市及び町指定 一三〇 一八
三六 南西方面艦隊等の軍法會議廢止 一八九 二五

●內閣、文部省、農林省、商工省、厚生省、運輸省、遞信省

一 昭和二十年閣令、文部省令、農林省令、商工省令、運輸省令第一號第二條の規定により提出しなければならない研究所等の事業報告書の樣式 九一 一三

●內閣、商工省

一 電氣需給調整規則による電氣使用者に對する電氣の使用の制限の限度等について定める件等 三三 六

●戰災復興院

二三七 廣島復興都市計畫公園決定 一 一
二三八 福山同上 一 一
二三九 吳同上 一 一
二四〇 福山特別都市計畫事業復興土地區劃整理及びその執行年度割決定 一 一
二四一 廣島特別都市計畫事業西部復興土地區劃整理及びその執行年度割決定 一 一
二四二 吳特別都市計畫事業復興土地區劃整理及びその執行年度割決定 二 一
二四三 廣島特別都市計畫事業東部復興土地區劃整理及びその執行年度割決定 二 一

●物價廳

一五一 國內產玄米及び國內產玄麥の販賣價格の統制額指定等 二 一
一五二 精米及び地方食糧營團が主食用として販賣する玄米同上 二 一
一五三 甘藷同上 二 一
一五四 こんにやくの統制額指定 三 一
一五五 澱粉の販賣價格の統制額指定中改正 三 一
一五六 人造絹の統制額指定 九 二
一五七 淸涼飮料の販賣價格の統制額指定中改正 九 二
一五八 小型自動車の統制額指定等 九 二
一五九 小型三輪自動車部分品等同上 五 四
一六〇 雙眼鏡の統制額指定の件の一部改正 七 五
一六一 國產寫眞機同上 七 五
一六二 冷凍魚介類の販賣價格の統制額指定等 七 五
一六三 故纖維の統制額指定 三 六

十一月 目錄

一六四 佃煮の販賣價格の統制額指定等 三三 六
一六五 運動具の統制額指定の件の一部改正 四三 七
一六六 精製漆の販賣價格の統制額指定 四三 七
一六七 「カーボンブラック」統制額指定等 四九 八
一六八 嗜好飮料及び滋養飮料の販賣價格の統制額指定の件の一部改正 七〇 二
一六九 食料品罐詰の販賣價格の統制額指定等 七〇 二
一七〇 柿澁搾取用澁柿及び柿澁の最高販賣價格指定の件廢止 八八 三
一七一 ラジオ受信機の修繕料及び診查料の統制額指定の件の一部改正 九九 一三
一七二 「クエン酸」の統制額指定等 九九 一三
一七三 價格差益處理規則第三條第二項等の規定により鋼索の製造を業とする者に對する團體指定 一〇六 一四
一七四 鐵床、新鐵の販賣價格の統制額指定の件中改正 一〇六 一四
一七五 一三クローム金網の統制額指定 一〇六 一四
一七六 石綿製品同上 一〇六 一四
一七七 家畜に應用する血淸類の販賣價格の統制額指定 一一三 一五
一七八 理化學機器の統制額指定の件の一部改正 一三一 一六
一七九 農業藥劑の販賣價格の統制額指定等 一三一 一六
一八〇 乾電池及び携帶電燈の統制額指定の件改正等 一三〇 一八
一八一 工業用メタノール及び工業用ホルマリン等の統制額指定の件の一部改正 一四五 一九
一八二 鋲、小ねぢ等の統制額及び最高加工賃指定等 一四五 一九
一八三 國內產の大麥、裸麥及び小麥の販賣價格の統制額指定等 一五八 二〇
一八四 大麥、裸麥又は小麥を原料とする精麥同上 一五八 二〇
一八五 小麥粉及玉蜀黍粉同上 一五九 二〇
一八六 地方食糧營團が主食用として販賣する玄麥の販賣價格の統制額指定の件の一部改正 一五九 二〇
一八七 銑鑄釘の統制額指定 一六四 二二
一八八 窒化バリウム同上 一六四 二二
一八九 價格差益處理規則第二條第三號等の規定により指定 一六五 二二
一九〇 タール中間物統制額指定の件の一部改正 一六五 二二
一九一 非金屬發熱體の統制額指定 一六五 二二
一九二 ハム、ベーコン及びソーセージの最高販賣價格指定の件廢止 一七九 二三
一九三 [illegible]用雨衣の統制額指定 一七九 二三
一九四 カレー粉、こしよう粉等販賣價格の統制額指定 一七九 二三
一九五 落綿の統制額指定等中改正等 一七九 二三
一九六 トリクロールエチレン同上 一七九 二三
一九七 人參の販賣價格の統制額指定の件の一部改正 一七九 二三
一九八 國產生松脂、ロヂン及テレピン油の統制額指定 一八〇 二三
一九九 ペン先同上 一八九 二五
二〇〇 生活用陶磁器の最終販賣價格の統制額指定の件の一部改正 一八九 二五
二〇一 岩綿及び同製品の統制額指定等 一八九 二五
二〇二 柄付非金屬發熱體等同上 一八九 二五
二〇三 パン類の販賣價格の統制額指定の件の一部改正 二〇一 二六
二〇四 ゴム製品類同上 二〇一 二六
二〇五 中容量三相交流誘導電動機の統制額指定等 二〇一 二六
二〇六 硝子纖維及び同製品の統制額指定等 二〇三 二六
二〇七 蓄音機レコード同上 二二三 二七
二〇八 電磁開閉器等同上 二二三 二七
二〇九 カタン糸の統制額指定の件の一部改正 二二七 二八
二一〇 タオル同上 二二七 二八
二一一 人造砥石の統制額指定 二二七 二八
二一二 玩具類の販賣價格の統制額指定等 二三三 二九
二一三 地方食糧營團又は地方長官が農林大臣の承認を得て指定せる者が主食として販賣する大豆、小豆等豆類並びに粟、稗等の販賣價格の統制額指定等 二三九 三〇
二一四 燕麥の最高販賣價格指定の件等の一部改正 二三九 三〇
二一五 昭和二十一年以降產の粟、稗、黍等雜穀の販賣價格の統制額指定等 二三九 三〇
二一六 カレー粉等の販賣價格の統制額指定中改正 二三九 三〇

●物價廳、大藏省

一 昭和二十一年產葉煙草賠償價格決定等 二〇三 二六

●物價廳、農林省

一 昭和二十一年產米穀の政府の買入價格 三 一

●宮內省

二九 日本國憲法公布ニ付賢所皇靈殿神殿ニ親告ノ期日 三 一
三〇 天皇陛下地方狀況御視察の爲茨城縣へ行幸仰出 一三四 一六
三一 皇后陛下靜岡縣沼津へ行啓仰出 一三四 一六
三二 帝國議會開院式ヲ行ハセラルル旨仰出 二〇三 二六

●外務省

三七 終戰連絡岡山事務局の管轄區域改正 二〇三 二六

●內務省

一六四 昭和十一年內務省告示第六百七號廢止 三 一
一六五 米子再建整備都市計畫廣場及び同事業並びにその執行年度割決定 三〇 五
一六六 酒田都市計畫街路追加變更廢止等決定 三六 九
一六七 出雲都市計畫街路追加變更等決定 三六 九
一六八 松江生活再建整備都市計畫街路及び同事業並びにその執行年度割決定 三六 九
一六九 自動車取締令第十九條第一項の規定により特殊自動車指定 七二 二
一七〇 安來整備都市計畫街路及同事業並に其の執行年度割決定 七二 二
一七一 安來都市計畫街路追加變更等決定 七二 二
一七二 松阪生產再建整備都市計畫街路及び同事業並びにその執行年度割決定 一〇〇 三
一七三 米子生產再建整備都市計畫街路事業並びにその執行年度割決定 一〇〇 三
一七四 七尾都市計畫街路變更の件等決定 一〇〇 三
一七五 小松同上 一〇〇 三
一七六 都市計畫法第一條の規定に依り新潟縣中頸城郡柿崎町指定 一〇七 三
一七七 新潟縣柿崎都市計畫區域 一〇七 四
一七八 飯田都市計畫飯田土地區劃整理決定 一〇七 四
一七九 金澤都市計畫街路變更の件等決定 一〇七 四
一八〇 日本國籍離脫者 一〇六 四
一八一 京都府等に教育民生部に代へ教育部及び民生部設置 一一三 一八
一八二 京都府等に衞生部設置 一一三 一八
一八三 府縣知事官房及各部ノ所掌事務ノ區分ニ關スル特例 一一三 一八
一八四 昭和二十一年內務省告示第七十號の內吉井川の施行區域變更 一四八 一九
一八五 中央警察學校及び地方警察學校の位置 一六五 二二
一八六 府縣支廳ノ名稱、位置及管轄區域の一部改正 一六五 二二
一八七 府縣地方事務所ノ名稱、位置及管轄區域の一部改正 一六五 二二
一八八 都會地轉入抑制緊急措置令第二條ノ指定ニ關スル件中改正 二三九 三〇

●大藏省

七一七 大正十五年大藏省告示第四十九號中改正 三 一
七一八 昭和二十一年大藏省令第百十四號第七條第二項の規定により指定 七二 二
七一九 昭和二十一年大藏省告示第六百三十七號の一部改正 七二 二
七二〇 昭和二十二年において耕作する煙草の種類及び段別 七二 二
七二一 特別經理會社として指定した會社 七二 二
七二二―七二三 特別經理會社とならないものとして認定した會社 一〇七 一四
七二四 同上 一二四 一五
七二五 特別經理會社として指定した會社 一二四 一五
七二六 財務局地方部の名稱、位置及び管轄區域 一三四 一六
七二七 財務局出張所の名稱、位置及び受持區域の一部改正 一三五 一六
七二八 特別經理會社とならないものとして認可した會社 一四八 一九
七二九 特別經理會社として指定した會社 一四九 一九
七三〇 公益團體第一封鎖預金指定申請手續 一六五 二二
七三一 特別經理會社とならない會社指定 一六五 二二
七三二 銀行等が契約する定期預金のうち第一封鎖預金より自由支拂をなし得る條件及び限度 一八〇 二三
七三三 貯蓄銀行が契約した据置貯金又は定期積金のうち同上 一八〇 二三
七三四 特別經理會社として指定した會社 二〇三 二六
七三五 特別經理會社とならないものとして認可した會社 二〇三 二六
七三六 金融緊急措置令施行規則第十條ノ二第二號の規定により公租公課の納付を受けた場合指定 二三四 二九
七三七 同規則第一條ノ二第二項但書等の規定により定むる件 二三四 二九
七三八 割增金附貯蓄規則により割增金附貯蓄として第一回福德定期預金及び金錢信託の取扱者、條件等を定むる件 二三四 二九

七三九　昭和二十一年大藏省告示第百二十一號中會社追加　二三九　三〇
七四〇　同年同第六百五十七號により指定した會社中削除　二三九　三〇
七四一　同年同第七百十一號により同上　二三九　三〇

●大藏省　司法省

八　社債等登錄法施行令第一條第一項第二號但書の會社指定　一四一　一五

●大藏省　司法省、農林省

一　會社經理應急措置法施行令第十五條第二項の規定により主務大臣の指定する法人指定　四三　七

●大藏省　農林省

一　特別經理會社とならない會社指定　一〇七　一四

●司法省

九八　福岡縣遠賀郡遠賀村役場保存昭和十八年の除籍簿滅失　五　一
九九　大赦令により赦免を得たる者にしてその證明を受けたきもの申出で方等　號外三　三
一〇〇　沖繩縣、樺太、朝鮮若しくは臺灣等において刑の言渡を受け大赦令又は復權令により赦免又は復權せられたる者にして假證明を受けたきもの申出で方　同　三
一〇一　神戸市灘區役所保存昭和十六年及び同十八年の除籍簿滅失　一五　四
一〇二　福岡控訴院移轉　一〇八　一四
一〇三　日本銀行より承繼した手形交換所の施設等　一四一　一五
一〇四　船木區裁判所宇部出張所の登記回復に關する件中改正　一八〇　二三
一〇五　横濱市川崎區役所保存戸籍簿の一部滅失　二二四　二七
一〇六　八王子區裁判所の登記回復に關する件中改正　二三九　三〇
一〇七　和歌山區裁判所同上等　二三九　三〇

●文部省

一一八　電波物理研究所地方觀測所の名稱及び位置　一〇八　一四
一一九　金澤高等師範學校等の位置變更　一四九　一九
一二〇　史蹟指定　一六五　二二
一二一　愛知大學設立認可　一八〇　二三
一二二　高等學校高等科の入學に關し學力指定　二〇四　二六
一二三　國寶指定　二二五　二九
一二四　公立私立學校卒業者ニ對シ中等教員無試驗檢定ノ取扱ヲ許可シタル學校の一部改正　二四〇　三〇
一二五　國寶所有者變更　二四〇　三〇

●厚生省

七六　醫師國家試驗の施行に關し定むる件　三　一
七七　「ヂフテリア」豫防用細菌學的製劑檢定規程第九條による檢定證の樣式　五一　八
七八　「ヂフテリア」血清竝びにその製品、製劑及び破傷風血清竝びにその製品、製劑檢定規程第七條による檢定標準　七二　一二
七九　同規程第十一條による「ヂフテリア」又は破傷風標準血清若しくは標準毒素の交付に關する件　七二　一二
八〇　同規程第八條による檢定證の樣式　七二　一二
八一　廣東、上海（吳淞を含む）及び胡廬島に對する「コレラ」流行地指定解除　八〇　一三
八二　國立療養所の名稱及び位置中追加　一三一　一八
八三　同上中及國立病院の名稱及び位置中改正　一三一　一八
八四　伊勢志摩國立公園指定　一五九　二〇
八五　昭和十八年厚生省告示第五百六十一號外一告示廢止　一九〇　二五
八六　厚生省醫務局出張所の名稱及び位置　二〇四　二六

●農林省

一三一　木材配給統制規則第四條但書の場合指定　四　一
一三二　食糧管理法施行令第二條第二項の規定による銘柄及び等級指定の件の一部改正　九　二
一三三　青果物等統制令第七條第一項の規定により澤庵漬等について指定　一〇　五
一三四　同上により切干大根等について指定　一〇　五
一三五　禁獵區設置　一〇　五
一三六　臨時農地事務局設置に關する件　二三　六
一三七　蠶絲業法施行規則ニ依ル樣式　五〇　八
一三八　開拓研究所の位置竝びに支所の名稱及び位置　二四〇　三〇

●商工省

一一三　昭和二十一年商工省告示第八十號の一部改正　五一　八
一一四　電氣用品製造免許　八〇　一三
一一五　貿易廳地方貿易事務局及びその分室の名稱及び位置　一四一　一五
一一六　絹織物及び絹メリヤス生地の檢查及び蒐荷に關する件第一條但書の規定により同條の檢查を受けることを要しない絹織物指定　一三一　一八
一一七―一一八　生絲等ノ數量報告等ニ關スル件第二條但書の規定により定める件　一三一　一八
一一九　重要輸出品取締法施行第五條の規定により指定　一四九　一九
一二〇　昭和二十一年商工省告示第八十號の一部改正　一八〇　二三
一二一　電氣用品製造免許　一八〇　二三
一二二　昭和五年商工省告示第六號の一部改正　二四〇　三〇

●運輸省

二七九　船員職業紹介所名稱及位置廢止　九　二
二八〇　省營自動車路線名稱の一部改正　九　二
二八一　安浦線上黒瀬安浦間自動車一般運輸營業開始　九　二
二八二　歸還朝鮮人託送貨物に對し一時限りの連絡運輸の取扱をなす件　一五　四
二八三　紀勢西線太地停車場小口扱貨物取扱開始　二四　六
二八四　筑肥線金石原停車場一般運輸營業開始等　二四　六
二八五　省營自動車路線名稱の一部改正　四三　七
二八六　秋吉線山口、吉則間等自動車一般運輸營業開始　四三　七
二八七　水郡線矢祭山停車場小荷物及小口扱貨物の取扱開始等　四四　七
二八八　京濱港東京區錨地指定信號の一部改正　五一　八
二八九　內地連絡運輸規則の一部改正　七二　一二
二九〇　昭和二十年運輸省告示第百六號廢止　一〇〇　一三
二九一　昭和十八年文部省第七百五十二號の一部改正　一〇〇　一三
二九二　樺太所在氣象官署ノ執務時間廢止　一〇〇　一三
二九三　航路標識施設變更、復舊又は消燈　一〇〇　一三
二九四　東京海灣海獺島燈標點燈開始等　一〇〇　一三
二九五　貨物特定賃率表中追加　一〇〇　一三
二九六　航海の制限についての一部改正　一〇八　一四
二九七　鐵道局の位置及管轄區域の一部改正　一二四　一五
二九八　昭和二十二年度海務院學生募集要項　一三一　一八
二九九　造船所指定の件の一部改正　一五九　二〇
三〇〇　山手線澁谷停車場所屬北澤荷扱所設置等　一八〇　二三
三〇一　荷扱所荷物取扱規則の一部改正　一八〇　二三
三〇二　省營自動車路線名稱の一部改正　一八〇　二三
三〇三　日勝線鹿野、廣尾間自動車一般運輸營業開始　一八〇　二三
三〇四　海運業ノ種類及地區ニ關スル件の一部改正　一九〇　二五
三〇五　鹿兒島本線門司埠頭停車場到着小口扱貨物取扱開始　二二四　二七
三〇六　宮之城線營木、廣播兩停車場旅客、手、小荷物の取扱開始　二二七　二八
三〇七　同停車場における旅客取扱區間の制限廢止　二二七　二八
三〇八　飯田線三河川合、三河長岡間等に停車場設置等　二三六　二九
三〇九　海運業ノ種類及地區ニ關スル件の一部改正　二三六　二九
三一〇　內地連絡運輸規則の一部改正　二四〇　三〇

●遞信省

一四〇　電氣試驗所の支所及び出張所の名稱及び位置中改正　四　一
一四一　郵便局移轉改稱　四　一
一四二　郵便局郵便物集配事務開始　四　一
一四三　尼崎市内にある各郵便局においては尼崎市を支拂地とする小切手に限り郵便振替貯金小切手拂込規則により受入るゝ件　四　一
一四四　郵便局分室設置　九　二
一四五　郵便局移轉改稱　一〇　五
一四六　郵便局分室廢止　二六　六
一四七　鑛業特設電話所廢止　二四　六
一四八　郵便局郵便物集配事務開始　二四　六
一四九　郵便局設置　四四　七
一五〇　五圓郵便切手發行　一二四　一五
一五一　郵便局移轉改稱　一三一　一八
一五二　郵便局分室廢止　一三一　一八
一五三　郵便局指定解除　一四九　一九
一五四　郵便局設置　一五九　二〇
一五五　十五錢及び一圓五十錢郵便切手並びに三十錢往復葉書發行　一八〇　二三

●北海道廳

水二　昭和十九年北海道廳告示第二號中改正　二四　六

●長崎縣

保解五　保安林解除　一九〇　二五

●山梨縣

保解一　保安林解除　二〇四　二六

●香川縣

保解一　保安林解除　二四　六

宮廷錄事

◎日本國憲法公布記念式典において賜はりたる勅語　號外　三
◎賢所皇靈殿神殿ニ親告ノ儀　五　一
◎神宮竝山陵ニ奉告ノ儀　五　一
◎行幸仰出　二　一

◎行幸　四　七
◎皇后宮行啓仰出　五三　八
◎皇后宮行啓　七四　一二
◎行幸御日程　一二五　一六
◎皇后宮行啓御發著割　一二六　一六
◎御安著竝行幸　一七〇　二二
◎皇后宮御安著　一七〇　二二
◎還幸　一八〇　二三
◎皇后宮還御　一八〇　二三
◎行幸仰出　二〇七　二六

彙報

○官廳事項

◎厚生省分課規程中改正　二一　五
◎物價廳事務分掌規程　四一　七
◎終戰連絡中央事務局分課規程中改正　四三　七
◎昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件　四三　七
◎同上　五三　八
◎內務省分課規程中改正　六〇　九
◎引揚援護院分課規程中改正　六〇　九
◎內務省分課規程中改正　七四　一二
◎稅關分課規程中改正　一〇八　一四
◎商工省分課規程改正　一三一　一八
◎大藏省分課規程改正　一六七　二二
◎燃料研究所處務規程中改正　一六八　二二
◎司法省分課規程中改正　一八〇　二三
◎戰災復興院特別建設部分課規程改正　一九一　二五
◎貿易廳分課規程改正　一九一　二五

○判決

◎官吏高等懲戒委員會議決　文部教官關泰祐、同池上弘　二四　六
◎官吏懲戒委員會議決　地方教官大澤重夫　五三　八

○司法

◎刑事補償決定　藤井專精　一四九　一九

○產業

工事

◎日本規格　安全開閉器（電氣八三一〇）（特許標準局）　二一　五
◎同上　中級機帶時計檢查三六〇四外一（同）　八九　一三

○通運

◎水路告示第四十三號　二　二
◎同第四十四號　六〇　九
◎同第四十五號　一二六　一六
◎同第四十六號　一八〇　二三
◎同第四十七號　二四〇　三〇

帝國議會

◎帝國議會開院式勅語　號外　二六

○貴族院

◎正副委員互選　二四〇　三〇

○衆議院

◎議案提出　五　一
◎議案送付　五　一
◎議員當選通牒受領　生方大吉　五　一
◎議事日程　五　一
◎要求書受領　一一　二
◎議案提出　一二五　一五
◎議案送付　一二五　一五
◎議案提出者變更　一二五　一五
◎決議送付　一二五　一五
◎議事日程　一二五　一五
◎議案提出　一二六　一六
◎議案送付　一二六　一六
◎決議送付　一二六　一六
◎質問書提出　一二七　一六
◎緊急質問提出　一二七　一六
◎議事日程　一二七　一六
◎議案奏上　一三三　一八
◎議案提出　一三三　一八
◎議案送付　一三三　一八
◎議事日程　一三三　一八
◎議案奏上　一四九　一九
◎議案提出　一四九　一九
◎決議送付　一四九　一九
◎緊急質問提出　一四九　一九
◎答辯書受領　一四九　一九
◎議事日程　一四九　一九
◎議案提出　一八四　二三
◎議案送付　一八四　二三
◎議案撤回　一八四　二三
◎要求書受領　一八四　二三
◎決議送付　一八四　二三
◎質問書提出　一八四　二三
◎議事日程　一八四　二三
◎議案提出　一九二　二五
◎議事日程　一九二　二五
◎議案奏上　二二五　二七
◎議案提出　二二五　二七
◎議案送付　二二五　二七
◎回付議案受領　二二五　二七
◎決議送付　二二五　二七
◎建議書送付　二二五　二七
◎議事日程　二二五　二七
◎議案提出　二二九　二八
◎議案撤回　二二九　二八
◎決議送付　二二九　二八
◎緊急質問提出　二二九　二八
◎答辯書受領　二二九　二八

地方行政

◎府縣會（京都府外六縣）　五　一
◎同上（京都府外三縣）　一一　二
◎都議會、縣會（東京都、熊本縣）　二一　五
◎同上（東京都、長崎縣外三縣）　二五　六
◎縣會（宮城縣、大分縣）　四六　七
◎名譽職縣參事會員補闕（香川縣）　四六　七
◎縣會（鹿兒島縣）　五二　八
◎同上（福岡縣）　六二　九
◎同上（岐阜縣）　七四　一二
◎府縣會（大阪府外三縣）　八九　一三
◎縣會（岩手縣）　一〇二　一三
◎同上（埼玉縣外三縣）　一一五　一五
◎同上（島根縣）　一二三　一八
◎同上（靜岡縣外四縣）　一六八　二二
◎同上（島根縣）　一八四　二三
◎名譽職縣參事會員補闕（長崎縣）　一八四　二三
◎縣會（滋賀縣外三縣）　二〇七　二六
◎同上（兵庫縣外三縣）　二〇八　二八
◎同上（兵庫縣外二縣）　二一八　二九
◎同上（千葉縣）　二四四　三〇
◎名譽職縣參事會員補闕（香川縣）　二四四　三〇

11月　目録

11月目録

辭令

地方事務官　川嶋精一
十一号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　澤田省一
同　黒沼芳省
十号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
同　千種成充
八号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
同　秋田民夫
（各通）　同　中居林萬吉
同　元木直一
十一号俸下賜　青森縣勤務ヲ命ス
同　菊池剛
十号俸下賜　青森縣勤務ヲ命ス
同　及川常三
秋田縣勤務ヲ命ス
同　庄司光藏
十一号俸下賜　秋田縣勤務ヲ命ス
同　佐藤敬太郎
十号俸下賜　秋田縣勤務ヲ命ス
同　中田茂春
十号俸下賜　福井縣勤務ヲ命ス
同　中谷久彌
二十一号俸下賜　石川縣勤務ヲ命ス
同　森義雄
二十一号俸下賜　石川縣勤務ヲ命ス
同　加藤政太郎
十六号俸下賜　石川縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　東友次
同　北野他平次
十一号俸下賜　石川縣勤務ヲ命ス
同　三田宗松
十号俸下賜　石川縣勤務ヲ命ス
同　高利太郎
富山縣勤務ヲ命ス
同　喜多埜謙二郎
十三号俸下賜　富山縣勤務ヲ命ス
同　岡本秀夫
十二号俸下賜　鳥取縣勤務ヲ命ス　補鳥取縣警視
（各通）　同　大塚順七
同　濱田庄二
十号俸下賜　鳥取縣勤務ヲ命ス
同　金光敬叔
二十一号俸下賜　岡山縣勤務ヲ命ス　補岡山縣視学官
同　新田定雄
十八号俸下賜　岡山縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　佐藤政一
同　國弘坦
十七号俸下賜　岡山縣勤務ヲ命ス
同　西林銀治
十五号俸下賜　岡山縣勤務ヲ命ス
同　野上幹
十四号俸下賜　岡山縣勤務ヲ命ス
同　板野壽夫
十三号俸下賜　岡山縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　久野義浩
同　宮本亮
十一号俸下賜　岡山縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　槽谷等藏
同　松森六郎
同　藤原博
同　堀口高志
十号俸下賜　岡山縣勤務ヲ命ス
同　石川俊一
廣島縣勤務ヲ命ス
同　岡内豊
十八号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　黒田六郎
同　重政卓郎
十七号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
同　長谷川武士
十六号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　山原秀朗
同　唐川悦任
十四号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　宮地克己
同　落合清
同　門重良一
同　木場善男
十三号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　光野俊政
同　功野忠之
十一号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　大井常一
同　宇佐川虎治郎
十四号俸下賜　山口縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　北村秀一
同　重富三夫
十二号俸下賜　山口縣勤務ヲ命ス
同　藤井敏夫
十一号俸下賜　山口縣勤務ヲ命ス
同　大藤成
十号俸下賜　山口縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　河野通吉
同　熊ノ郷緒二三
十六号俸下賜　和歌山縣勤務ヲ命ス　補和歌山縣視学官
同　神前政一
十二号俸下賜　和歌山縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　前島要馬
同　中尾定義
同　上美明
十一号俸下賜　和歌山縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　田中米市
同　雜賀三四二
同　奥野幸吉
同　林田俊夫
同　山田英一
同　上西正治
十号俸下賜　和歌山縣勤務ヲ命ス
同　九鬼英利
九号俸下賜　和歌山縣勤務ヲ命ス
同　鈴木經雄
十七号俸下賜　徳島縣勤務ヲ命ス　補徳島縣視学官
同　森孝三郎
十四号俸下賜　徳島縣勤務ヲ命ス　補徳島縣視学官
同　前田治
十一号俸下賜　徳島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　井上忠義
同　鹿子晋
同　後藤啓二
同　内藤鋒雄
十号俸下賜　徳島縣勤務ヲ命ス
同　田中清雄
九号俸下賜　徳島縣勤務ヲ命ス
同　石井和夫
二十号俸下賜　香川縣勤務ヲ命ス　補香川縣視学官
（各通）　同　渡邊好吉
同　津田義雄
同　森菊松
同　豊田重敏
十三号俸下賜　香川縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　溝淵武男
同　井上林三
十二号俸下賜　香川縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　塩田胖
同　河西寛
十一号俸下賜　香川縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　村上信二郎
同　三崎敬彦
十号俸下賜　香川縣勤務ヲ命ス
同　原田三三
愛媛縣勤務ヲ命ス
同　齋藤孝滿
二十三号俸下賜　愛媛縣勤務ヲ命ス　補愛媛縣視学官
同　梅木新吉
二十一号俸下賜　愛媛縣勤務ヲ命ス　補愛媛縣視学官
同　熊谷義雄
十五号俸下賜　愛媛縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　大野竹五郎
同　松本安一
十三号俸下賜　愛媛縣勤務ヲ命ス
同　竹内富三郎
十一号俸下賜　愛媛縣勤務ヲ命ス
同　朝倉義綱
高知縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　田中利久藏
同　渥美節夫
福岡縣勤務ヲ命ス
同　鹽塚重吉
十五号俸下賜　福岡縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　藤篤介
同　石橋林藏
十三号俸下賜　福岡縣勤務ヲ命ス
同　吉田彥
十一号俸下賜　福岡縣勤務ヲ命ス
同　城戸茂夫
十号俸下賜　福岡縣勤務ヲ命ス
同　小山田一休
十六号俸下賜　大分縣勤務ヲ命ス
同　園田德人
十五号俸下賜　大分縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　佐藤磨
同　天羽計二
同　甲斐暢
十四号俸下賜　大分縣勤務ヲ命ス
同　內田忠弘
十号俸下賜　大分縣勤務ヲ命ス
同　立山春男
十号俸下賜　熊本縣勤務ヲ命ス
同　堀之内恒夫
二十四号俸下賜　宮崎縣勤務ヲ命ス　補宮崎縣視学官
同　伊佐民四郎
二十二号俸下賜　宮崎縣勤務ヲ命ス　補宮崎縣視学官
同　中村治兵衛
十八号俸下賜　宮崎縣勤務ヲ命ス

（各通）　同　日高信一
同　緒方定利
十三号俸下賜　宮崎縣勤務ヲ命ス
同　杉田志信
十二号俸下賜　宮崎縣勤務ヲ命ス
同　岩倉守
十一号俸下賜　宮崎縣勤務ヲ命ス
同　三井脩
十号俸下賜　宮崎縣勤務ヲ命ス
同　平田整三
十五号俸下賜　鹿兒島縣勤務ヲ命ス
同　今井金彌
十二号俸下賜　鹿兒島縣勤務ヲ命ス
同　尾崎圭作
十七号俸下賜　和歌山地方世話部勤務ヲ命ス
同　市山榮太郎
十七号俸下賜　富山地方世話部勤務ヲ命ス
同　岡正章
二十一号俸下賜　岡山地方世話部勤務ヲ命ス
同　栢野和一
十七号俸下賜　岡山地方世話部勤務ヲ命ス
同　手島公恭
十九号俸下賜　廣島地方世話部勤務ヲ命ス
同　谷岡吉郎
十五号俸下賜　廣島地方世話部勤務ヲ命ス
同　池田正木
十一号俸下賜　廣島地方世話部勤務ヲ命ス
同　上瀧大三
十六号俸下賜　福岡地方世話部勤務ヲ命ス
地方技官　水口恒信
十九号俸下賜　東京都勤務ヲ命ス
同　保科定五郎
十六号俸下賜　東京都勤務ヲ命ス
同　関義人
十一号俸下賜　警視廳勤務ヲ命ス
同　花谷市之助
十九号俸下賜　北海道廳勤務ヲ命ス
同　岸井榮三郎
十八号俸下賜　北海道廳勤務ヲ命ス
同　渡部以智四郎
十七号俸下賜　北海道廳勤務ヲ命ス
（各通）　同　藤原貞夫
同　宮島靖共
十六号俸下賜　北海道廳勤務ヲ命ス
同　入江但
十三号俸下賜　北海道廳勤務ヲ命ス
同　澁江東雲
十二号俸下賜　北海道廳勤務ヲ命ス
同　小泉英夫
十一号俸下賜　北海道廳勤務ヲ命ス
同　加藤一男
十号俸下賜　北海道廳勤務ヲ命ス
同　奥田正夫
京都府勤務ヲ命ス
（各通）　同　加納重一
同　藤山清一
十三号俸下賜　京都府勤務ヲ命ス
同　高矢武二
十号俸下賜　京都府勤務ヲ命ス
同　青木正一
十四号俸下賜　大阪府勤務ヲ命ス
同　武田正大
十一号俸下賜　大阪府勤務ヲ命ス
（各通）　同　西浦梓
同　大竹直
十五号俸下賜　神奈川縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　川縄三好
同　山田泰司
十四号俸下賜　神奈川縣勤務ヲ命ス
同　永井勇
十三号俸下賜　神奈川縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　清水善吉
同　山田義男
同　根岸正男
十二号俸下賜　神奈川縣勤務ヲ命ス
同　梶田辰
十一号俸下賜　神奈川縣勤務ヲ命ス
同　白砂辰造
二十一号俸下賜　兵庫縣勤務ヲ命ス
同　近藤愛知
十六号俸下賜　兵庫縣勤務ヲ命ス
地方技官　近藤光雄
十五号俸下賜　兵庫縣勤務ヲ命ス
同　今井英世
十四号俸下賜　兵庫縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　芝鎮治
同　片岡善亀
十三号俸下賜　兵庫縣勤務ヲ命ス
同　山下宗吉
十四号俸下賜　埼玉縣勤務ヲ命ス
同　佐藤久平
十八号俸下賜　群馬縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　塩崎豊
同　松崎照作
十三号俸下賜　群馬縣勤務ヲ命ス
同　唐澤武雄
十二号俸下賜　群馬縣勤務ヲ命ス
同　角田幸三
十号俸下賜　群馬縣勤務ヲ命ス
同　峯岸政治
十五号俸下賜　千葉縣勤務ヲ命ス
同　増田金松
十六号俸下賜　奈良縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　射場幸治郎
同　有吉滿章
十五号俸下賜　奈良縣勤務ヲ命ス
同　市橋保男
十一号俸下賜　奈良縣勤務ヲ命ス
同　出口紀佐一
十九号俸下賜　愛知縣勤務ヲ命ス
同　佐野道五郎
十二号俸下賜　愛知縣勤務ヲ命ス
同　杉山卓世
十号俸下賜　愛知縣勤務ヲ命ス
同　戸塚留男
十六号俸下賜　静岡縣勤務ヲ命ス
同　村手正
十二号俸下賜　静岡縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　雨宮久
同　龐田義猛
十六号俸下賜　山梨縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　長潮稻作
同　木村東之助
十四号俸下賜　山梨縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　横山辰藏
同　中島肌
十三号俸下賜　山梨縣勤務ヲ命ス
同　宮澤滉
十三号俸下賜　長野縣勤務ヲ命ス
同　竹内啓作
十一号俸下賜　長野縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　小島清重
同　坂口英
同　古川正喜
十号俸下賜　長野縣勤務ヲ命ス
同　片桐勳
九号俸下賜　長野縣勤務ヲ命ス
同　鈴木良藏
十六号俸下賜　福島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　矢吹陸郎
同　蛇谷清平
同　藤田政美
十五号俸下賜　福島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　福田新市
同　中山靖
十四号俸下賜　福島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　畑田東
同　箭内三郎
同　佐藤秀王
十三号俸下賜　福島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　長倉勇四郎
同　八鍬龍太郎
同　三部廣惠
十二号俸下賜　福島縣勤務ヲ命ス
同　有原與六
十九号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
同　小澤正紀
十八号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
同　小山田敬三
十七号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　八角斌
同　大久保善雄
同　笹木政次
十六号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　伊藤裕
同　長島要之助
同　佐藤彥雄
十五号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
同　柴内男藏
十四号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
同　相澤季夫
十二号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　堀部勇
同　神戸國治
同　小原勝明
十一号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
同　菊池祐二
十号俸下賜　岩手縣勤務ヲ命ス
同　大川通平
十四号俸下賜　青森縣勤務ヲ命ス
同　小山恒三
十三号俸下賜　青森縣勤務ヲ命ス
同　菅原儀衞
十一号俸下賜　青森縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　大森繁治
同　大塚重治
十五号俸下賜　秋田縣勤務ヲ命ス
同　南多利男
十四号俸下賜　秋田縣勤務ヲ命ス
同　石野三次
十号俸下賜　石川縣勤務ヲ命ス
同　岸秀男
十八号俸下賜　富山縣勤務ヲ命ス
同　濱邊直二
十七号俸下賜　富山縣勤務ヲ命ス
同　中川秀幸
十三号俸下賜　富山縣勤務ヲ命ス
同　杉橋渉
十五号俸下賜　鳥取縣勤務ヲ命ス
同　前田善美
十三号俸下賜　鳥取縣勤務ヲ命ス
同　林光明
九号俸下賜　鳥取縣勤務ヲ命ス
同　齋藤賢治
十号俸下賜　岡山縣勤務ヲ命ス
同　得居守男
十六号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　高柴香取
同　岡本余所兒
十四号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　山脇市郎二
同　中野實一
同　林茂樹
同　豆田早雄
十三号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
（各通）　同　升味正三
同　池田正
十二号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス
同　大石志名雄
十一号俸下賜　廣島縣勤務ヲ命ス

（各通）　同　藪　常夫
同　藤久　要
十号俸下賜
廣島縣勤務ヲ命ス
九号俸下賜　同　島本　敏男
廣島縣勤務ヲ命ス
十四号俸下賜　同　桂　博之
山口縣勤務ヲ命ス
十三号俸下賜　同　松本　春男
山口縣勤務ヲ命ス
十二号俸下賜　同　長井　末盛
山口縣勤務ヲ命ス
同　芝山半之亟
（各通）　同　山本　國一
十一号俸下賜
和歌山縣勤務ヲ命ス
十号俸下賜　同　城本利三郎
和歌山縣勤務ヲ命ス
十八号俸下賜　同　臣永　義夫
徳島縣勤務ヲ命ス
十七号俸下賜　同　磯田　平八
徳島縣勤務ヲ命ス
十四号俸下賜　同　橋爪　英士
徳島縣勤務ヲ命ス
同　鈴江　昇
（各通）　同　河野邦三郎
同　永井　實
十号俸下賜
徳島縣勤務ヲ命ス
九号俸下賜　同　羽根　隆美
徳島縣勤務ヲ命ス
十五号俸下賜　同　遠藤　清三
香川縣勤務ヲ命ス
十四号俸下賜　同　木本　大
香川縣勤務ヲ命ス
十一号俸下賜　同　横田朝太郎
香川縣勤務ヲ命ス
十一号俸下賜　同　相原門五郎
愛媛縣勤務ヲ命ス
十六号俸下賜　同　安東　健吉
大分縣勤務ヲ命ス
同　寄田圭一郎
（各通）　同　河野　道好
同　宮崎　淸門
十五号俸下賜
大分縣勤務ヲ命ス
十八号俸下賜　同　山口　節藏
佐賀縣勤務ヲ命ス
十三号俸下賜　同　前原　昇
熊本縣勤務ヲ命ス
十一号俸下賜　同　稲田　長德
熊本縣勤務ヲ命ス

十八号俸下賜　同　勝目　徹意
鹿兒島縣勤務ヲ命ス
十五号俸下賜　同　下田代留吉
鹿兒島縣勤務ヲ命ス
同　濱田　彪
（各通）　同　田島　治志
十四号俸下賜
鹿兒島縣勤務ヲ命ス
十一号俸下賜　同　友添　精一
鹿兒島縣勤務ヲ命ス
（各通）　地方事務官　山田原　實
同　日高　重孝
二十五号俸下賜
同　早稲木庄左衛門
（各通）　地方技官　青柳　政次
二十三号俸下賜
地方事務官　齋藤錦三郎
（各通）　地方技官　永野治十郎
二十二号俸下賜
地方事務官　土居　晃
（各通）　同　泉谷　豊市
十九号俸下賜
同　湯淺　楠秀
十六号俸下賜、
十五号俸下賜、　地方技官　山近　春平
十三号俸下賜　同　扶川　文雄
地方事務官　山村　淸
十三号俸下賜
北海道廳勤務を命ずる
補北海道廳小作官
同　東　忠三郎
十一号俸下賜
北海道廳勤務を命ずる
補北海道廳小作官
內務事務官　鈴木　秀夫
十三号俸下賜
新潟縣駐在ヲ命ス
同　今井平三郎
新潟縣駐在ヲ命ス
十号俸下賜　同　堀　澄
群馬縣駐在ヲ命ス
同　眞田　秀雄
（各通）　同　高橋　房三
群馬縣駐在ヲ命ス
同　岡本　三郎
千葉縣駐在ヲ命ス
十号俸下賜　同　大縫　春次
奈良縣駐在ヲ命ス
同　前田　壽雄
奈良縣駐在ヲ命ス
同　川喜田文作
十六号俸下賜
三重縣駐在ヲ命ス

九号俸下賜　同　松野　茂雄
岐阜縣駐在ヲ命ス
同　松尾　吾策
岐阜縣駐在ヲ命ス
同　高橋　惠
長野縣駐在ヲ命ス
同　細屋　喜平
岩手縣駐在ヲ命ス
同　丹野　八郎
（各通）　同　相澤　富雄
山形縣駐在ヲ命ス
同　出口　憲治
富山縣駐在ヲ命ス
同　土居　忠義
（各通）　同　佐々木末雄
廣島縣駐在ヲ命ス
十号俸下賜　同　田岡　輝正
徳島縣駐在ヲ命ス
同　藤本　戌夫
徳島縣駐在ヲ命ス
同　安岡　理
（各通）　同　上村　春吉
高知縣駐在ヲ命ス
同　長澤　未
福岡縣駐在ヲ命ス
地方事務官　鈴木　秀夫
新潟縣勤務ヲ命ス
同　堀　澄
群馬縣勤務ヲ命ス
同　大縫　春次
奈良縣勤務ヲ命ス
同　川喜田文作
三重縣勤務ヲ命ス
同　松野　茂雄
岐阜縣勤務を命す
同　佐藤　隆
山形縣勤務ヲ命ス
同　田岡　輝正
徳島縣勤務ヲ命ス
同　福島政次郎
富山縣警視ヲ免ス（以上五月一日內務
省）
文部敎官　小野　軍操
都立機械工業專門学校敎授に補する
同　富田　明夫
浪速高等学校敎授に補する
同　今井　直重
大阪府立淀川工業專門学校敎授に補す
る
同　高橋　光雄
大阪市立都島工業專門学校敎授に補す
る

（各通）　同　本田　實
同　貫名　美隆
神戸市立外事專門学校敎授に補する
同　神賀　信濃
（各通）　同　須田　忠
同　横田　一二
水戸市立女子專門学校敎授に補する
同　清水　純夫
（各通）　同　川廷　謙造
長野縣立農林專門学校敎授に補する
同　河田　茂治
岩手縣立女子專門学校敎授に補する
同　水田　巖
山口縣立女子專門学校敎授に補する
同　日野　巖
山口獸医畜産專門学校敎授に補する
同　瀬利　サクラ
福岡縣女子專門学校敎授に補する
同　本田　義彦
同　淨住　勤護
（各通）　同　竹下　武雄
同　志内　ヒデ
同　野口　サキ
熊本縣立女子專門学校敎授に補する
地方敎官　錦織　善市
栃木縣立大田原中学校長に補する
同　日夏　嘉吉
奈良縣奈良市立三笠中学校長に補する
同　大森　南三郎
福井縣立大野中学校長に補する
同　德田　志武美
富山縣立射水中学校長に補する
同　砂田　英吉
富山縣立氷見中学校長に補する
同　吉川　東朔
富山縣立魚津中学校長に補する
同　松島　弘作
富山縣立射水中学校長を免ずる
同　小川　皋
富山縣立魚津中学校長を免ずる
同　熊谷　初三
佐賀縣佐賀市立第一中学校長に補する
同　澁谷　斌
大分縣立日田中学校長に補する
同　横井　良和
愛知縣一宮高等女学校長に補する
同　河田　茂治
秋田縣立本庄高等女学校長を免ずる
同　山本　允彦
富山縣立滑川高等女学校長に補する
同　傳田　税
富山縣立新湊高等女学校長に補する
同　亀谷　觀靜
富山縣富山市立富山高等女学校長に補
する

同　海野　幸喜
富山縣高岡市立高岡高等女学校長に補
する
同　福井　浩
富山縣立石動高等女学校長に補する
同　千田　敏治
富山縣立氷見高等女学校長に補する
同　齊藤　吉郎
富山縣八尾高等女学校長を免ずる
同　水木　與作
富山市立富山高等女学校長を免する
同　土肥宇三郎
富山縣立滑川高等女学校長を免する
同　永森　文秀
富山縣立新湊高等女学校長を免ずる
同　小川　博史
岡山縣惣社高等女学校長に補する
同　羽原　茂
岡山縣福渡高等女学校長に補する
同　中平　東稻
福岡縣市立門司高等女学校長に補する
同　志賀　正道
大分縣立日田高等女学校長に補する
同　吉崎文三郎
大分縣立竹田高等女学校長に補する
同　利光　英三
大分縣立第二高等女学校長に補する
同　橋本　躙太
岡山縣勝間田農林学校長に補する
同　早坂平四郎
栃木縣立足利工業学校長兼栃木縣立足
利第二工業学校長に補する
同　加登　八郎
富山縣立富山工業学校長に補する
同　直江　宗良
富山縣富山市立岩瀬商業学校長に補す
る
同　小菊屋　純
富山縣高岡市立伏木商業学校長に補す
る
同　宮島　重則
富山市立岩瀬商業学校長を免する
同　山根　熊藏
岡山縣琴浦商業学校長に補する
同　齋藤信三郎
岡山縣笠岡商業学校長兼岡山縣笠岡工
業学校長に補する
同　三鍋　義三
滑川藥業学校長を免する（以上六月三
十日文部省）

11月目録